

砥 部 町 議 会
平成 2 0 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成20年第1回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成20年3月6日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成19年3月6日 午前9時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生こども課長 健康づくり課長 生涯学習課長 商工観光課長 建設課長 水道課長	中村 剛志 佐川 秀紀 明賀 徹 上岡 洋一 武智 充吉 正岡 修平 相原 宜紀 大野 哲郎 相田由紀夫 萬代 喜正 辻 充則	副町長 教育長 広田支所長 監理財政課長 住民サービス課長 生きがい推進課長 学校教育課長 環境保全課長 農林課長 下水道課長 柳田 稷 佐野 弘明 丸本 正和 松下 行吉 藤田 正純 大西 潤 松村 昇二 日浦 昭二 西崎 悟 東岡 秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議員の指名	11番 宮内光久君 12番 大野和博君		

平成20年第1回砥部町議会定例会

平成20年3月6日(木)

午前9時30分開会

○議長(井上洋一) 現在の出席議員は18人です。定足数に達していますので、平成20年第1回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 平成20年度施政方針及び行政報告

○議長(井上洋一) 町長あいさつ及び日程第1平成20年度施政方針及び行政報告を行います。中村町長。

○町長(中村剛志) 3月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。3月3日のひな祭り、そして昨日は啓蟄と、日増しに春めいてまいりました。議員の皆様には、公私、何かとお忙しい中、ご出席を賜り、本日から14日までの9日間にわたり、町政運営に関わる諸案件につきましてご審議賜りますこと、心より御礼を申し上げます。

国におきましては、ここ2年の間に、小泉政権から安倍政権、そして現在の福田政権へと、猫の目のように政権が代わりました。変わらないのは、地方の台所事情です。政府は、2008年度地方交付税法改正で、4千億円の「地方再生対策費」を創設し、連続して減少していた地方交付税を前年比1.3%増額しています。これは、国の厳しい財政状況の中で、地方の悲鳴を受けて、やりくりしたもので、2009年度以降の保障はまったくありません。逆に、必ずやってくるのは、10年間の合併特例による加算がなくなり、さらに交付税が大幅に減額されるという厳しい現実であります。それまでに、お金のかからない砥部町に仕上げておく必要があります。今、一生懸命行財政改革に取り組んでおりますが、行政執行部だけでできるものではありません。皆様のご理解ご協力が欠かせません。どうか、議員の皆様、町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本町の平成20年度一般会計の当初予算は、昨年度より2.1%、1億2,300万円増額し、60億2,600万円になりました。その主たる財源であります町税は、前年度より5,400万円増の、20億7,300万円。地方交付税が1億円増の、21億3千万円であります。その他は、国県支出金が、4億9千万円。町債の2億9,400万円などあります。また、道半ばではありますが、行財政改革の効果もあって、今回の補正予算におきまして、財政調整基金を3億5千万円積み立てることができました。これによりまして、財政調整基金の総額は、2年前の3億円から、3倍の9億5千万円になり、目標額に限りなく近づいておりますことは、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力のお陰であり、重ねて感謝とお礼を申し上げます。

特別会計および企業会計につきましては、特別会計の総額が、前年度より、11億1,300万円減の63億8,800万円になり、水道事業会計は、前年度より3,800万円増の、5億800万円になりました。一般会計と合わせた全体の予算額は、前年比7%、9億7,800万円減額し、129億2,200万円となっております。その、内容につ

きましては、後日の議案審議の場でご説明を申し上げます。

また、今定例会でご審議いただく案件は、総合計画の基本構想制定に関する議案及び町道認定に関する議案のほか、条例の制定・改正等13件、平成19年度補正予算9件、平成20年度当初予算14件のご審議をお願いします。いずれも詳細にご説明申し上げますので、ご理解を賜り、ご議決ご承認くださいますようお願い申し上げます。

続いて、平成20年度の施政方針、並びに重点施策について述べさせていただきます。新町が誕生して4年目を迎えました。そして、私にとりましても、任期最終年度を迎えることとなります。これまで、町政に「民間感覚の導入」を目指して、「町民の皆様を主役にしたまちづくり」、「住民サービスを第一にした役場づくり」に取り組んでまいりましたが、国の三位一体改革により、想像以上の厳しい財政運営を強いられ、町民の皆様には、多大のご不便ご迷惑をおかけしております。そうした状況ではありますが、職員意識の改革も次第に浸透し、「町民の皆様が親切的な町政」、「ガラス張りの町政」、「企業感覚とスピードアップの町政」が、着実に進展しておりますことは、議員の皆様、町民の皆様の温かいご支援ご協力の賜であり、心から感謝を申し上げます。これからも一層、効率的な行財政運営に努めながら、町民の皆様が生きがいを持ち、安心して暮らしていけるまちづくりに努めてまいります。

いよいよ、平成20年度からは、新しい総合計画に沿った「まちづくり」が、スタートをいたします。その基本理念は、「安心安全を実感できるまちづくり」、「自立と協働によるまちづくり」、「豊かな自然を守り伝えるまちづくり」、「地域資源を活かしたまちづくり」です。そして、その理念の根底には、「町民の皆様が主役」という地方自治不変の原則があるということをご常々認識しながら町政を進めてまいりたいと思います。それでは、平成20年度の主要施策について重点的に取り組むもの、新規に取り組むものを中心に概要を申し上げます。

「行財政運営」につきましては、一層の改革を進めながら、必要性や効果、成果について評価を行うシステムの定着に努めるとともに、行政組織機構を見直し、更なる効率化に努めます。予算の執行に際しては、無駄はないか、町民の皆様にとって有効か、といったことを常に検証しながら適正に執行するとともに、職員の自治体経営感覚の向上、並びに公務員としての資質向上に努めます。また、入札制度を見直し、公募型指名競争入札の実施、予定価格の事前公表、総合評価方式の試行導入などにより、透明で公正な入札制度の確立に努めます。さらに、ガラス張りの町政を推進するため、広報・公聴活動の充実を図り、町民の皆様の提案や意見を反映できるまちづくりに努めます。

「消防防災」では、消防士を充足し、救急自動車の迅速かつ適正な運行に努めるとともに、自主防災組織の充実、交通安全運動の推進、防犯活動の推進に取り組めます。

「保健、医療、福祉」につきましては、少子高齢化の中で、誰もが健康で生きがいを感じながら、安心して暮らすことができるよう、地域でお互いに助け合い支えあえる環境づくりに努めます。保健医療は、平成20年度から、乳幼児医療につきまして、0歳から就学前まで完全無料化を行うとともに、引き続き救急医療体制を維持します。また、健康診断の受診を推進し、早期発見、早期治療に努めるとともに、後期高齢者医療制度への移行

が円滑に行えるように努めます。特に、病気にかかりにくい健康な身体を維持していただくため、身近なところで、体力づくりや健康体操など行える場や機会を充実してまいります。障害者福祉では障害者が自立して生活できるよう様々な支援を行います。さらに介護サービスの利用が受けやすい環境づくりに努めるとともに、高齢者が、様々な活動が気軽に行える場や機会の充実にも努めます。児童福祉、地域福祉では、安心して子育てができるよう保育所や放課後児童クラブ、児童館等の運営の充実にも努めるとともに、民生児童委員さんのご協力をいただきながら、困っている人に手を差し伸べる地域福祉の充実にも努めます。

次に、「上下水道、道路、環境対策」につきましては、まず、厳しい財政の中ではありますが、広域的な観点や、水質保全、快適な環境づくりのためにも必要不可欠であります公共下水道事業は、平成23年3月末の供用開始を目指し整備を進めます。上水道につきましては、安心安全な供給を行い、老朽施設については順次改善し、有収率の向上を目指すとともに、水源の確保にも努めてまいります。町道については、八倉地区の新設道路の用地購入を行い、早期着手に努めます。また、旧33号の高尾田交差点の改良に向けて、調査を行うとともに、団地内の道路等を中心に順次計画的に舗装補修をしてまいります。ごみ処理につきましては、昨年10月からの有料化により、期待された減量化が図られておりますが、循環型社会形成のため、一層の分別の徹底、減量化、不法投棄防止にも努めるとともに、美化センターの適正運営にも努めます。

次に、「産業の振興」についてですが、極めて厳しい状況のなか、魅力と活力ある農業・農村づくりを目指して、関係機関と連携しながら各種事業を進めてまいります。まず、良好な生産基盤を維持する事業として、中山間地域への直接支払い事業を継続し、耕作放棄地の発生防止と農地の多面的機能の維持にも努めます。また、優良品種の苗木補助やマルチ栽培の支援などを行うとともに、平成18年度から実施しているブルーベリーの普及を推進するとともに、担い手支援、認定農業者や青年農業者の活動支援にも努めます。農業基盤整備では、土地改良事業の実施、銚子ダム等水利施設の機能回復、松山南部2期地区農免農道の県事業実施にも努めます。林業振興につきましては、森林の持つ国土保全や水源涵養など多面的機能を維持するため、間伐を中心とする森林整備に対する支援を行ってまいります。

次に、「商工業の振興」につきましては、地域の皆様や商工業の皆様と連携し、本町の文化と伝統を育みながら、砥部焼まつり、陶街道まつりを中心に物産イベントの充実に取り組み、町産品の需要拡大にも努めるとともに、関係機関と連携し、販路開拓に積極的に取り組んでまいります。また、砥部焼の伝統技法を継承するとともに芸術性・文化性を高め、新しい砥部焼文化の創造を目指して人材を育てます。観光事業の振興については、陶街道のまちづくりを一層推進し、各拠点の魅力、ルートの魅力づくりに努めるとともに、広域観光を推進するため、松山市・東温市と連携し、魅力ある観光ルートづくりに努めます。

次に、「教育・文化」についてですが、まず、学校教育におきましては「人間性豊かな砥部の子どもの育成」を基本目標に、基礎学力の確かな定着を図りながら、個性や創造性を尊重した教育を展開します。また、本町独自の「地域の特色を生かす教育推進事業」を、

地域の人材や自然資源の活用などにより実施し、地域に誇りを持ち、心豊かなたくましい子どもが育つよう学校特色ある教育の推進に努めます。学校安全につきましては、引き続き家庭や地域が一体となった危機管理意識の向上及び防犯体制の充実に努めます。また、広田中学校体育館の第2次耐震診断を実施し、耐震性確保に努めます。砥部中学校の耐力度調査の結果、ほとんどの建物が基準値以下であるため、今後、整備に向けた検討を始めます。同時に、平成21年4月の中学校統合に向けて、円滑な統合が図れるよう準備を行います。学校給食については、引き続き衛生管理に万全を期し、食材の安全性に留意し、栄養バランスの取れた給食の提供に努めます。生涯学習の推進につきましては、町民の皆様が、生涯学習に取り組めるよう、その拠点となる中央公民館、地区公民館、分館を活用し、地域コミュニティの活性化に努めます。特に、広田地区に公民館的機能を備えた地域間交流施設の整備に着手します。図書館においては、蔵書の充実に努めるとともに、サービスの向上に努めます。文化の振興につきましては、地域に伝わる伝統的な文化の保存伝承に努めます。さらに、あらゆる人権問題や差別の解消を目指し、広報活動や小集団学習会、各種相談事業の開催により、人権意識を啓発し、「基本的人権が尊重される町づくり」を推進します。社会体育の振興につきましては、社会体育事業の充実に努め、町民の皆様の健康増進のため、それぞれの体力に応じたスポーツ、レクリエーションや体操に親しむ機会を充実するとともに、体育施設の適正な維持管理に努めてまいります。

以上、平成20年度の重点施策につきまして、主要なものを述べさせていただきました。この場では、施策のすべてを申し上げることはできませんでしたが、具体的には当初予算にきめ細かく反映しておりますので、予算審議の場で、詳細な説明をさせていただきます。また、いずれの事業も、実行にあたりましては、議員の皆様、町民の皆様のご意見ご提案をいただきながら、そして、理事者、職員が一丸となって知恵を出し、工夫をして取り組んでまいります。どうか、議員の皆様、町民の皆様の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

続きまして、12月定例会以降の行政報告につきましては、副町長が行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（井上洋一） 柳田副町長。

○副町長（柳田穂） それでは私から12月定例会以降の行政の概要について報告をさせていただきます。お手元に行政報告の一覧書をお配りしております。ご覧ください。

まず、平成19年度消防士職員採用試験ですが、2月10日に実施したしまして、受験者が47名、筆記試験それから適正試験、体力テスト、面接等を行いまして、その総合評価の結果、4名を採用内定しております。

次に、12月から2月までの入札の執行状況でございますが、5件で、設計総額1,528万円に対しまして、落札額1,352万円、落札率は88.5%でございます。内訳は、建築解体工事が1件。145万円で、落札額126万円。率は87%でございます。機械器具設置工事2件。設計額1,016万円に対しまして、落札額が903万円、率が88.8%でございます。物品購入他2件。設計額367万円に対しまして、落札額323万円、率は88%でございます。

次に、国道33号砥部道路の整備でございますが、宮内から千足区間が今月完成する予定でございます。これによりまして、重信川から千足までの6.1km区間が全面4車線で統一されることとなります。次に、町道久保田深田線道路改良工事が、1月7日に中村組の施工により完成をしております。

下水道事業でございますが、砥部中央幹線管渠敷設工事の第1工区は、契約工期の1月末に完成しております。第3工区につきましては、立坑の設置が完了し、現在推進工事が順調に進んでおります。第4工区につきましては、3月3日に、簡易型の総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行し、結果、調査基準価格を下回っております。現在低入札価格調査中でございます。適正であれば最終日に追加提案させていただきます。次に、放流管の敷設工事については、浄化センター前から矢取川までの工事が、契約工期の2月末に完成をしております。日本下水道事業団に建設委託をしております砥部浄化センター土木建築工事につきましては、建築基準法の改正に伴う県の耐震強度の再審査によりまして、工事が若干遅延をしておりますが、マンホールポンプにつきましては、2月末に完成をしております。総津地区の農業集落排水処理施設機能調整工事につきましても、処理施設の機能正常化及び運転マニュアル作成が順調に進んでおります。

次に、シンボルタワーの建設でございますが、2月20日に、国土交通省、砥部焼業界、松山南高砥部分校、モニュメント建設委員会等の協力によりまして、砥部焼の里の象徴として国道33号砥部町入口に、高さ約15mのモニュメントが完成をしております。総事業費は、1,992万円で、財源は地域活性化センター助成金、寄付金等を充当しております。シンボルタワーの愛称を募集いたしました結果、448人の応募があり、その中から審査会を開きまして、4人の案を採用いたしました。『陶街道夢タワー「愛伊砥」くん』に決定をしております。

次に、ごみ有料化後の状況でございますが、10月からの有料化後、不適正排出は減少しております。またごみの量も、対前年比2割程度減少をしております。広田地区のごみ処理の変更でございますが、本年4月からは、可燃ごみ以外のごみの処理を内山衛生事務組合から砥部町に変更するために、12月から1月にかけて地元で説明会を行っております。

1月25日に百歳を迎えられました門田正市様に祝い品を贈呈しております。

次に、あつてはならない事故が発生したわけですが、1月末に、郵便請求された戸籍謄本の誤送付がありまして、関係者の皆様はもとより町民の皆様にご心配ご迷惑をおかけいたしました。慎重さの欠如が原因であり、こうしたことが二度と起こらないよう注意を喚起しております。

次に、学校教育関係では、宮内小学校プールろ過機更新工事につきまして、1月28日に7社による指名競争入札を執行し、714万円、落札率73%で三洋興産株式会社が落札をしております。期限の3月28日に向けて工事を進めております。次に、現在問題になっております中国産冷凍食品の学校給食における使用状況ですが、調査の結果、報道されている製品は使用していないことを確認しております。また今年1月以降は、中国産食材は使用をしております。以上で行政の概要の報告を終わらせていただきます。

○議長（井上洋一） 平成20年度施政方針及び行政報告を終わります。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（井上洋一） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番宮内光久君、12番大野和博君を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（井上洋一） 日程第3会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る2月25日開催の議会運営委員会において、本日から14日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月14日までの9日間に決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

○議長（井上洋一） 日程第4諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に、監査委員より、1月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。

また、本日までに受理しました請願及び陳情は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第5 一般質問

○議長（井上洋一） 日程第5一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 議席11番、宮内光久でございます。私は学校給食について質問をいたします。食の安全を脅かす問題が次々と発覚しています。特に、このたびの「中国製ギョーザ中毒事件」は、生命に関わるもので1日も早い安全な食材と、一刻も早く真相を解明し、二度とこのような事件がでないことを願っております。相次ぐ食品表示の偽装や、今回の「中国製ギョーザ中毒事件」で、消費者の食への信頼は大きく揺らいでいると思います。今、食の安全や食糧自給率への関心が高まる中、日本は40%を切っており、



先進国の中でも、突出して低い水準であります。食糧自給率の低さに、多くの国民が改めて問題意識を持ち始めていると思います。食の安全確保と同様に自給率を高めていくことは重要な課題であると私は思います。今回の事件を見て、我が家の冷蔵庫には冷凍食品が残っていましたが、生産地の表示を見て「中国産」とあるものは慌てて処分をいたしました。これは我が家だけでなく他の家庭も同じ行動を取ったのではないかと思います。

さて、学校の給食や保育所の食材を考えた時、食の安全性、安全確保はとれているのか心配であります。そこで質問をいたします。まず、1点目は今回の問題に対して今まで町民や保護者から質問や苦情等があったのか。あったのであればどのような内容だったのかお答えください。2点目は、中国産又は外国産はどの位食材として使用しているのか。3点目は、今後、保育所及び学校給食はどのような食材を使用していくのか。今までどおりの食材でやるのか。それとも外国産を極力おとして日本産に替えていくのかお答えをください。4点目は、日本産に替えた場合、コストがどの位上がるのか。それに伴い給食費等も上げなければならないと思いますが、その対策として、保護者やPTAとの話し合いやアンケート等はどのような手法を考えているのか。以上4点について町長及び教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の宮内議員さんのご質問にお答えをいたします。始めに、今回の事件で被害に遭われた方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。今、日本と中国とでの事件解明が進められておりますが、一日も早い解決と、食の安全を願うばかりでございます。ご承知のとおり衣食住において外国製品抜きには成り立たないほど私たちは外国製品と密接に関係をしております。世界の中の日本である以上、外国製品に依存せざるを得ないものがあります。正確な情報の選別と、正しく判断する目を持つことが、最大の自衛策であると思いますので、このことを十分に留意して、児童・生徒の安全を確保してまいりたいと思います。

それでは、学校給食についてということでございますが、保育所給食も含めて、4点のご質問につきまして教育長より答弁いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） それでは宮内議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、中国産冷凍食品によります健康被害の発生後、厚生労働省が公表し、業者が自主回収したすべての製品につきまして、学校給食及び保育所の給食での使用の有無を調査いたしました。その結果、先ほどの行政報告にもございましたように、問題の製品はすべて使用をしておりませんでしたことを確認をしておりますので、このことを最初に申し上げておきまして、ご質問の順にお答えをしております。

まず1点目の、報道されておりました冷凍食品についての質問、苦情等の有無についてでございますけど、保護者から使用の有無についての問い合わせが数件ございましたけれども、苦情等はございませんでした。使っておるのかおらないのかといった簡単な質問等が数件ということでございます。

2点目の、中国産又は外国産の食材の使用状況でございますけれども、主食のパン・牛

乳・米以外の副食用の調理用食材について、昨年4月から12月までの9カ月間の購入数量を調査いたしました。全体で約8万3千kgございまして、その内、中国産は約0.4%の380kg程度。その他の外国産が約4.9%の4,100kg程度ということになっております。先ほど申し上げましたように今年の1月以降の中国産食材の使用はございません。

3点目の、今後の使用食材でございますけれども、宮内議員さんのご質問の中にもございましたように、日本の食糧受給率がカロリーベースで39%程度ということでございますので、冒頭の町長の答弁にもございましたように国内産のみの食材ですべてを賄うことは極めて困難でございます。ある程度は外国産への依存をせざるを得ない状況にあらうかと思っております。しかし、可能な限り国産の使用に努めながら、原産地の情報など食品の安全に関する情報を注意深く見守りながら、安全な食品の選定に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に4点目の、国産食材への変更によるコストの上昇についてでございますが、現在の外国産食材の使用量に対して、どこまで国産材料で賄えるか、あるいは入荷価格の設定に課題がございまして、正確にそのコストを試算するという事は難しいわけですが、可能な限り国産を使用するとした場合に、約10%程度のコスト増になるのではなかろうかというふうに考えられます。そして給食費への影響でございますが、学校給食につきましては、食材の安全性に留意しながら、できるだけ現状維持をしていきたいというふうに考えておりますが、今後予想される物価上昇、あるいは現場での努力、これの限界を超えて、やむを得ず値上げをしなければならないといった場合には、学校給食運営委員会というのがございますので、そこでご協議をお願いするとともに、保護者のご理解をいただきまして対応をまいりたいと考えております。また保育所につきましては、制度上、保育料以外に別途給食費をいただくことはございませんけど、学校給食と同じように食材の安全性に留意いたしまして、できる限り現状のまま保育料を維持していきたいというところでございます。

今後も給食用の食品の選定に当たりましては、安全性そして安心して食べられるというふうなことで、細心の注意を払って給食を提供していきたいというふうに考えておるところでございます。以上で、宮内議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（井上洋一） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 町長並びに教育長さんの方から答弁をいただきました。随分と外国産が少ないなとは思いました。第一印象としては外国産が少ないなと思いましたが、今回のように国自体のその許可というか、そこらあたりが安全性としてはまだまだなことで、出来たら日本産で給食をですね、子どもさんに食べていただくのが理想かとは思いますが、随分と前から地産地消の話もでておりますけれども、今の砥部町ではそれは難しいというのを私も認識しております。まずですね、1つは副町長から行政報告の中で、学校給食における中国産又冷凍食品これは1月以降は使用していないと言われましたが、その学校給食はですね、使用してない。ただし、各保育所はどうかと私は思います。各保

育所はですね、各保育所がどこから入手しておるのかはつきり私はわかりません。そこらあたりはどのようになっておるのか、お答えをいただきたいと考えております。もう1点はですね、例えば国産の使用をこれから極力していくと言われましたが、国産の中にも、お野菜とかになれば冷凍食品とか生野菜とかがございます。これは給食センターにしても調理する時間が随分と違ってくるわけでございますが、このあたりはですね、生野菜でいくのか冷凍食品でやるのか、このあたりの答弁もお願いをしたいと思います。まず2点ほどお願いします。

○議長（井上洋一） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 宮内議員さんの質問ですが、保育所においては中国産を使用しているのかしていないのか、またどういった所から購入をしておるのかというご質問であったと思います。保育所につきましても確認いたしましたところ、同じように1月以降中国産の食品は使用をしておりませんということを確認しております。また保育所につきましても、町内の業者から品物を購入するという方法を取ってございます。また保育所につきましても、冷凍食品等は極力使わない、手作りの食品に努めるということで実施をしているところでございます。以上でお答えといたします。

○議長（井上洋一） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 宮内議員さんの再質問で、野菜のことをご質問いただきましたけれども、学校給食センターで扱います野菜につきましては、毎月の入札で市場から業者が直接納入するというので、冷凍の野菜は扱っておりません。そのままです。ちなみに冷凍の関係がございますのは、先ほど申し上げました外国製の内訳でございますけれども、概略申し上げますと、外国の、中国も含めまして、外国製品全体で約4,500kg分、4月から12月までございますけれども、主な物といたしましては、魚、魚介の加工品が一番多いようでございます。タイからの食材が、魚のすり身でありますとか、魚そうめん、かまぼこ、ちくわ、こういったものが1,400kgでございます。それが一番多い数字でございます。次にアメリカから小麦粉、やきそば麺、こういったものがございます。フィリピンのバナナ、そして次に多いのが、中国からのエビ、鱈、海藻、こういったものとなっております。あと、北米でありますとか、アラスカ、ニュージーランド、ロシア、スーダン、ペルー、チリ、アイスランド、ベトナム、トルコ、こういったところで世界から24の国又は地域からの食材が入ってきております。野菜については生で使用をしております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 随分と外国産のを使われているなど、これも仕方がないことだと私も思いますし、今の給食費ではこれが限界かなと考えております。ただ、安全性だけは再度確認をしながらですね、購入の方もお願いしたいと私は思います。確かに、この今の報道によればですね、まず今回のこの問題が起きる前から、やはりいろいろとコスト削減の方ではですね、やっているのではないかとはい思いますが、これを期にですね、ぜひ安全性を第一に給食の方を、また子ども、児童の安全、体の健康を考えてですね協力の方ををお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（井上洋一） 宮内光久君の質問を終わります。少し早いですが、ここで暫く休憩します。再開は10時30分の予定です。

午前10時17分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（井上洋一） 再開します。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番、玉井でございます。高齢者円滑入居賃貸住宅建設についてお尋ねをいたします。砥部町総合基本計画によれば、全国的に高齢化率の上昇は今後も続き、その一方で出生率は年々低下傾向にあることから、少子高齢化は今後ますます進んで、人口減少社会となっていくことが予想されます。本町においても、昭和39年1万1,697人の人口が、町の団地誘致施策により昭和50年の国勢調査は1万3,674人となり、昭和49年に山並団地の誘致をはじめ、昭和55年の国勢調査では県営団地458戸、八瀬団地120戸の16,458人と伸び率が県下一となり、以後住宅建設は上昇しておることは周知のとおりです。それに併せ、児童生徒についても、砥部中学校では、昭和41年に728人が平成元年には1,101人。麻生小学校では、昭和41年294人が昭和58年には841人。宮内小学校では、昭和48年205人が昭和61年には657人。砥部小学校においては、昭和50年に402人が昭和58年には611人と膨れ上がり教室が足らなくなり、各学校の増改築を始め、幼稚園については砥部が昭和49年、麻生が昭和50年、宮内が昭和53年に町行政のお力により新築落成したのはご存知のとおりです。また当時の町総合計画は人口2万2千人で計画されましたが、人口計画は完成されましたが、年齢層別人口は、国勢調査によりますと、昭和55年が9歳から14歳が4,695人、構成比26.1%が、平成17年3,050人、構成比13.6%。それから生産年齢人口15歳から64歳が昭和55年1万1,434人、構成比63.7%が平成17年1万4,655人、構成比65.4%。老年人口65歳以上が昭和55年1,829人、構成比10.2%が、平成17年4,710人、21%との比率の状況です。平成7年から平成17年の人口の、0歳から14歳は増加数マイナス773人で20.2%。反面老年人口65歳以上は38.1%と大幅に増加しています。その人口推移を見ても、少子高齢化と言わざるを得ません。その原因はなぜかと考えてみなければならない時代だと思います。当時のピーク時の児童は今や働き盛りですが、町内には、大きな企業は無く、役場・農協などは合併縮小により、町内では働く場所が少なく町外で就職を考えなくてはなりません。また昭和49年頃から、砥部に住居を構え、家を建てた方々は住居が狭く2世帯では住めず、子どもが結婚して就職し、町外に住む方が多いため残る者は定年退職した老人夫婦が住むことになり、そのことが少子高齢化に拍車をかけている一因となっているのではないのでしょうか。

お尋ねいたし、提案いたします。高齢者の単身・夫婦世帯の増加に伴い「元気なうちに、安心して老後の生活を送れる家を探したい」と、住み替えを考える人が今増えてきました。

老人ホームや一般住宅以外の新たな選択として注目されているのが「高齢者円滑入居賃貸住宅制度」です。松山市に2階建て13戸、1LDKで家賃6万円。現在11世帯が入居しています。一見普通の賃貸住宅ですが、入居者は全員60歳以上に限定した高齢者専用賃貸住宅です。この高円賃は、2005年12月に国の制度として新設され、県内では四国中央市と松山市にあります。松山市の例ですが、安心を支えているのは、徒歩2分の医療法人があり、医療支援が必要になれば同法人が24時間サポート、介護や生活援助が必要なら同法人が対応します。なお、「寝たきりや重度要介護者だけの場合、この建物では難しい。夫婦や親子で誰かが自立的に生活できればぴったりですが」と、法人運営者の言葉です。そこで、砥部町総合計画は、少子高齢化について老年人口65歳以上、10年間で今後38.1%と増加しています。増加を自然に任すのではなく、高齢者専用住宅を計画してはいかがでしょうか。そうすれば子どもは親が建築した家に住み、親は高円賃で、夫婦でこじんまりと暮らせるのではないのでしょうか。新築すれば、松山市の例で見ると、どうしても家賃が民間事業ですので、家賃2DKでは6万円はちょっと高額だと考え、幸いなことに砥部町には2DKの県営住宅があり、家賃も安いいため、県と交渉して借り受けてはいかがでしょうか。そうすれば少子高齢化の解消の一果になるのではないかと考え、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今の玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。高齢者円滑入居賃貸住宅制度は、病気や事故の不安などの理由で高齢の方が賃貸住宅への入居を拒否されることがあるため、高齢の方が安心して暮せる社会を構築する目的で創られた制度でございます。町では、高齢の方が自立して元気に過ごせるよう、様々な総合相談業務や高齢者福祉サービスを展開しておりますが、こういった入居拒否の相談や、高齢者円滑入居賃貸住宅や高齢者専用住宅の建設の要望は今のところございません。現時点では、町営住宅や県営住宅への入居で十分対応できているのではないかと思います。

ご質問の中に、町が県営住宅砥部団地を借り上げて高齢者専用住宅にするご提案がございますが、県営住宅は、持ち家のない低所得者向けに建設されたものでありますので、町が借り受けることは出来ません。高齢者専用住宅については、既に民間が行っていますが、一部空室があるなどの現状を考えれば、今はその時期にないと考えます。高齢の方が安心して自立した生活を営むためには、必要な時に、すぐに誰かの何らかの支援を受けることができる受け皿が必要であります。それは、社会全体で、それぞれの立場で考えていかなければならないことであります。高齢の方が求めるものは、社会の変化に応じて刻々と変化をしておりますので、今、砥部町に住む高齢の方々が何を必要としているのかを把握しながら、砥部町にあった的確なサービスの提供に努めてまいりたいと思います。以上で、玉井議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 今、町長からの答弁がありましたが、そういう県営住宅は持ち家のない人が住むというような基本的な考えでございますが、やはり私が思うのに、この松山市別府町の静かな住宅街には落ち着いた外観の集合住宅「メディケアハイツ クローバ

の森」があります。先にも申しあげましたが、現在愛媛県では松山市で16戸、四国中央市は46戸の2軒です。松山市の例をとるとクローバの森の安心を支えるのは同法人の住宅支援専門診療所、たんぼぼクリニックが24時間365日サポート。介護の生活援助があり、要するに、近所に医療と介護施設がある自宅ですと説明しております。全館バリアフリーで共用廊下に手すりを付けたり、車椅子の利用が出来る広めのトイレを設置。それから、宅配便を預かるフロントサービスも実施しています。そのように個人ではいろんなことが出来ますが、もう一つ考えてみなければいけないことは、東京など大都市ではこのようなことが急増していますが、地方は住宅事情が良く、高齢者向け住宅のノウハウを持った業者が少ないこともあって、本格的普及には至っていないそうです。本件の担当窓口、建設住宅課では行政は情報を開示しているだけで、斡旋するわけではないが、すべてが条件をしっかりと検索して選択してほしいと説明をしています。国は医療費抑制のため高齢者が長期入院する療養病床を6割削減し、介護施設などへの転化を進めているが、その減収を補うため医療法人による有料老人ホームや高円賃の施設を認可。今後、増加が予想されています。有料老人ホームは安全だが、空家が少なく入居一時金も高額。経済面が不安なら県営・市営住宅という選択肢もあり、条件に合う高円賃を探るか、もう少しお金を出してマンションを買うか、自分の希望の暮らしや何を優先したいかを良く考えて、慎重に選ばなければならないと言われております。

砥部町総合計画によれば、砥部町の将来指数は国の人口減少の傾向に合わせて、平成32年の総人口は2万2,401人と減少。65歳以上の高齢者構成比は31.1%と推移しております。今からでも遅くはないのです。子どもが出て行かない工夫をしなければなりませんし、県営住宅を利用するのも一計かと思えます。そこで、くどいようですが再度提案しておきます。いろいろな行事でアンケートを取り、それを基本にしていますが、65歳以上の方々に高円賃についてどんなお考えか、ご家庭事情もお有りかと思えますが、このアンケートを取るべきだと考えますがいかがでしょうか。町長のご所見を再度お尋ねいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今の玉井議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。今、砥部町は高齢化率20%台。松山市は19%台ということで、愛媛県で1番は松山市、2番が砥部町という状況でございます。しかし、ご指摘いただいたように砥部町は住宅団地ができた関係で、将来30%台になることが予想されております。その中で松山市も当然上昇してくるのは見えておりますが、今、人口は松山市の20分の1でございます。その中で松山市が現在12、3戸だと思えますが、建物があるのがそのくらいだと思います。その中でもまだ部屋の方が空いておるといような状況を私も聞いております。たまたま高齢者住宅についても私の友人も朝生田の方でやっておりますので、その状況についてもいろいろ伺っております。そういう中でやはりこういうのは、公共がやるのには少し無理があるんじゃないかなという気持ちを持っております。と申しますのも、先ほど玉井議員さんからお話もいただきましたように、これは医療法人が経営をしておるのがかなり他の都市では見受けられます。そういうことを考えますと、やはり高齢者の医療、その他も含

めて2キロ以内とかいうこともございますので、これは私としては民間でやはりやっていただく方が良くはないかと思えます。今後、医療法人等からそういう点についてのご相談がありましたら、前向きで私も考えていきたいと思えますが、今のところ、公の砥部町としてやるのには、少し無理があるんじゃないかというのが、今の私の考え方でございます。以上です。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 最後に、町長の今までの考えはないと把握しておりますが、1つ考えてみますことは、子どもが多いことは、まちの活性化があり賑やかなことです。家の前も通学生が朝団体に通学しておりますが、現在のところバラバラで通学しております。そういう賑やかなことのためには、少子高齢化政策は若い人が町内に住めるよう、住民と行政が、住民参画のしくみとまちづくりの共通意識を工夫しなければならないと思えます。昔から言われております、「足りない、足りないは、工夫が足りない」と良く言われておりますが、町総合計画、基本計画の具体化と併せて、やはり工夫しなければならないと考えております。以上で質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（井上洋一） 玉井啓補君の質問を終わります。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番、土居美智子でございます。2つの点についてお尋ねをしたいと思えます。まず1番目にシルバー人材センターについてお尋ねします。町内にはいろいろ任意の団体はありますが、厚生労働省の息のかかったお墨付きで、町内の広範囲の分野で活躍している団体が「砥部町シルバー人材センター」であります。砥部町が立地的に非常に恵まれていて、「とべ動物園」「こどもの城」「県立総合運動公園」今はちょっと名称が変わっておるようですが、と大きな県の施設がすぐそばにあり、これらの指定管理者制度移行後も引き続いて契約、また、県からの研修業務の依頼など、県としてもサンプル的存在として砥部町のシルバーセンターを見守っていると思えます。ここまで大きく育った大きな理由は、世の中が高齢社会になったことも1つの理由でしょうが、この10年間ひたすら職域の拡大に奔走し、受注した仕事に対しては働ける喜びを全面に、感謝、満足が見える仕事をモットーとし、支え合い、辛抱し合いながら信用信頼を勝ち取ってこられた多くの会員の皆様の地道な努力があつてのことと思えます。行政の息のかかったセンターが大半である中、砥部町シルバー人材センターは特殊な存在であり、視察研修の申し込みも多々ありますが、残念ながら大勢の見学者を受け入れる部屋も無い状態であり、お断りをしなければならないのが現状であります。お隣の伊予市は法人化されたと聞き及んでおります。ここに面白いデータがあります。実年齢、暦年齢に対する高齢者自身の認知年齢、いわゆる自分が何歳かという調査をした結果があります。年齢差が生じる理由を高齢者の生活状況や意識から検討した結果が報告されています。高齢者の場合、多少の個人差はありますが暦年齢よりも約10歳前後自分は若いと考え、認知年齢が若いほど「身体的に健康」と答え、また家族における役割の多い人も若く認知をしております。このように、健康で、家庭内で自分の役割、いわゆる家族からの依存度、信頼度が大きいほど若々しく生活できていると自認しておるようです。まさしくこれを地でいっているのが砥部町シルバー人材センターではないでしょうか。仕事をするにより、身体を動かし、責任を意識

することで自ずと健康管理意識が働き、そのことは、町財政にも大きく貢献していると考えます。高齢社会に入り、社会保障はますます膨らみ、一方、高齢者は地域での自立が要求されている今こそ必要とされている団体であり、末永く、大きく育てなければならないのではないのでしょうか。私は高齢社会におけるこのような団体の芽を摘み取ることは出来ないと考えております。町長は、今後どのような具体的な策を持ってサポートしていこうというお考えをお持ちかお尋ねしたいと思います。

2つ目です。財政問題です。夕張問題でクローズアップされた要因が「一時借入金」でした。一時借入金とは、年度途中で歳入歳出が調和を欠き一時歳計現金に不足を生じた場合、その資金繰りとしてなされる借入金であり、元来財源となるべき収入金ではありません。地方自治法235の3で借り入れられるのは首長であり、歳出予算の総額の枠内であること。同じく3-2で予算においてその最高額を定めること。3-3ではその会計年度の歳入において償還すること。すなわち翌年の5月31日までに償還すればよいと定めております。また、一般会計と特別会計又は特別会計相互間における歳計現金の流用は、一時借入金ではないので、会計管理者が資金の運用として行うことができると記載されています。借入金の理由は首長、会計管理者等による密室内での決定であり、それ以外の人は知る由もありません。当然ながら、私たちの目に見えるのは利子しか見えないのです。このような性質を見落としたことから夕張市は破綻し、このことが要因として、地方公共団体財政健全化法が制定され、20年度の決算から適用。指標も発表されました。その予算がこの3月議会に上程され、各常任委員会も非常に緊張した予算審議になることと思えます。その昔3Kと呼ばれた元凶の怪物がありました。政府管掌健康保険の赤字で健保。国鉄事業の国鉄、食糧管理特別会計の米でした。今、赤字をもたらしている元凶は「K・G・B」といわれています。Kとは国民健康保険事業であり、Gとは下水道事業、最後のBは病院事業です。この3事業が問題の事業であり、赤字をもたらしている元凶です。この元凶を正してこそ健全、安心な自治体となりうるのです。要は収支のバランスを保つことに心血を注ぐことが必要であると思えます。しかし、町はその中の1つ、G下水道事業を今から始めようとしています。下水道は建前、下水道料金での独立採算制ですが、水道管と違い配管の口径が大きいので、工事は大規模、砥部町のように終末処理場までが長いと、ポンプアップが必要であり、設備工事費も維持管理費も高くなり、利用者からの徴収は必要費用には届かない。その結果、不足分を町が被るのです。もう限界、背に腹は代えられないと、大幅な料金アップを提案する自治体が増えているというのが現状です。お尋ねします。1期工事以降の工事着工の計画はどのようになっているのでしょうか。また、総津地区における農業集落排水は供用を開始しましたが、加入者数は低迷していると聞きます。砥部地区の下水道、広田地区農業集落排水の受益者負担金の回収、利用料金の計画はどのようになっていますか。またその事業にかかる債務償還計画はどのようになっていますか。これらの大きな工事を抱え、自助努力による歳入の拡大を図るために、徴収業務は必要な課題であると考えられます。ある月刊誌に県下20市町の税徴収率が掲載され、それによると砥部町の2005年度は16位。2006年度はワースト2位へと低下していると掲載されています。滞納整理機構への依頼も出来ますがすべてではありません。税の公平さ



からも、職員による徴収業務が「腕の見せ所」となります。どのようなお考えで取り組まれようとしているのかお尋ねしたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居美智子議員さんのご質問にお答えをいたします。まず始めに、シルバー人材センターの育成についてのご質問です。砥部町シルバー人材センターにおかれましては、自ら業務の開拓に努められ、受託事業収入も順調な伸びを見せており、高齢者が主体となって相互協力のもと、自主的に運営されていることに対し、敬意を表する次第であります。ご承知のとおり、シルバー人材センターに対しては、母子センターの取り壊しに伴う事務所移転の時に、シルバー人材センターの意見を十分にお聞きして、町有地を事務所用地として無償でお貸ししております。その他には事務所の建設費用として300万円を補助させていただきました。運営を支援するため、運営費の一部も補助をさせていただいております。また、こういった金銭の支援のほかにも、庁舎の宿直業務、温泉バス、スクールバス等の運転業務、中央公民館等の施設の清掃業務、高齢者福祉サービスの業務など、多くの業務を委託するなど、できるだけの支援をさせていただいているつもりでございます。私は、町長に就任以来、シルバー人材センターの皆さんの地域貢献や生きがいと健康精神に拍手を贈り続けている一人でございます。土居議員さんの言われました「団体の芽を摘み取る」ことなどは一度も考えたこともございませぬし、したこともないと思っております。土居議員さんもシルバー人材センターの幹部の1人であると思っておりますし、そしてまた理事長さん、それから事務長さんとも私は密接にお話をさせていただいております。従いまして、今後もシルバー人材センターの皆さんがご要望するもの、それをやはり私は、町として出来るものと出来ないものに分けて考えていかなければならないというふうに思っております。私どもから押し付けのものでなく、やはり本当に望まれること、そして役に立つものをご相談しながら、していきたいというふうに思っております。

次に、財政についての質問でございますが、毎回、夕張問題を例に挙げてやっていただいております。私も首長の会があった時に、「砥部はいつも財政の問題で夕張の問題がでてくるんよ。」と言うと、「砥部が潰れるんやったらうちの方が先よ。」というようなお話もいただいたりしておりますが、やはり砥部町の将来に対してご心配をいただいているというふうに私は思っておりますし、そしてまた、ただ今ご質問いただいた中で、今回も一時借入金、これも12月に砥部町ではございませぬということで申し上げましたが、首長、会計管理者等により密室で決定して、それ以外の人は知る由もないというようなご指摘もいただきました。私としましては、そんなに私が信用のない人間かと情けなくもなりますが、土居議員さんから見れば、親であり、子どもはまだまだ子どもであるというお気持ちもあると思っております。また、できの悪い町長かも知れませんが、私はこれからも親の信頼を得るように、そしてまた町民の皆様の期待を裏切らぬように、財政の健全については、一生懸命努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご寛容な心でご指導いただきますように、お願いをしておきたいと思っております。

さて、公共下水道の第1期工事以降の工事計画につきましては、平成23年度頃に第2

期工事の事業認可を得て、残りの市街化区域と市街化調整区域の整備を計画したいと考えております。それに併せて全体計画区域についても見直しを検討したいと考えております。前から申し上げておりますように、5年、10年で大きく世の中は変わります。その時代に合ったものを造っていくというのが私たちの仕事であるというふうに思っておりますので、またこの点につきましても皆様とご相談しながらより良いものを、そしてより経費のかからないものを考えていきたいというふうに思います。

次に、総津地区の農業集落排水の受益者負担につきましては、本年1月末までの受益者負担金の徴収率は約99%でございます。そして接続率は約60%となっております。使用料は農業集落排水施設条例に基づき徴収しておりますが、合併時の調整方針に基づき、公共下水道の供用開始後、料金体系の見直しを行う予定でございます。

次に、公共下水道事業の受益者負担金及び下水道使用料につきましては、住民の皆様方に新たな負担をお願いすることになりますので、十分慎重に審議しなければならないと考えており、今後、下水道整備特別委員会にお諮りしながら検討してまいりたいと思います。併せて住民代表も含めた下水道事業審議会を設置し、ご審議賜り、答申をいただきたいと考えており、本定例会に審議会設置条例を提案させていただいているところでございます。

次に、起債の償還計画でございますが、維持管理費及び起債の償還金は下水道使用料で回収することが原則となっておりますが、下水道使用料の算定に当たっては、長期的視点に立ち、安易に一般会計からの繰入に頼ることなく、住民負担が過度にならないよう適正な下水道使用料の設定に努め、本町の下水道経営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に、税の徴収業務でございますが、近年の不安定な経済状況が影響してか、中小零細企業の倒産や自己破産が多発し、それに伴い滞納も増加しております。当町におきましても、一部で多額の固定資産税の滞納が発生し徴収率の低下に大きく影響しました。正直な納税義務者が納得する公平な徴収を目指して、文書催告、電話催告及び自宅訪問による徴収を行っていますが、今後は更に強化をしてまいりたいと思っております。さらに、愛媛地方税滞納整理機構を活用しながら、滞納者の財産調査を行い、支払い能力がありながら納付意思が欠如している者に対しては、積極的に預貯金及び給与の差押など、滞納処分を執行していきたいと考えております。以上で、土居美智子議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 1つだけ訂正をさせていただきますと、私は別にシルバーの方に参加もしておりませんし、役員でもないということだけを訂正させていただきたいと思っております。どうせは私たち、ここに居る方も含めまして、いずれはこの年齢を通る。ただ、この会に入るか入らないかは自己の決断ですから、必ずしもここを取るということではありません。だけど、私たちが一番心配をするのは、高齢社会に向かっている事実ということだけは目をつむることはできないということです。日本はヨーロッパには類を見ない速さで高齢社会へと移行しているということと、もう1つ起きている現象が急激な人口減少社会へ突入しているということです。統計によりますと、40年足らずで人口が3千万人前

後減少するというふうになんて言われておりました、その一方で65歳以上の高齢者は社会のマジョリティーになると。このマジョリティーというのは多数派という意味なんだそうです。ということはいわゆる主役になると。高齢者が主役になるという社会に向かっているということです。人口という社会構成上に大きな変化が起き、その中で高齢期を支える社会福祉システムを構築していくことが非常に大切ではないかなどこのように考えます。健康でいられる平均余命、いわゆる健康余命とも言いますが、74.6歳と言われていました。元気高齢層も様々な社会的役割を果たせるような社会を作っていくことが必要ではないでしょうか。ヨーロッパに比べ60歳台の就労意欲、就労率が高いという事実の裏側を考え、町として支えていくことが必要であると私は思います。新聞からシルバーセンターで働く人の心理を表している実態を簡単に紹介したいと思います。いろいろ文章が連なるんですけども、その中の目ぼしいものを拾いますと、「センターに登録し仕事を始めてからは、以前より気持ちに張り合いができました。心身ともに充実している。もっと早く登録すれば良かった。残った人生、体が動く間は出来るだけ社会に役立つことをしたい。」と、述べています。まさしくシルバーで働く全員の代弁であると私は確信しております。平成12年、町は高齢者の福祉と保険事業計画の中で、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の就業機会の拡大に努めると記されています。これは福祉サービスの実施主体である町は国が提示している3つの理念である、「生活の持続性」「残存の能力の活用」「自立と自己決定」を踏襲し、策定されたものではないかと考えますがいかがでしょうか。お考えをお願いしたいと思います。

それから財政のことなんですけれども、平成23年頃に2期の工事のお話を、計画を練っていきなさいと、見直しもしていきなさいというふうなご答弁をいただきました。ちょっと私の方に聞こえてきますとですね、いわゆる1つの、あるいは団地的なところなのかもしれませんが、2期の工事が遅れるのではないかと、このような回覧板が回ったとかいうようなお話が耳に入ってきたものですから、実はこの質問をさせていただいたわけなんですけれども、そう事実は無かったのかどうなのか。あるいは私がそれこそ町長さんが言われましたように、信用が無くなってこういう噂話に私の方が操られたのかもしれませんが、そういう事実があるというふうには伺いましたものですから。ならば我々は下水道特別委員会という会を設けている以上、そういうことも知るべきものではないかなというふうに思いましたので、質問を入れさせていただきました。その事実が無いとすればこれは私のただ単なる何かの誤解、あるいは噂話に乗せられたというふうに解釈をしたいと思っています。

先日、国の赤字が最高を更新されたとの報道がありました。赤ちゃんからお年寄りまで国民1人当たり655万円の借金を持つことになる計算です。国の赤字が増大する中、砥部町は公共下水道事業に着手し、この先債務は膨らみ、公債費は増大。財務に対する住民の不安は募るばかりです。下水道事業を含む公共事業について、国は事業の必要性を精査し、見直しを行い、既存ストックの有効活用、企画の見直しなど、法律的な事業の実施に努め5年間で15%の総合コスト縮減を図ることを目標として、公共事業コスト構造改革を引き続き強力に実施すると言っています。国はもう一度よく見直し、検討しなさいと言

っています。町長はこのような国の方針をどのように捉えられておいででしょうか。私は今なら間に合うと考えます。勇気の要ることですが一時お休みし、最初からもう一度検討してみることは必要と考えるんですがいかがでしょうか。町長のご答弁をお願いしたいと思います。

なお、徴収業務についてのお話ですけれども、皆さんが日夜頑張っていらっしゃるとい  
うご答弁をいただきました。本当に文書による通達が難しいのであればですね、徴収方法  
も現金以外の徴収方法も考えるべきではなからうかとこのように考えます。例えば収納率  
の低い軽自動車税。ここらあたりはですね、見れば証紙による収納も認められていると書  
かれておりました。このように細かな、より細かな納入者指導を行って、未納の解消する  
方法を取られることが良いのではないかと考えます。最終は町長の指揮と職員の熱意だ  
と思いますが、良い方法がありますかお尋ねしたいと思います。また先ほど、私、月刊誌の  
中でと言いましたけれども、町長の対談も併せて載っておったわけなんです、その中で、  
多分町長さんが言われたことがそのまま記載されておると私は考えますが、この中で交際  
費は200万円から24万円まで減らしましたよというふうなことも記載されておりました  
て、町の税の徴収率は1%から2%頑張りたいと、アップしたいというふうなことも記載  
されております。この1%や2%という努力を町長さんは職員の皆さんと共にですね、ど  
ういうふうな方法で今後頑張っていこうと思われておるのか、あるいは先ほども言いま  
したように徴収の方法を検討するというのも1つでありましょし、皆さんの日夜の努力  
ということも検討であろうかと思えますけれども、もし良い知恵をお持ちであるならばご  
答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） それでは土居美智子議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。  
シルバー人材センターの活動は先ほども申し上げましたように大変すばらしい活動で  
あるというふうに思っております。またシルバー人材センターに入らなくてもそれぞれの  
ボランティア活動をされたり、そしてまた会社勤めやいろんなお手伝いをされている方  
もたくさんいらっしゃいます。そういう人も含めてやはり高齢者の方が生きがいを持って  
過ごせる社会ができればならないというふうに思っております。また高齢者の福祉計  
画の中に今後入れるかどうかについてはまた検討をしていきたいと思えますし、またその  
点についていろんな案があればですね、私の方にもお話をいただきたいというふうに思  
います。先ほど、シルバーの幹部ではないということで、大変失礼をいたしました、い  
つもいろんなご提案等もいただいておりますし、ご同行いただいておりますのでまた仲を取  
り持っていただければいいのではないかとこのように思っています。

次に、下水道工事の2期工事が遅れるということでございますが、私は全然聞いており  
ません。今の所。そういうことで、この情報がどこから出たのか分かりません。先ほども  
言いましたように、私は息子みたいなものでございますので、ご遠慮なくいつでも「中村  
君どうなっとんぞ。」ということで、言っていただいたら私も今現在の状況を嘘を言わずに  
ちゃんとお答えしたいと思いますのでよろしくお願いたします。それと下水道工事を皆  
さんもう一度立ち止まったらどうかということでございますが、この工事というのはやは

り着工すれば必ず完成もさせなければならないと思います。いつも申し上げておりますように、まず1期工事を完成さすということが一番大切なことでございます。それをして2期工事の計画をする時にどういう計画ですか、これは先ほども申し上げましたように皆さんとご相談をしながらやらせていただきます。そういうことで、1期はもうスタートしたのでございますので、この工事だけは期限内に完成をさせたいというふうに思っております。

それから収納の悪い人への指導等でございますが、これは先ほども申しましたように正規にきちっと納めていただいております納税者に対して失礼なことでございますので、いろいろな方法を、先ほども言いましたように県の方へ依頼するとか、そしてまた我々自身ももっと誠意を持って納税者の所へもお願いに行き、まず一番に納税を考えていただくような施策をとらなければならないと思います。そのためにはもちろん請求書を送るのも大事なことでございますが、やはり電話で話し、そして家庭を訪問するのが一番であると思っております。そういうことで年に何回か、今6班に分けてご家庭を回っておりますが、この頻度を上げるとか、いずれにしても町税徴収率アップしなければいけないというふうに思っておりますので、今後、努力をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 町長のご答弁をいただきまして、本当にシルバーの方が聞かれましたらですね、喜ばれることであろうと思います。私もこれまでですね、いろんな実情を知りたくてですね、いくつかの市町村を回らせていただきました。やはりその中で言われますことはですね、あれだけ収入があるのになぜ法人化しないのかと。こういうことを行く都度、本当に皆さんが言われるわけです。確かに今年度の実績もですね、1億を超えるんではないかというふうにちらっと聞きましたけれども、本当に他の町村の方から見ると羨ましい、このように言われるわけですね。なぜ法人化できないのか、こういう疑問が他の町村の方にはあるようです。いわゆるこの1億という数字を単純に聞かれますと、皆さん儲けているんじゃないかとかこのように勘違いをなさるわけですね。これは数字のみが一人歩きをしましてですね、いわゆる年度末を締めて決算報告をするとき、年度末で3月末で締めくくるんですけれども、この時に確かに余剰金というような、いわゆる残金があるわけです。ところがこれはですね翌月の、3月で締めたと考えて、翌月の4月15日にはですね、働いていらっしゃる皆さんに対するですね報酬、就労に対する報酬としての分配金であってですね、決して積み立てで残るものではないということを知ってほしいと思います。それから現在は出来高のですね7%を事務局運営費として提出、提供していただいております、残りはすべて就労者に配分されております。これらはすべてですね、ルールがありまして、ルールに則って行っておることです。この7%のお金でですね、事務局スタッフへの分配金を含むすべての運用に充てておりますが、万が一ここにゆとりができたとすればですね、これは返還しなければならないという掟があります。儲けを出すことが許されていないということはNPO法人と似たような運営をされているということなんです。これは別に砥部町がそう決めたわけではなくて、国の方の策ですからどうにも動かしようがないということです。ただ、こういうですね本当に厳しい現状を頑張らっ

しゃるということを本当に多くの皆さんに私は知っていただきたい。町としてもそれをアピールしていただきたいと、こういう思いからですね、私はこの質問を投げ掛けております。税務署の担当の方もですね、これでいいのかねというふうに言われて、首をひねっていらっしゃるといふ現状もあるということなんです。私はなぜかですね、商工会、社会福祉協議会と比べることがあります。事業内容は異なるものなのでしょうが、2つの要素を含むのがシルバー人材センターの中身であって、システムを理解すればするほど行政から将来を約束されているものではないかと思いますがいかがでしょうか。シルバーはこれからの高齢社会を乗り切るために医者要らずの楽しいセンターにしようという目標を掲げ、仲間間はもちろんユーザーとの絆をしっかり結ぼうと呼びかけています。

次、財政の話なんですが、下水道につきましてはですね、こういうこともよく言われておりますのは、「行くのも地獄、止めるのも地獄」1回供用を開始してしまえばですね、止めることは出来ない。それは町長さんも言われてご存知だろうと思います。だから2期目の工事を検討するというのは、どういう方法を検討なさるのかというのは私たちにはまだ分かりませんが、一度供用を開始して、後はもし合併浄化槽にするとすれば、そこは税の不公平さが生まれてくるとこういう事実があるということも考えなければならないと思います。私が心配するのはですね、20年度の決算から健全化法が適用されます。これ以上公債比率を高くすることを抑えるために、公共事業に普通地方交付税を充てる動きが出るのではないかなど、こういうことを心配しているわけです。本来、地方交付税はその使い道が、まったく拘束されず標準的な行政水準を保証する財源のはずですが、補助金と同じような扱いがされているのではないか、そういう性質のものではないということですね、やっぱり認識していただきたいし、これから先もそういう運用をしていただきたい、このように思います。ちなみに公債比率は10%以内が健全の目安であり、15%を超えると警戒ラインとして財政運営上要注意ということだそうですが、この点はどのようにお考えになっておりますか、お尋ねしたいと思います。

もう1点、どうしても私に疑問が残りますのは、下水道事業団と契約を結びました。入札ではないのでこれは随意契約の中に入るのでしょうか。私にはよく分かりませんが、随意契約の中の見積書もありませんでしたから、単独契約という部類に入るのではないかと思います。契約にはですね、談合というものが付いて回ります。談合のですね、損害額を巡る住民訴訟というものが発生するようです。この判決例が、実は私が見ました本の中に載っておりまして、10件判決例がいろいろと出ておりました。いわゆるこの10件の中でですね、実は5件が下水道事業団だったという事実があるということ。これは砥部町に適應するかしないかということは別問題ですけれども、こういうふうに下水道事業団が、10件いろいろな問題があった中で5件を占めている、半分を占めているという事実があるということ。私はその中で、本当に今回契約しました下水道事業団に対して非常な不安を覚えております。本当に残念でならないのはもっと早くにこれを一度立ち止まってですね、本当に一から検討すべきではなかったのかと。ましてやその少子高齢化という、人数が減少していく中でですね、やはりこのつけをですね、1歳の、今、おぎゃーと産まれた子どもが60歳になるまでですね、借金を背負っていかねばならない。それが税の公

平さというものであるとすれば、彼たちはイエスもノーも言えない子どもたちであるということをお私たちは考えなければならないし、あまりにも大きすぎるのではないかなどこのように思っております。以上です。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の再々質問についてお答えをさせていただきます。まずシルバー人材センターの法人化でございますが、この要望はございません。これは私も一度話したことはございますが、町もお金が大分要るだろうというような理事長さんの考えもあり、そして、もう1つは法人化になるといろいろ窮屈なことがあるというようなことも内輪の話ですけれどもございました。そういうことで暫くはこのままいきたいというのがシルバー人材センターのお考えのようでございます。そして利益を上げているのではないと、これは皆さんお分かりの通りだと思います。と申しますのはこれはパーセンテージで7%です。私が今までやっておりました旅行業が大体10%くらいで航空券が5%でございます。そういう手数料だけでやっていくということは非常に売上を上げなければ、1億ぐらいの売上ではとてもできない。これは普通の方が考えたら当然分かります。そしてまたこの余剰金の問題ですけど、これは税法上から言えばですね当然未払い金で上げるべきなんです。もう労働が済んでるわけですから。だから繰越金ではないと私はそういうふうに思います。そういうことで考え方で、もうちょっと整理をする必要があるんじゃないかというふうに思います。

次に、財政、2期工事のことですね。2期工事につきましてはさっきも言いましたように、どのようにするかということはいこれから当然ご相談をさせていただきます。その中で皆さん方からも意見もいただいて、そして私どもも考えを述べさせていただいて、やっていかなければならないというふうに思っております。

それと、下水道事業団の契約等については議会の皆様にもご承認をいただいて、実施をした問題でございます。それを過去に戻ってあの時しなかったら良かったとか、これを言われると執行の方としては非常に困ります。正直なところ。やはりそれまでに審議を尽くしていただいて、反対であれば反対であると、承認をしないというのがやはりお互いの立場を守ることはないかというふうに思います。そういうことで、これからは皆さん方のご意見はどんどん言っていただいて、そして論議をして、そして方向付けを決めていただく。それが私は議会政治であるし、我々執行部の役目であるというふうに思っております。

次に、公債比率等については担当の財政課長の方からご説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 土居美智子議員さんの公債費についての考えについてのご質問についてお答えいたします。議員さんの質問の中にもございましたように、財政の健全化法に関する法律というのが新たに制定されております。その中で、指標となりますのは公債費比率ではなく実質公債費比率。この指標になります。現在の所、健全化の目安となりますのが25%でございます。先ほど言います公債費比率でいきますと10%という数字がくるのかもしれませんが、今後はこの実質公債費比率で考える方がよろしいと思

われます。財政再建団体というような指摘を受けますのは35%以上ということで、現在砥部町はこの実質公債費比率が14.3%ということで、将来的にもこの25%のラインを超えるということは無いと考えております。ちなみに下水道事業を行いまして、長期的に、本当の長期で公債費を考えましても、今の計画をどこまで入れるかによりますが、公債費が4億を超えることはないのではないか、下水道側がですが、思っております。それを一般会計側で吸収していけるというのが、今が一般会計の公債費が9億。今回の予算ですと10億を超えておりますが、これは利息とかがありますから、実質的なところは9億少しの所でございますが、これを5億位まで長期的に下げていくということは可能だと考えております。以上でご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（井上洋一） これで土居美智子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時32分 休憩

午後 1時10分 再開

~~~~~

日程第6 議案第4号 砥部町総合計画の基本構想を定めることについて

(提案・質疑・討論・採決)

○議長（井上洋一） 再開します。日程第6議案第4号砥部町総合計画の基本構想を定めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。上岡企画課長。

○企画課長（上岡洋一） 議案第4号の説明をさせていただきます。議案第4号砥部町総合計画の基本構想を定めることについて。地方自治法第2条第4項の規定により、砥部町総合計画の基本構想を別冊のとおり定める。平成20年3月6日提出、砥部町長中村剛志。提案理由、地方自治法の規定により、平成20年度から平成29年度までの間における砥部町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、提案するものであります。

基本構想の1ページ、第1章をお願いいたします。第1章総合計画策定の趣旨。1. 総合計画策定の背景。本町は、平成17年1月1日に、旧砥部町と旧広田村が合併して誕生した町です。今後、それぞれの地域が守り育ててきた地域文化や地域資源を活かしつつ、新たな一つの地方公共団体として、まちづくりを進めることが求められています。住民の価値観や需要が多様化する中であって、従来の手法だけでは限界があり住民と行政の役割分担のあり方を根本的に考え直す必要があります。人口減少や少子高齢社会の到来、生活環境の地球規模化や資源循環型社会への移行など、行政を取り巻く環境変化が進む中で財政状況を始めとした行政経営環境はますます厳しくなっています。このような現状や課題を行政ばかりでなく、住民との協働により解決し、これからも安心して暮らせるまちづくりであり続けるために、今後10年間のまちづくりを進めていくための指針となる総合計画を策定します。2. 総合計画策定の基本的な考え方でございますが、(1) 基本的な考え方。本計画は、合併を経て誕生した新町の総合計画として位置づけられるものであります。

(2) 総合計画の構成と目標年次について述べております。計画の構成。本計画は、基本

構想、基本計画、実施計画で構成されます。2ページをお願いします。まず基本構想でございますが、まちづくりの基本的な理念を示し、それに到達するための施策の大綱を定めるものでございます。目標年次を平成29年としております。基本計画。基本構想を受けてその目標達成のために必要な基本的施策の方向や、主な事業内容を総合的かつ計画的に定めるものです。前期を平成20年度から24年度。後期を平成25年度から平成29年度としております。実施計画ですが基本構想、基本計画で掲げた方針の実現を目指した具体的に進める事業であります。1年ごとに見直しをすることにしております。次の3ページに各計画の位置づけ・計画期間を図表にしてしております。4ページをお願いします。策定体制を図にしてしております。まずこの策定をするにあたりまして、住民意識の把握が重要でございます。平成18年の10月に町民意識調査を実施しております。さらに町民との関係におきましては、情報の共有として審議会は公開といたしまして、会議録を公開しております。また意見公募等も実施しております。庁内案の囲みの中を見ていただいたらと思いますが、庁内各課においてヒアリング、事業調査等をやっております。また分野ごとに今後のまちづくりにおいてどのような施策が重要かを協議するために、策定委員会の部会、4部会を設置し、協議をしております。さらに副町長を委員長とする策定委員会も設置いたしました。各部会の案につきましての検討をしております。囲みの右側に審議会と書いてございますが、19年2月、町長から審議会会長に意見を求めて、本年2月に会長から答申をいただいたところでございます。次のページ、5ページに計画の概要につきまして図表にしておりますので、参照をいただきたいと思っております。6ページをお願いします。第2章砥部町の概要でございますが、1. 位置と地勢を説明しております。2. 面積でございますが、面積は101.57k㎡でございます。3. 人口と世帯。次の7ページをお願いします。人口の推移、これにつきましては昭和55年から載せておりますが、平成17年の数値は最新の国勢調査の数値ということで人口が2万2,424人。世帯数の平成17年は8,201世帯。1世帯当たりの人数の推移につきましては、17年が2.7人となっております。またその下の表でございますが、年齢層別の人口推移の構成状況でございますが、老年人口の欄、平成17年構成比が21%となっております。超高齢社会に入ったということになります。8ページをお願いします。産業別の数値を載せております。第1次産業、第2次産業が減少し、第3次産業が増加ということで、64.9%の構成比になっております。

次のページをお願いします。第3章砥部町の課題でございます。アンケートの調査結果によりまして課題を1から7に整理しております。1. 地域経営力の強化。アンケートから「町の仕事、組織の合理化や効率化」、「人件費の削減」を求める声が3割以上ございました。今後ますます効率的な行政経営や財政的自立などを志向し、地域経営力を高めていく必要があります。2. 少子高齢化、人口減少社会への対応でございますが、6行目からになりますが、保健、医療、福祉に関する施策は、他のどの分野よりも重要と考える人が多く、高齢社会に対応した福祉政策や社会基盤整備が緊急の課題でございます。3. 地域共同体の確保と地域福祉の推進。今後、地域活動に参加したいと考えている人が多くみられることから、地域における社会機能を再度強化し、身近な地域の課題について自ら考え、

自ら解決することのできる新しい自治及び福祉のあり方について、検討を行う必要がございます。10ページをお願いします。4. まちを担う人材の育成についてでございますが、地域づくりや生涯学習、伝統文化の伝承等、社会的に必要とされておる分野での人材の発掘と育成が求められており、地域で人を育て、人が地域を育てる体制や仕組みづくりが必要と考えております。協働の社会づくりが求められる中、本町や地域を先導するリーダーの発掘と育成が必要となっております。5. 活力ある産業の育成。4行目からになりますが、アンケート結果から、雇用・労働政策や農業、観光への施策が重要と考えている人が多く、地域特性を最大限に活かした地場産業の強化が必要でございます。そのためには、本町の観光産業・商業・工業・農林業が互いに連携・協力できる仕組みをつくとともに、「陶街道」を始めとする既存観光資源を積極的に発信することが必要でございます。6. 環境問題に配慮した循環型社会への対応でございますが、地球温暖化やゴミの不法投棄、酸性雨、有害化学物質など、すべての生き物の生命活動に深刻な影響を与える環境汚染問題が身近に迫ってきており、行政を始め、企業や各家庭における環境問題への取り組みは緊急な課題でございます。地球環境を保全するためにも、住民一人ひとりが環境に強く意識をもって、保全活動に参加することにより、循環型社会を確立することが求められております。11ページをお願いいたします。7. 情報化社会の進展への対応でございますが、8行目からになりますが、今後、進展する情報化社会に対応できる情報基盤を整備し、その活用できる能力を向上させることにより、住民参加によるまちづくりなどを実現するための有力な手段として生かしていくことが必要です。第4章砥部町の将来像についてお願いいたします。12ページからでございます。1. 基本理念。本町では次の4点を基本理念として定めます。(1)「安心・安全」を実感できるまちづくり。住民がいきいきと豊かな生活を送るためには、その背景として「安心・安全」が基本でございます。住民生活にかかわるあらゆる分野において「安心・安全」を基本的な価値観として位置づけ、まちづくりを進めます。(2) 自立と協働によるまちづくり。まちは、そこに暮らす住民によって支えられております。効果的・効率的な行財政運営を行うことはもちろん、住民と行政が共にまちづくりを進めることができるよう、住民参画の仕組みづくりを行い、協働のまちづくりを進めます。(3) 豊かな自然を「守り・伝える」まちづくり。住民一人ひとりがこの豊かな自然も限りある資源であることを認識し、自然環境・景観の保全と活用、循環に取り組みながら、次代に伝えるまちづくりを進めます。13ページをお願いします。(4) 地域資源を活かしたまちづくり。「砥部焼」をはじめとした地場産業や自然環境を活かした観光業などを有機的に連携させ、地域資源を活かしたまちづくりを進めます。2. 将来像。地方分権、少子高齢化が進む中、これからの本町のまちづくりについては、砥部町ならではの魅力的な資源と、県都松山市近郊であるという立地を最大限に活かし、住民が主役となって地域内外の交流活動を積極的に促進・充実させることで新たな地域個性を創造し、いっそう魅力的で、地域を誇ることができるまちづくりを目指し、将来像を次のように設定します。この総合計画に位置づける目標として、「砥部焼と豊かな自然、みんなで創る陶街道」といたしました。14ページをお願いいたします。第5章将来像の実現に向けて。1. 砥部町における協働の考え方と目指す方向。これからの住民と行政の関係は、「個人の自主

性・自立性を尊重し、個人で解決できないことは家庭で、家庭で解決できないことは地域で、地域で解決できないことはボランティアやNPOなどの目的団体に可能な限り任せながら、それでも自立が困難であったり解決できたりしないことは行政が補完する」という考え方が基本となります。2・住民と行政の役割分担を述べております。(1)住民の役割。本町の住民は、町政に参画する権利と、地域の身近な問題を自らのこととして考え、お互いに力を合わせて解決していく役割と責任がございます。(2)行政の役割。行政は住民生活の安全と福祉の向上を実現するため、限られた経営資源を最も効率よく有効に活用し、最小の経費で最大の効果を生み出す「行政経営」を進めるとともに、住民がまちづくりに取り組めるよう、環境・仕組みづくりを進めることといたしております。15ページをお願いいたします。3住民起点、成果重視の行政経営システムの確立。(1)行政経営を進めるための仕組みづくりについては、行政評価システムを構築し、組織改革や定員管理、行政内部の権限委譲を通じ、効率的で柔軟な行政経営に取り組みます。(2)住民と行政の協働による「地域経営」につきましては、住民、自治体、各種団体、行政などが地域づくりの主体となり、役割分担と協働により地域を創造していく取り組みを進めたいと思っております。4. 成果を適切に把握、評価、反映する仕組みづくりでございますが、基本計画においては施策の目標を明示するとともに、施策の指標を定め、住民生活にどれだけ寄与したかの成果で捉える実効性の高い計画としていきます。第6章、16ページをお願いいたします。砥部町の将来指標。1. 人口でございますが、人口のピークは、平成27年の2万2,695人。少子高齢化の傾向は今後とも続くと推計しております。次のページをお願いいたします。17ページでございます。2. 世帯は、今後も増加傾向が続き、1世帯当たりの人数は、平成29年2.4人と見込んでおります。3. 就業者数につきましては、平成29年に1万1,079人という見込みでございます。18ページをお願いいたします。4. 財政。平成18年6月に策定いたしました「砥部町財政健全化計画」では、10年間で総額28億2,500万円の収支不足が発生すると推計されるため、行政改革を推進し、収入の確保と思い切った歳出削減を行うこととしております。行政改革を強力に推し進め、平成29年度には経常収支比率85%以下、実質公債費比率16%以下、町債現在高60億円以下、基金現在高13億円以上にすることを目標としております。19ページをお願いいたします。第7章土地利用の方向でございます。1. 土地利用の基本理念。私たち住民一人ひとり安全で快適、健康で文化的、豊かで明るい生活環境を確保しながら、環境保全と調和のとれた計画的な土地利用を推進することを基本理念といたします。2. 土地利用の基本方向では、(1)自然環境の保全、(2)農地や山林の適切な保全、(3)快適な生活環境の形成、(4)安全に暮らせる環境の確保に取り組み、将来へ豊かな資源を引き継ぎたいと考えております。20ページをお願いいたします。3. ゾーン別土地利用の方針でございますが、町内を8つのゾーンに分け、それぞれの利用方針について説明しております。21ページに図表を載せておりますので参照していただけたらと思います。22ページをお願いいたします。第8章施策の大綱。本計画の期間が終了した平成29年の時点で理想的な状況を具体的に定めるものでございます。住民と行政との信頼でつくる地域経営システムの構築についてでございますが、協働によるまちづくりについて述べております。①で

ございますが、住民自らがまちづくりへと参画できる仕組みづくりにつきましては、情報の共有を図るとともに、地域のまちづくり活動との連携を強化し、活動の促進と充実を図ります。②「効果・効率」重視の行財政経営につきましては、行政組織体制を見直し、確実な歳入の確保により安定した行政経営に取り組みます。23ページをお願いいたします。

1. だれもが元気に安心して暮らせる環境の整備（保健、医療、福祉）①生涯健康づくりの推進につきましては、日常生活の中で健康づくりを实践できる環境づくりに重点的に取り組むとともに、一人ひとりの健康状態や生活環境をも視野に入れた医療体制の充実を図りたいと考えております。②笑顔の見える「福祉のまち」づくりの推進につきましては、住み慣れた地域の中で暮らしていくことができるよう、関係機関と連携しサービス向上に努めたいと考えております。③地域で支え合う温もりの福祉社会づくりにつきましては、住民の誰もが幸せ活動に参加できるよう「地域ぐるみの連携」強化に重点的に取り組みたいと考えております。24ページをお願いいたします。

2. 豊かな自然が生きる潤いある環境の整備（生活環境、都市基盤）①人と地球にやさしい生活環境の整備につきましては、自然環境を保全しつつ、生活環境の整備を進め、自然風土に調和した良好な町並みの景観形成を推進したいと思います。②ゆとりをもって暮らせる安心安全の確保については、消防・防災体制の整備をはじめ、交通事故防止対策の強化、防犯体制の強化を図ります。③地域基盤の整備では、交流による地域間の活性化のため道路、交通、情報網の整備に取り組むと考えております。25ページをお願いいたします。

3. 地域で育て地域で育つ環境の整備（教育・文化）①地域で学ぶ生涯学習環境の整備・充実では、充実した余暇活動が求められており、地域資源の活用とともに、学習環境の充実に努めたいと思います。②学校教育の充実についてでございますが、時代を担う児童生徒の健全育成のため、地域の人材と自然資源を最大限に活用して、教育環境整備を進めたいと思います。③地域と織りなす文化の振興につきましては、先人から受け継がれた地域の伝統文化を誇り、次世代へつなぐ伝統文化の掘り起こしや、保存継承に取り組むと思います。④スポーツ・レクリエーションの振興では、健康で生きがいを持って暮らすためには健康でなければなりません。そのために必要な、住民一人ひとりの自主的なスポーツ活動を支援したいと考えております。26ページをお願いいたします。

4. 賑わいを呼び活力ある産業の育成（産業、観光）でございます。①活力を生む農業・林業の振興でございますが、食の安全が注目される今日、消費者の視点に立ち、農産物の産地化、生産体制の強化、基盤整備などに取り組み、地産地消を推進したいと考えます。また、計画的な林業振興により、将来、住民が誇ることのできる美しい緑のまちを目指します。②賑わいをつくる商業・工業・観光の振興でございますが、多くの関係者の御尽力によりまして、砥部焼のシンボルとなる「陶街道夢タワー」も完成いたしました。陶街道を中心としたイベントにより、商業、工業、観光産業が一体となり、活気あふれるまちづくりに取り組むと考えております。今後は審議会の意見を尊重し、計画の内容を全世帯の方々にお知らせをし、町民の皆様のご理解をいただき、新しいまちづくりに役立てたいと考えております。以上で議案第4号の説明といたします。ご審議をいただきご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番、山口元之君。

○1 番（山口元之） ちょっとお尋ねします。これは今回の議会で決議して、20年度これを実施していくんですね。であれば今、相当すばらしい計画だと思います。これ自体は賛成ですけど、これを実施する時に、どの課がどういう役割を持ってやるかと、これ具体的に言いよるだけで、誰がやるか、どこの課がやるか、横の連携を付けて、どの課とどの課がこれに対してどういう目標を持ってやりますと、そして範囲が広ければ今年1年はこのことを重点的に推進していきますと、そういう計画も出していただいでですね、そして1年経ったらこの成果がどのくらい出たかというふうにせんと、ただこれだけでやりますと言っただけで、1年経ってどれだけ進歩があるか疑問やと思うんで、そういう課で、ちゃんとその、この目標に対してどういう気持ちでやると、そういうこともここに一緒に載せてもらいたいんですけどね。

○議長（井上洋一） 上岡企画課長。

○企画課長（上岡洋一） ただ今の山口議員さんのご質問でございますが、事業の具体的な取り組みをどこが担当するかというふうなご質問でございました。この基本構想と併せて基本計画を定めます。その中に、分野別に整理をしてございます。そういうことで20年度からの取り組みについて、万全を期したいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。以上で山口議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 1 番、山口元之君。

○1 番（山口元之） ではもう1回。そういうふうに具体的に案を出して進めていくんですね。

○議長（井上洋一） 上岡企画課長。

○企画課長（上岡洋一） 山口議員さんのご質問でございますが、先ほど申し上げました基本計画でございますけれども、それぞれ分野の将来展望というもの、それから将来展望の実施に向けた使命、方針、さらに施策の展開というふうに規定をして、内容を構成してございます。そういったことで、先ほど第8章のところ、分野別の中身を説明したわけでございますが、それに関連して具体的な取り組みにつきましては、基本計画の中でそういうふうな内容を整理してございます。その取り組みを実践していくということで、ご理解をいただきたいと思います。以上で山口議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 1 番、山口元之君。

○1 番（山口元之） あの、その具体的ではなくてね、課で出すんですねと聞きよるんですよ。課からそういうこのことに関しては、どういう方法でやると、1つの課でできんのがあれば、連帯もあると思うんですよ。そしたら連帯で、どういうふうに具体的にこのことについて、この計画に沿って、どういうふうな努力をしていくんだというのが、出るんですかと聞きよるんですけど。ちょっと私の理解不足でしょうか。

○議長（井上洋一） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の山口議員さんのご質問なんですが、お手元の資料の15ページにございます「行政評価システムによる施策や事業の戦略立案から評価に至るまで

の」うんぬんと、こうございます。このプランを作るときにですね、各課で現在自分らが抱えている事務につきまして全部洗い出しを行っております。それを元に、今後残して進めていく事業について、ここに積み上げてきたように記憶しております。ですから、それを作り上げた段階で、その職員は、将来自分はどの仕事をしていくかということは既に頭に入っておりますので、問題なくこのプランに沿った事業が展開されていくと思います。以上です。

○議長（井上洋一） ただ今、山口議員、同じ内容で3回質問されましたので、次に挙手をされております、18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） この資料の中で、第1次産業は年々減っていきますよということです。ではその対策は、さっきの話では問題は把握しておりますよと、総務課長の答弁でございましたので、減っていく対策も、増えるときようならでいくのか、どういう対策を持っておいでなのか、一番大事なことでございますのでお尋ねしたいと思います。

○議長（井上洋一） 西崎課長。

○農林課長（西崎悟） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。農林業を取り巻く環境は、皆さんご承知のように、非常に厳しい問題が山積をしております。そういった中で、農業、林業を今後どういうふうにして守り、育てていくかというような質問でございますが、これらにつきましては、どうしても県の農業、あるいは林業に対する指針、あるいは町のこういった長期総合計画等に基づきまして、担い手の育成でありますとか、あるいは柑橘の奨励として優良品種に補助金を出すとか、そういった個々の事業を実施いたしまして、その関係者、従事者の確保に努める、また農地の流動化そういったものも行いまして従事者の確保に努めると、こういうふう考えております。以上です。

○議長（井上洋一） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） ということは、将来に向かって、もう既に発生するであろう、予測できることがありますね。土地改良事業の終わりが近づいてまいりました。ある種の問題ですね。分かりませんか。分からんのやったらいいです。6月に一般質問でやりますから。総括して。すみません。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 本当、いろいろ重なる面があろうかと思えますけど、この基本計画案は大変立派なものだと思います。それで、この4ページに出ているように、策定委員会が28名で、部会が4部会。それから審議会がこれ、前に聞いたんですが、16名おいでになるんですが、これはどういうメンバーか、公表できればお知らせいただきたいと思えます。こういう10カ年計画は過去何年か、何回かされておりますが、私、勉強不足で誠に申し訳ないんですけど、いろいろ分からないところが、これどこまで到達したんだろかというようなことで、新町計画についてもどうなっとんか分かりませんが、新しく10カ年計画がなされておりますので、1つは計画は3年とすると。1年ごとに見直しを行うということを併せまして、総括反省を繰り返すべきだと思います。最後に申し上げますが、この計画が「絵に描いた餅」にならないように本当に真剣に取り組んでいかなければならないと思えます。以上です。

○議長（井上洋一） 上岡課長。

○企画課長（上岡洋一） 玉井議員さんの質問にお答えをいたします。まず4ページの審議会の構成につきましてのお尋ねでございますが、役職でよろしいでしょうか。16名の委員さんの役職でございますが、区長会会長、広田地区審議会会長、女性団体連絡協議会会長、民生児童委員協議会会長、社会福祉協議会会長、老人クラブ連合会会長、観光協会会長、商工会会長、砥部焼協同組合理事長、青年農業者協議会会長、PTA連絡協議会会長、体育協会会長、分館長会長、公募の委員さんが3名その他においでまして、16名の委員さんでございます。実施計画についてのお尋ねがございました。これは先ほど申し上げましたように、1年ごとに見直しをするということで、事業に取り組む方針でございます。以上で玉井議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 大体分かりました。それこそ先に申し上げましたように、10年計画とか、そんなんは自分ら議員がどのような状態でなっとるんか、先ほど申し上げましたように、勉強不足でしたので分かりにくいんですが、こういう審議会は大体、年に1回か、3年に1回かは分かりませんが、結果についてはやっぱり町民に知らすべきだと思いますので、できるだけ審議会が開催された時には、町報に出していただきたいと要望しておきます。以上です。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 私はもう少し具体的に教えていただきたい。1つの例としてですね、本当に綺麗な言葉が並んでおりますから、これが全部できたら素晴らしいまちになるんだろうと思います。24ページです。①の中にですね、「良好な町並みの景観形成を推進します。」という文字があると思います。大体イメージとしてどういうものをイメージされておるのか、これを1つお聞きすると大体皆さんがどういうふうと考えてらっしゃるのかというのも分かるかと思うんですけど、これを1つだけ具体的にどここというのが分かっておれば、それでよろしいですし、大まかにこうゆうことをやりたいんですということであればそれでも構いませんので、ご答弁願いたいと思います。

○議長（井上洋一） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 土居議員さんのご質問にお答えいたします。良好な町並みの景観形成でございますが、これは場所を特定したものではありません。1つのイメージということでお考えいただきたいんですけど、まず町並みにつきましては、一団の土地利用であれば綺麗な道路ができて、4m以上の道路ができて、まとまった団地形成。そしてそういう形の中に、幹線道路がきちんと整備がされており、例えば1つの例でございますが、国道33号線に幹線道路がございます。そこに団地からまとまった団地から道路ができて、町並みができているという感じで、これは昔から景観形成については開発行為ということで、まとまった団地につきましては、法的規制がなくても4m以上の区画をしてください、まとまって団地造成をしてくださいということで、従来から町が指導でやってきたことがございます。それとその景観の中には、看板とか、例えば清掃活動とか、地域の皆さんが

ボランティアでやっていただく河川清掃とか、これはすべて景観でございます。見た目で、その町並みの中で、一瞬見た時に、この町が綺麗ですかねとか、ちょっと汚れておりますねとか、そういうものを景観として捉えていただけたらと思います。そういう形の中で、町並みの景観を良くするというかたちで、綺麗な町だという意識していただけるような町に形成することを景観行政の中の1つの考え方だと一般的なものでございますけれども、そういうことで回答とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） と言いますことは、要は部分的なものじゃないですよ。この砥部町全体を見てそういうふうなイメージを持たれるような、まあ言ったら知らない人が砥部の中に入って来た時に、どこを見てもそういうふうな景観が感じられるという、町全体を捉えてということで、我々は理解したらよろしいわけですか。

○議長（井上洋一） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 町並み保存という言葉がよくマスコミ等で使われると思いますけれども、ひとつモデル地区と設定して、ある町ではモデル地区を設定して、そのエリアの中に、清掃活動、ボランティア活動を充実させて、このエリアが模範となりますよと、景観的に非常に素晴らしい町並みですよという捉え方で、そういう事業を推進するところがございます。ただ砥部町の場合は国道33号線、379号でボランティア活動をしております。そういうまず線形の中で、砥部に来ていただいた方の中で、非常に綺麗な町ですねと。そういうゆうような形の中で、今後、景観、全体の中の部分という捉え方で、その部分を皆さんで、清掃活動や木とか花とか、景観、見た目で非常にいい町ですねとか、そういうイメージ的なものを皆さんで、住民の方にも協力していただいて、景観を図っていくとそういうふうにご理解をしていただけたらと思います。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） ごめんなさい。分かりましたので、もうかまいません。

○議長（井上洋一） 16番、山本典男君。

○16番（山本典男） ちょっとこれを見させていただいたら、長期的には人口はあまり減らないというゆうふうなことは見えます。ただし、中身についてはですね、いわゆる少子高齢化と言いましょいか、65歳以上の方がたくさん増える。そして若い人は少なくなると、こういうふうな結果になっておると思います。そうすると税収も当然、定年を迎える人が増えて、減るとかいろいろな問題があると思いますが、その中でですね、町債現在高がですね、92億のものをですね、29年度には60億にしようと。そして基金の残高が今現在、9億なんぼというのは、これはまあ立派なもんであると。努力していただいたからと思いますが、それが、29年度には13億にしようと。これは随分立派な計画だと思います。これは「絵に描いた餅」にならないように、先ほど言いましたけれども、そういうふうにご努力してほしいと思います。しかし、私の感覚は、なかなか難しいんじゃないかというふうにも思うんですが。この中で、その計画の基本構想の最初の2ページですか、その実施計画というところで、「計画期間は3年とし、毎年度進ちょく状況を把握しつつ、一年毎に見直しを行います。」とあって、来年から見直しが始まるのか、毎年

するのか。あるいはそれともですね、この最初の1ページに10年のまちづくりを考えていると、こう書いていますから、その中で、基本計画の中で20年度から24年度を、5年とし、前期計画とすると。そして25年度から29年度までを5年として後期計画とするというような中で、いわゆる計画結果を、進捗率を実施しながら考えていくというふうにするのか、それとも3年とし、その進捗率をするのか。そこらのところが、3年であればですね、来年から始まると思うんですが。そこらのところはどちらなのか、ちょっと教えてほしいと思うんですが。多分、実現可能な計画として考えとんですから、大幅に翌年また計画を変更せないかと、いかんということはないと思いますけども、どういうふうになつてるのかそこら辺の所教えてほしいと思います。

○議長（井上洋一） 上岡課長。

○企画課長（上岡洋一） 山本議員さんのご質問でございますが、基本計画について状況の変化にどのように考えるかというふうなご質問だと思いますが、基本計画は、先ほど申し上げましたように、前期後期に分けてございます。この基本計画の中身につきましては、直近の状態を現状値ということで、ほとんどの事項につきまして、数値を出しております。現状値に対して、5年後こういうふうに、10年後この計画の終了時点でどうかというふうなことににつきまして、できる限り数値目標というのを設定しております。その数値目標に向かって、様々な取り組みを展開するということになります。ご指摘のように、急激な社会情勢の変化ということも有り得るわけですし、その数値がそのままいいのかということにつきましては、検討が必要だろうというふうに思っております。なお後期計画の策定にあたりましては、町民の意向をまたお尋ねをして、適正な取り組みにしたいというふうに考えております。それから実施計画についてのお尋ねがございました。3年ということでございますが、現在我々事務局が3年間に実施する、具体的に申し上げますと平成20から22年度の事業の各課からの調査をしております。それにつきまして、もう既に20年度から取り組むものもあるわけでございますが、それを1年が終わりますと、見直しをして、これが重要である、優先的にやらないといけないというふうなことの検討をするということで、ご理解をいただきたいと思っております。以上で山本議員さんの質問に対するお答えとします。

○議長（井上洋一） 16番、山本典男君。

○16番（山本典男） お聞きしたんですが、来年度から始まるのか、5年後から始まるのか、もうひとつ分からなかったんですが。そのことをもう一回お聞きしたいというふうに思いますと同時にですね、3年間で、毎年進捗状況を把握して、1年毎に見直しを行いますというふうに、書いとることは、来年計画の変更をするのか、それともちょっと進捗率が遅いということになったら、その行政的に進めること、あるいは進めるのが早いなど、そういうことはないと思いますが、そういうようなことでちょっと抑えるのか、進捗状況を把握することが必要なんだろうと思いますが、毎年毎年、ころころ変わりよったんではですね、いわゆる計画というものは何のためにあるのか分かんので、そこら辺の所をですね、進捗率を検討するというのは十分大事ですが、その計画がすぐ変わるということではですね、ちょっと問題があると。計画自身に問題があるというふうな

ことがあるんで、そこらの所ですね、先に言いましたように、随分立派な計画なんで、これはぜひ実行をしてほしいというふうに思いますけれども、そこらが足らんとところはまた進ちよく率を見ながらですね、ネジを巻いてもらうとかいうことをしながらですね、ぜひこの実行に移していただきたいと。そうじゃないと、ころころ変わって、毎年進ちよく率うんぬんというんでするんでは計画の意味がないですから、そこらの方を検討してからぜひ立派な基本構想の実現に向かって努力していただきたいと、お願いしたいというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（井上洋一） 8番、樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） この原案にいたしましては全体的に賛成でございますけれども、1つだけ23ページにおける「だれもが元気に安心して暮らせる環境の整備」というところで、今現在、これの最小単位が、地域というのが、最小単位でどのあたりを指すのか。というのは今現在各地域におきましても連帯感というのがものすごい薄くなって、核家族化しておるのが現状でないかと思えます。それをまとめるというのは至難の業ではないかと思えます。と言いますのは、ひとつ例をとってみますと、今まで砥部町で健康づくりのために年1回町民運動会というのをやっておりましたけれども、まとめることができないからやめるというような区長の要請の中で、壊れてしまいました。そういう中で、この地域再生という形の中で、本当に核家族として個人中心の生活を、連帯感を持たしていくということに関しましては、大変厳しい問題があるんじゃないかというふうに考えています。最小の単位、おそらく区ぐらいになるんじゃないかと思うんですけど、その中をどうやって普及、この3つの課題についてもっていくのか。ひとつの体育大会を体協の方でやっておりますけれども、それにしましても大会に出るということに関しましてはいいんですけど、メンバーはいつも同一のメンバーが大会に出るというような形で、全体的な町民の体力づくりにはちょっと何か問題があるんじゃないかというようなことも考えますと、どうしても連帯感を持たすという、全体で取り組むということに関してはかなり命がけでやらないと「絵に描いた餅」になるんじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上洋一） 上岡課長。

○企画課長（上岡洋一） 樋口議員さんのご質問でございますが、連帯感の取り組みについてのお尋ねでございました。連帯感をどのようにして啓発、育成していくのかというようなことで、非常に決め手というようなことはなかなか難しいとは思えます。NPOであったり、ボランティア活動であったり、そういうふうな取り組みというのがこれからますます重要になってくるというようなことが言われております。そういうふうなこともございまして、NPOの許可につきましては、平成20年度から地方自治体の許可ということもございまして、そういうふうな地域づくりの支援を積極的に考えたいというふうに思っております。以上で樋口議員さんの質問に対するお答えとします。

○議長（井上洋一） 8番、樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） 今の課長の答えでしたら、NPOとかボランティアということになりますと、今の区の中をみてみますと、そういう制度というのは、今だ定着しているように思いません。このNPOとかボランティアという、町自体でもどのくらいの数があるの

か。指で折って数えるくらいな問題でないかと思います。これを各校区、又は区の中に定着させようとする、並大抵のことではないと思うんですが。そこらあたりもう一度お願いします。

○議長（井上洋一） 上岡課長。

○企画課長（上岡洋一） 樋口議員さんのお尋ねでございますが、きめ細かい取り組みとしては、いろいろ地域差がございます。もちろん連帯できるというのがどの範囲が一番適当なのかというのは、その地域の事情でございます。行政区としていろいろ取り組みはさせていただいておると考えております。この連帯の取り組みの方法につきましては、やはり地域の課題として、関係者がまず話し合うというところからスタートするんだらうというふうに考えております。そういうことで、これというふうな方法を考えるのは地域で考えていただくのが最善だというふうに考えております。以上で私のお答えとさせていただきます。

○議長（井上洋一） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 総務課長に関連してお尋ねしますが、今までかつてない、いわゆる平成23年には全部地上波に変わりますね。デジタル化するために。これはこの今の計画の中に、いわゆる平成24年度は町債残高が68億ですと、積立が7億ですと書いておる中に、これも含まれて計上されていらっしゃるのか。まず第1回目、それをお尋ねします。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 三谷議員さん、総務課長というご指摘だったんですが、私ではよろしいでしょうか。申し訳ございません。地上波デジタルの関係でございますが、今の財政の方の見込みとか、財政が出しております数値、金額の数値の中には地上波の対応分については計上しておりません。考えておりません。ただ、1点申し上げたいのはCATVで2千万少し超えたと思うんですが、補助金を出して、砥部町内のほとんどはCATVで網羅されております。それを1点と、今現在国などでいっておりますのは衛星放送ですか、これを一時的に利用して、地上波デジタルでカバー出来ない所をカバーするというような考えもあるようでございますので、もう少し方向がはっきりしてからですね考えられるんじゃないかと。ある面では、衛星系でこれをカバーするには少し問題があるんじゃないかという意見もあるようですが、そこらは見極めて対応したいというのが現状であろうと。それと財政の見通しとか考える場合には、ある程度ゆとりを持って考えておりますから、そういうのが飛び込みで入った場合にもですね、よほど大きな金額でない限り、上方修正とかそれは必要ないと思っております。以上です。

○議長（井上洋一） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 私はね、課長、この方針の中に安心安全ということを入れておるでしょ。テレビ見ろと言ひよんじゃないんです。例えば消防法の改正によって、大事なことを忘れとるでしょう。私は、それは来年はいないかもしれんから、しとくんですよ。一方はアナログをいっちょ置いて、デジタルをいっちょ置いて、1年でそれを2つ作るんですよ。一番大事なことはないですか。これを聞いとんです私は。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼しました。消防系のデジタル化については見込みを入れております。以上です。

○議長（井上洋一） 1番、山口元之君。

○1番（山口元之） お願いがあります。3章から8章まで項目1、2、3ずっと項目がありますから、ここはどここの課とどの課が担当しておるかというんを表示していただけますか。そしたらそれ見よったら、どの課でどういうふうな努力をしたんがよく分かるんで、それを書いていただけますか。今の総務課長が言うんであれば、課からこういう要望が出たから、これに載ったというようなことでありましたから、当然課が書けると思います。私が見たんではどこがというのが具体的に分かりませんので、すみませんがこれをお願いしたいんですがいかがでしょうか。

○議長（井上洋一） ここで暫く休憩します。再開は午後2時35分とします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（井上洋一） 再開します。上岡課長。

○企画課長（上岡洋一） 山口議員さんのご質問にお答えをいたします。第3章からの内容について事項別にどの課が分担するのかということについてのご質問であったと思いますが、基本構想は町づくりの理念を総体的に示すものでございまして、これを事項別にどの課が担当するというふうなことを、振り分けるといいますか、特定するということはできないというふうに考えますので、私の方からのお答えにさせていただきます。

○議長（井上洋一） 1番、山口元之君。

○1番（山口元之） できないというのは、じゃあどこが主になってやるんですか。何にも、先、総務課長が言ったんですよ。課、課で抜粋してこういう問題が出てきたからこれを書いて出したと。それが何でできるのですか。ただ、それ、出てきた課の名前をここへ書けばいいだけのことじゃないですか。別に秘密にするもんでもないし、そしてできなくてもですね、こういう努力をしたというだけでいいじゃないですか。そうじゃなかったら、具体的にこれ作っても、どこがどうやりよんかも分からん。何も失敗してもええじゃないですか。努力さえしとれば。それがこういう、良い目標なんでしょ。全部完璧にやれなんか、こんなことできるわけないと思います。そういう努力さえすれば私はいいと思うんです。その主になるところも分からんというような、こういう砥部の計画でどうするんですか。基本構想が。基本構想、そしたら直すところないんですか。

○議長（井上洋一） 上岡課長。

○企画課長（上岡洋一） 山口議員さんのご質問でございしますが、ちょっと説明に言葉が足りなかったかもしれません。申し訳ありません。この基本構想、先ほどご説明申し上げましたように、基本構想と、基本計画と、実施計画ということを申し上げました。具体的

には前にもご説明をしたと思うんですが、基本計画の中に分野別に中身を整理してございます。そういうことで、各課の取り組みにつきましては、基本計画の中に事項をまとめてあるということで、お答えにさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） いろいろと長時間ご意見が出ておるようですが、当時の議長として、総括みたいなこと、一言いわせていただきます。この件については私の議長の時に、4回に分けて、話を聞いてきたと思います。最初だけ課長さんがいなくて、2回目から課長さんにも出席していただいて、その都度担当の課長からもお聞きしてきたと思います。それで足りないんで、今日のこの意見を皆さんが出していると思いますけれども、今いろんな意見が出ました。また山口議員の言われておりました、そういうことも今後それを吟味していただきましてですね、そろそろここらへんで決をとっていただきたいと思いますがよろしく願いします。

○議長（井上洋一） ただ今、栗林議員からもあのようなご意見がでました。このあたりで質問を閉じたいと思いますが。質疑をその他どうしてもという方いらっしゃいますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。議案第4号の採決を行います。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第4号砥部町総合計画の基本構想を定めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫く休憩をします。休憩時間を利用して全員協議会を開催いたします。

午後2時41分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~

## 日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任について

### (提案・採決)

○議長（井上洋一） 再開します。日程第7特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

おはかりします。町議会議員の議員定数の調査検討については、10人の委員で構成する「議員定数等検討特別委員会」を設置し、これに付託して調査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって町議会議員の議員定数の調査検討につ

いては、10人の委員で構成する「議員定数等検討特別委員会」を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

ただ今設置されました議員定数等検討特別委員会委員については、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

ただ今、配布しました名簿のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

よって、議員定数等検討特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫く休憩します。休憩時間を利用して、議員定数等検討特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。再開は35分からにします。

午後3時26分 休憩

午後3時32分 再開

○議長（井上洋一） 再開します。

互選結果の報告をします。休憩中に議員定数等検討特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。議員定数等検討特別委員会委員長に三谷喜好君、副委員長に田室博志君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。今後、ご協力のほどよろしくお願ひします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後3時34分 散会

平成20年第1回定例会（第2日） 会議録

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 招集年月日                             | 平成20年3月7日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |  |
| 招集場所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |
| 開 会                               | 平成20年3月7日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |
| 応招議員                              | 1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一<br>4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰<br>7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博<br>13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男<br>16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
| 不応招議員                             | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 出席議員                              | 出席議員は、応招議員の18名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 欠席議員                              | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                      中村 剛志                      副町長                      柳田 稔<br>収入役                      佐川 秀紀                      教育長                      佐野 弘明<br>総務課長                      明賀 徹                      広田支所長                      丸本 正和<br>企画課長                      上岡 洋一                      監理財政課長                      松下 行吉<br>税務課長                      武智 充吉                      住民サービス課長                      藤田 正純<br>民生こども課長                      正岡 修平                      生きがい推進課長                      大西 潤<br>健康づくり課長                      相原 宜紀                      学校教育課長                      松村 昇二<br>生涯学習課長                      大野 哲郎                      環境保全課長                      日浦 昭二<br>商工観光課長                      相田由紀夫                      農林課長                      西崎 悟<br>建設課長                      萬代 喜正                      下水道課長                      東岡 秀樹<br>水道課長                      辻 充則 |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |

平成20年第1回砥部町議会定例会

平成20年3月7日(金)

午前9時30分開会

○議長(井上洋一) これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第5号 砥部町道路線の認定について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(井上洋一) 日程第1議案第5号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長(萬代喜正) 議案第5号砥部町道路線の認定についてご説明いたします。次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。認定する路線名といたしまして川登万年線、起点及び終点、砥部町川登1033番2先から万年470番5先まで。浄化センター線、砥部町八倉116番3先から八倉101番9先まで。提案理由といたしまして、町道川登万年線につきましては、国道379号の区域変更に伴い町道として編入し、町道浄化センター線につきましては、新設するため提案するものでございます。なお、別紙の参考資料を見ていただけたらと思います。川登万年線の認定でございますが、位置図の右の上側に赤で起点と書いておりますが、これは千里地区公民館の手前のところでございます。立折橋があったところでございます。ここを起点といたしまして、終点は万年の集落の入口のところまでの認定でございます。これは国道からの町道への管理替えでございまして、町道編入区域といたしまして総延長2.021km、実延長1.961kmで、幅員につきましては4.5mから49.5mでございます。なお新しく設置されました国道のバイパスにつきましては、3月26日の13時から一般通行に供する予定になっております。裏面を見ていただけたらと思います。浄化センター線でございますが、浄化センターから高速道路の高架下までの認定でございます。赤色で着色した部分が新設町道として整備する青色で着色した部分は公共下水道で整備する通路でございます。完成後は1路線として供用開始するものでございます。認定区域といたしまして、延長371.7m、幅員5.0から18.0mでございます。以上2路線の町道認定につきましてよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第5号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、産業建設常任委員会

に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

**日程第2 議案第6号 砥部町後期高齢者医療に関する条例の制定について**  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第2議案第6号砥部町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） それでは議案第6号、砥部町後期高齢者医療に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。砥部町後期高齢者医療に関する条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。

今回の、この砥部町後期高齢者医療でございますが、今まで75歳以上の方は老人保健医療で対応しておりましたが、それが後期高齢者医療に移行いたしましたので、それに伴いまして新たに条例を制定するものでございます。それでは第1条の砥部町が行う後期高齢者医療の事務でございますが、法令及び愛媛県後期高齢者医療広域連合条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによるものです。第2条の砥部町において行う事務とは、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則と広域連合条例に規定する事務のほか保険料の徴収や各種の受付、通知書の引渡し等行うものでございます。次のページをお願いいたします。第3条の保険料を徴収すべき被保険者とは、砥部町に住所を有する被保険者と、町外の病院等へ入院や施設等に入所されておられます被保険者の特例を受けている人となっております。第4条でございますが、普通徴収に係る保険料の納期でございますが、7月から翌年の3月までの9期としております。保険料の納め方につきましては納付書などで納める普通徴収と、年金から天引きされます特別徴収の方法でございますが、メインは年金から天引きによる方法でございます。介護保険料の納め方と同じでございます。第5条の保険料の還付でございますが、過納または誤納に係る保険料を当該被保険者に還付するものでございます。次のページをお願いいたします。第6条の保険料の督促手数料は督促状1通について100円とするものでございます。第7条の延滞金は、納期限後1月までは年7.3%、それ以降は年14.6%の延滞金額を加算して納付しなければならないとしております。第8条で委任、第9条から11条までで罰則について定めております。附則といたしまして、第1条この条例は平成20年4月1日から施行する。次のページをお願いいたします。第2条では平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料については平成20年4月から9月までの半年分は保険料負担が凍結をされます。10月から21年の3月までの半年分については均等割が9割軽減されますのでその分の納期を定めております。第3条では延滞金の年7.3%の割合は各年の特例基準割合にするものとしております。提案理由でございますが、この条例は平成20年4月から後期高齢者医療制度が実施されるにあたり本町において行うべき事務事業を定める必要があるため、提案するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中島博志君。

○13番（中島博志） 1点だけお尋ねいたします。第2条の被保険者の軽減措置についてであります。先般、各戸にパンフレットが行き渡ったと思います。それより以前に老人会等の説明に、パンフレット等が配布されたと思います。そういう中で、先ほど課長が言われたように、均等割の問題なんです。先に配られたパンフレットの中では、5%と明示されております。今回新たに配られたパンフレットには保険料の1割負担ということになっておりますが、どちらにしてもですね、均等割また所得割の合算の中での1割負担ということになるんじゃないかなと私は解釈してんですが、その均等割の5%という所をちょっと説明をいただきたいと思うんですが、その辺は分かりませんか。

○議長（井上洋一） 藤田課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 中島議員さんのご質問にお答えをいたします。保険料でございますが、これにつきましては1割ということになっております。その保険料の内訳といたしまして均等割と所得割とがございます。均等割につきましては、年4万1千にながしと、ちょっと詳しくは覚えておりませんが、そういう愛媛県の広域連合で決めております均等割の金額でございます。所得割につきましては7.85%の所得割がかかるということになっておりますので、5%というのは私ども、ちょっとどこの資料に出ておるのがちょっと分かりませんが、そういうことでご理解をいただいたらと思います。

○議長（井上洋一） 13番、中島博志君。

○13番（中島博志） どこの資料か分からないと言われましたが、課長もこの資料分かってますよね、新しい資料。それとですね、これ老人会等に配った、説明の時に使った資料だと思うんですが、両方とも砥部町住民サービス課また税務課から出ておるんですよね、内容は。片方の老人会等で説明した内容では均等割5%となつてますよね。21年3月まで均等割の5%を負担していただきますという説明になつてんですが、その辺の解釈というのはどういう見方をしたらいいんですかね。

○議長（井上洋一） ただ今から休憩をいたします。

午前9時44分 休憩

午前9時49分 再開

○議長（井上洋一） 再開します。藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 中島議員さんのご質問にお答えをいたします。5%でございますが、これは先ほど申し上げました被扶養者で、今回特例措置として20年度のご負担していただく保険料の算定でございますが、この方々につきましては、2年間均等割につきましては5割軽減ということでございます。そのうち20年度につきましては前期の4月から9月分の半年分につきましては徴収しないと。残り10月から3月までの半年分につきましては1割をご負担いただくということで、年間にしますと20分の1の保険料を納めていただくということになりますので、20分の1ということで年間にしますと

その5%というパーセントを、具体的な数字で老人会の時の説明として、資料としてお配りをいたしております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 13番、中島博志君。

○13番（中島博志） その部分は十分分かって、そうじゃないかなということは分かるんですが、要するにその説明の際にですね、パンフの内容についてですね、その辺がちょっと分かりにくい。5%と、要するに保険料としての1割負担と。要するに均等割の5%と保険料の1割負担というところが分かりにくいという話が随分と聞かれるんですよ。その辺で確認の意味も含めてですね、お尋ねをさせていただいたんですが。出来たらですね新しいパンフの中での説明が出来るようにしていただいたらありがたいなということを申し上げます。以上です。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） ただ今、中島議員さんからもご指摘ございました。新しい制度でございまして、先般、老人クラブの会長会の際には資料等を持ってご説明に伺ったわけですが、その後、広域連合等でリーフレットの作成等が来ております。なかなか中身が分かり辛いという所がございまして、ご希望のある部落に対しまして説明に向いていく予定にいたしております。今後、具体的にこういう世帯であれば、お1人いくらになるといような具体例を、資料を持参してご説明する予定でございます。以上でございます。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 中島議員の関連でちょっと2、3点お伺いをいたします。これずっと説明を受けてみますと、この罰則というのがきつ過ぎるんじゃないかという感じがするんですが。保険料についての9条、10条がこれ関係するんですが、9条、10条としてどのように罰則が大きくなったかとまず1点お尋ねいたします。

それから、次に、厚生委員会に付託でございまして、厚生委員会の方にもちょっとお願いをしておかないかという面があると思っておりますので、2、3点お願いをしておきます。この1点については、3,200の自治体が1,800になっておりますが、その内の512団体が21日で意見書を提出しとるわけですが、できればこういうことについての見直しを求める地方議会の意見書を出していただきたいと思っております。それからもうひとつは、これは後先になりますが、先ほど老人会では説明した、希望する部落については説明にまいるということですが、やはりこういう大事なことは、全体で説明会を持つべきではないかと私はこう考えておりますが、これの取り組みはどうなっているのかご返答お願いをしたいと思います。

それからこれは他の市町村でございまして、千葉県浦安市ではこの後期高齢者の保険料の約6千人おいでになるそうですが、これの臨時給付金を出しております。これは1人1万円で、後期高齢者支援費用として6,400万余りをやっておりますが、砥部町もそういうことはお考えがあるのかなのか、2点お尋ねをいたします。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。まず罰

則の件でございますが、これにつきましては他の保険等と同じでございます、不正に使用、または不正行為によりましてそういう場合に罰則規定を設けておるものでございます。これは県内同じでございます。資格証明書につきましては、これは今まで老人保健ではなかったわけですが、後期高齢者医療に移りますと、資格証明ということで1年間保険料を滞納された方を対象にですね、資格証明書の発行ということになります。これにつきましては詳細はまだ県内の基準が決まっておりません。また決まり次第ですね、皆様方にもお知らせをいたしたいと考えております。それとこの制度の啓発といいますか、広報の仕方でございますが、広報誌、とべの広報誌等でも再度年末からずっと掲載をしておりますが、なかなか制度そのものが分かり辛いというところがございます。実際に対象になる方につきましては、今まで病院等に行かれた場合の手続きと、まったく変わりはございません。ただ保険証が今までは、例えば国民健康保険証と併せて老人保険の受給者証を持って行かれておりましたが、各保険から全部抜けまして、後期高齢者医療ということになりますので、1枚のカードの保険証になるというような形に変わるわけでございます。それらの内容等の説明につきましては、機会があるごとにですね、ご説明もいたしたいと考えておりますし、先ほど言いましたように老人クラブの会長会ではご説明申し上げましたが、あと各地域に出向いてですね、詳細をご説明したいとは考えております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 併せてお尋ねいたしますが、この、やはりこういう新しい制度については、ずっと広報と一緒に入ってきたんですが、私も理解出来にくい面がありますので、特にお年寄りの方については、こちらの方からやっぱりこういうことで説明に回るべきだと思いますので、ぜひこれは実現していただきたいと思います。その他については先ほど申し上げましたように、厚生委員会の付託議案でございますので、あんまりは申し上げませんが、そういうこともよく把握していただきまして、厚生委員会では審議していただきたいと思います。以上です。

○議長（井上洋一） 8番、樋口泰幸君。

○8番（樋口泰幸） 関連しまして、普通、後期高齢者になりますと大体の方は年金生活者でなかろうかと、年金は収得しているんじゃないかと思うんですが、砥部町で実際、後期高齢者の中で、普通徴収というのは大体どれくらいな数になるんでしょうか。その人たちのためと言いますか、おそらく75歳以上になってきますと、普通徴収になるとなかなか自分が納入に行かなければならないという設定そのもの忘れとか、そういうこともあるんじゃないかと、そういう人への対策の仕方を教えてほしいと思います。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 樋口議員さんのご質問にお答えをいたします。今回の後期高齢者医療の、まず、対象者がですね2,664名でございます。これは全体でございます。その内、年金から天引きされる予定の方が約9割、年金額が年間18万円以下の方につきましては普通徴収ということで、納付書によりまして保険料を納めていただく方が約1割でございます。この方々につきましては、いろんな低所得者の方がいらっしゃいますので、その軽減措置等も踏まえてですね、保険料を納めていただく分につきましては

いろんな相談事業等も実施してですね、保険料を納めていただくように今後したいと考えております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 今、その関連ですが、課長の説明の中で年間18万円以下の方につきましては約1割おられると。その方についてはいろいろ相談していくと言うが、年間18万円以下というのはやはりその、我々でいう厚生年金、またその方にとっては国民年金だと思いますが、その方が月に直したら1万5千円位になると思いますが、この方はどれ位取られるのでしょうか。そこ辺をちょっとひとつ、ちょっと私の考えが違うかもしれませんがお願いします。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 宮内議員さんのご質問にお答えいたします。年金18万円以下の方ですが、先ほど申し上げました、約1割ということでございまして、通常国民年金を満度に受けておられる方が年間79万円でございます。そのなぜ18万円以下の方がいらっしゃるかと言いますと、年金を早めに受けられる方、65歳じゃなくて60歳から受けられる方、それとか年金の保険料の軽減措置を受けておいでの方が中にいらっしゃいます。そういう半額免除とかですね、7割免除、そういう方々については実際に年金を受け取る場合は満額はもらえません。減額されます。そういう方々もいらっしゃいますので、年金18万円以下の方も出てくる状態でございます。以上でございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第6号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第6号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第3 議案第7号 砥部町下水道事業審議会設置条例の制定について (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第3議案第7号砥部町下水道事業審議会設置条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第7号を申し上げますが、申し訳ございません。訂正がありますのでお願いをいたします。議案書の上から3行目の「砥部町下水道事業審議会条例を」とございますが、砥部町下水道事業審議会の後に「設置」の2文字が抜けております。「設置」の2文字を加えていただきたらと思います。大変申し訳ございません。それでは議案第7号砥部町下水道事業審議会設置条例の制定について説明申し上げます。砥部町下水道事業審議会設置条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。砥部町におきましては、公共下水道の一部供用開始を平成23年3月末に予定をいたしておりまして、それまでに受益者負担金、下水道使用料等の詳細について決定する必

要がございます。受益者負担金、下水道使用料につきましては、受益と負担のバランスを考慮しつつ同時に公共下水道事業の健全な運営が図られるものとする必要がございます、この受益者負担金と、下水道使用料等の制定にあたりまして、町長の諮問を受けて調査審議を行う機関として砥部町下水道事業審議会を設置するために条例制定を行うものでございます。それでは砥部町下水道事業審議会設置条例についてご説明申し上げます。第1条につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定によりまして砥部町下水道事業審議会を設置するものでございます。第2条は所掌事務の規定でございまして、町長の諮問に応じまして受益者負担金に関する事、下水道使用料に関する事等について審議を行うものでございます。第3条は組織の規定でございまして、委員は15人以内をもって組織するものでございます。第4条は委員の規定でございまして、識見を有する者、その他町長が必要があると認める者を町長が委嘱をするものでございます。なお公募委員につきましてはその他町長が必要があると認める者に含まれるものでございます。第5条は任期の規定でございまして、委員の任期は2年とするものでございます。第6条は会長及び副会長の選出方法及び職務の規定でございまして、第7条でございまして、次のページをお願いいたします。会議の招集、会議の議長、会議の開催、議事の決定方法等の審議会の運営内容についての規定でございまして、第8条は庶務の規定でございまして、下水道課において処理するものでございます。第9条は委員の報酬及び費用弁償の規定で、砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによるものでございます。第10条は委任規定でございまして、附則でございまして、1施行期日につきましては、この条例は平成20年4月1日から施行する。2砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。別表中、障害程度認定審査委員会委員18,000円を下の表のとおり、下水道事業審議会委員7,000円を追加して改めるものでございます。提案理由でございまして、受益者負担金、使用料等の下水道事業にかかる重要事項について審議するために提案するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第4 議案第8号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第4議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。今回の改正は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、再度の育児休業をすることができる特別の事情及び育児短時間勤務制度の導入に係る規定の追加並びに育児休業した職員の職務復帰後における号級の調整に関する規定を改正するため、提案するものでございます。改正内容ですが、少子化対策が求められるなか、公務員におきましても長期間にわたり育児と仕事の両立が可能となるように育児のための短時間勤務制度を導入しようというものでございます。育児のための短時間勤務の対象となる職員とは小学校にあがるまでの子どもを養育する常勤職員が該当します。現在育児休業の年齢は3歳になるまでというふうに定められております。これを小学校にあがるまでというふうに改正いたします。この場合の勤務のパターンですが、1日当たり4時間勤務の職員、また5時間勤務、それと別に週3日勤務、週2日半の勤務等の形態の中から選択できることになっております。給与等につきましてはこれらの勤務する時間によって減額され決定します。ただし、復職時の給与等の決定につきましては、この期間100%勤務したものと決定を行います。また育児短時間勤務職員が処理ができなくなる事務につきましては、非常勤の短時間職員を任用することができるように改正しております。今回は以上の改正内容に沿いまして条例改正をいたしております。これ、改正条項かなりございますので、手を抜くわけではないんですが、お手元の新旧対照表を見ていただいたらと思います。それで、詳しいご説明につきましては付託されました委員会の方で、1条ずつご説明を申し上げたらと考えております。また条例の施行日につきましては平成20年4月1日からとしております。ご確認いただきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 今現在、その、砥部町の中でこの育休を利用なさっている職員の方がいらっしゃったら何人か教えてほしいと思います。

○議長（井上洋一） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の土居議員さんのご質問にお答えいたします。現在5名の職員が育休をとっております。ただ、改正前につきましては短時間勤務が認められておりませんので、一応、無給で終日休むという形になっております。それで、とる方のほとんどが1歳の誕生日がくるまでの大体1年間ということになっております。以上です。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第8号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第8号は、総務文教常任委員会に

付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

**日程第5 議案第9号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)**

○議長（井上洋一） 日程第5議案第9号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第9号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。この改正につきましてもただ今の改正を受けまして、条例の一部改正をするものでございます。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、育児短時間勤務制度を導入することにより、短時間勤務職員の勤務時間等を整備するため提案するものであります。この件につきましても、改正内容は新旧対象表でご覧いただいたらお分かりのとおり、文言、定義等の整理でございます。内容等が大きく変わる点についてはまた委員会の方で詳しく説明をさせていただいたと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（井上洋一）説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

**日程第6 議案第10号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)**

○議長（井上洋一） 日程第6議案第10号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第10号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。提案理由といたしまして、この改正は砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、育児短時間勤務制度を導入することにより、短時間勤務職員の昇格及び昇給の基準を整備するため提案するものでございます。この条例改正につきましてもお手元にお配りしております新旧対照表をご覧いただいたらと思います。内容的に大きな改正は行っておりません。条文整備とか、関係条例の整備が主でございま



す。以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第10号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よつて議案第10号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願ひします。

~~~~~

日程第7 議案第11号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第7議案第11号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第11号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。新旧対照表の方をご覧になっていただきたいんですが。別表の第2条関係として監査委員の学識経験者の方の年額報酬を「240,000円」から右側の「285,000円」に。監査委員の議会選出の方の年額報酬「193,000円」を「229,000円」に改定するものでございます。もう一度議案の方をお願ひいたします。附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。提案理由でございすが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定により国が定めた適正化指針に基づき、入札を監視する第三者機関の業務を監査委員が行うことによる事務量の増加に伴ひ適正な委員報酬とするため提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 現在の砥部町の報酬というのは県下でいったらどれくらいのところに位置しておりますか、お知らせください。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 県下の町で下から2番目でございます。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） すみません。続けて質問しとけば良かったんですけど、1番上から砥部町までいったら金額で言うと差がどれくらいつきますかね。下から2番目言われ

たって、額の差っていう、金額面でいったら。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 土居議員さんのご質問ですが、現在1番高いところですね、松前町さんでございまして、学識経験の方で53万4千円。議会選出の方で30万6千円でございます。それでよろしいでしょうか。

○議長（井上洋一） 16番、山本典男君。

○16番（山本典男） これの条例だけを見るとですね、私も監査委員になつとんで上げてもらうということになつとるんですが、実際にそうなんですが、なんともなんか、いつから施行するか全然書いておりませんし、そして20年4月1日からというふうになつとんですが、これは20年4月から施行するということですか。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 山本議員さんのご質問ですが、条例は4月1日施行でございますから、20年度から報酬改定になるということでございます。おそらくご質問の趣旨としましては第三者機関の関係だと思っておりますがこれにつきましては監査基準というのを作成しまして、その中に監査委員さんの業務といたしまして入札の監視についてもっていただくということで、これも20年度から実施いたします。

○議長（井上洋一） 16番、山本典男君。

○16番（山本典男） ということは4月1日から、今、聞いたら20年というふうになったら、来月から上がるんですかね。そのへんのところ分らんのですが。もういっぺん聞くんですけれども。この条例で言えばですね、そういうふうになるんですか。そういうふうに理解してよろしんですかね。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） この条例をご審議いただき、ご議決いただきましたら20年度からそのように変わります。以上でございます。

○議長（井上洋一） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） これも法律第15条を提案理由としましてですね、国が定めた適正なことでございますので、あまり言いたくはございませんし、監査委員の議会選出の方もおられますのであんまりのことは言えませんが、国自体もですね、町自体もですね、財政が厳しい言いよる中でですね、これ上げるというのは大変、町民にとってもどうかと思います。法律上仕方ないかなと思っております。ただですね、この度は、公共工事の入札も兼ねておりますので、大体月に何回ぐらいこちらの方には出席というか、来られるものかなと思っておりますが、いかがなものでございましょうか。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） この第三者機関としての業務をしていただくことで、最低年3回は出勤が増えるということになります。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第11号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第11号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第8 議案第12号 砥部町土地開発基金条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第8議案第12号砥部町土地開発基金条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第12号砥部町土地開発基金条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。これも新旧対照表をご覧になっていただきたいんですが、第2条の基金の額の関係でございまして、現行の方の第2項を改正案、「町長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをし、又は基金の一部を取り崩すことができる。」第3項改正案として、「基金の額は、前項の規定により積立てが行われたときは、積立額相当額増加し、取り崩しが行われたときは、取崩額相当額減少するものとする。」ということでございます。もう一度議案の方に戻ってください。施行でございまして、この条例は公布の日から施行する。それから提案理由でございまして、機動的に土地開発基金を運用するため、提案するものであるということで、次の3月補正で土地開発基金が持っております土地につきまして、この基金を財源に買い戻すという措置をいたします。そのために基金の取り崩しができるようにするというものでございます。なお、ここにありますように、基金の額の1億5千万というものでは定額として残すという考えでございまして、以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第12号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

ここで暫く休憩します。再開は午前10時50分の予定です。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

日程第9 議案第13号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について  
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(井上洋一) 再開します。日程第9議案第13号健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長(藤田正純) それでは、議案第13号健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につきましてご説明申し上げます。健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表の1ページをお願いいたします。まず砥部町の母子家庭医療費助成条例の一部改正でございますが、第2条第1号に「キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」を加えます。次に第4号中、「及び高額療養費並びに老人保健法(昭和57年法律第80号)に規定する医療及び医療費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に改めます。2ページをお願いいたします。第4条第1項中、家族高額療養費の次に「、高額介護合算療養費」を加え、「老人保健法又は」を削ります。3ページをお願いいたします。

次に、砥部町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正でございますが、第2条第2項中、「及び高額療養費並びに老人保健法(昭和57年法律第80号)に規定する医療又は医療費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に改め、第3項に「(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」を加えます。第4条中、家族高額療養費の次に「、高額介護合算療養費」を加え、4ページにあります「老人保健法又は」を削ります。5ページをお願いいたします。

次に、砥部町国民健康保険診療所条例の一部改正ですが、第5条第1号及び第2号中、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改めます。

それでは元に戻っていただきまして、議案書の2枚目をご覧くださいと思います。附則、この条例は平成20年4月1日から施行する。提案理由といたしまして、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するため提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番、土居美智子君。

○4番(土居美智子) すみません。国語力がないのでちょっとよく分からないんですけど、ここの中に、「確保」という言葉と「合算」という言葉が出てくると思うんですけど、それぞれの意味を説明お願いできますでしょうか。まあ言えば、対照表1ページ目の「キ」のところに医療の確保、その下の(4)のところ、高額介護合算療養費とかいうのがあるんですけど、どういうふうに合算されて、どれが確保なのかということをお願いします。

○議長(井上洋一) 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） まず、高額介護合算療養費につきましてご説明申し上げます。これにつきましては、被扶養者の場合自己負担が多額になった場合に、被保険者の場合と同様に、高額療養費が支給されますが、それと併せまして、介護保険の関係です、受給される場合がございます。その場合、一般の方で年間56万円を超す医療費を支払った方に、医療費を払い戻す制度でございます。これが新たに加わった、高額介護合算療養費でございます。以上でございます。失礼しました。もう1点、法律の名称の中に医療の確保に関する法律ということになっておりますが、これにつきましては、国が決めておりますのでちょっとどういう意図があつてそういう名前をいれたのかは分かりかねます。

○議長（井上洋一） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第13号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第10 議案第14号 砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第10議案第14号砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第14号砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。始めに提案理由についてでございますが、高齢者生活福祉センターの居住事業でございます、2階の生活支援ハウスの利用者負担につきましては、国庫補助の廃止によりまして、居住者負担を町独自に設定することが可能となりました。このことに伴いまして、居住事業利用者の負担の適正化を図るため提案するものでございます。次に条文の改正につきましては、砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部を次のように改正する。新旧対照表も併せてご覧ください。別表Aの項中「0円」これは入居者の年間収入が全員年間120万円を超えないため、国の定めた利用者負担基準は0円でございます。これを「2,000円」に改め、同表備考中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同表備考として次の1項を加える。第1項利用者は、別表に定める負担金のほかに、入湯料及び共用機器使用料として、これも新たに月額1,000円を負担するものとするものです。附則この条例は平成20年4月1日から施行する。以上で議案第14号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

13番、中島博志君。

○13番（中島博志） 国庫補助の廃止により新たに利用者の負担を求める改正であると思われませんが、この支援ハウスの費用対負担を考える時、これはやむを得ない処置かなとは考えますが、要するにこの算出基準ですね、これは何を以てこの2千円としたのか。また月額共用機械の使用料を1千円としたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（井上洋一） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 中島議員さんのご質問にお答えいたします。2千円とした根拠でございますが、現在定められております負担基準は0円となりまして、これは年間120万円以下。その次の基準が120万1円から130万までが4千円となっております。これから逆に判断して2千円と決めました。そして、1千円負担でございますが、入湯料、これお風呂代でございます。そして共用機器の使用料、これ洗濯機3台と乾燥機2台を据えております。こういうような、いわゆる今まで無料だったんですが、これらも老朽化に伴い修繕不能となれば買い替えを検討しなければなりませんので、1千円の積み立てという意味で決定いたしました。以上です。

○議長（井上洋一） 9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 今の関連質問ですが、ちょっとこの後ろの議席でも、ちょっとこれどこぞと言ひよんですけど、場所がはっきり分からない議員さんも多々おると思うんですけど、砥部と原町と麻生、この3カ所対象ですか、広田も。この福祉センターの場所。

○議長（井上洋一） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） これは、砥部町高齢者生活福祉センターの条例の一部改正でございますが、この高齢者福祉センターというのは広田地区の総津にあります。そしてこの2階の部分が生活支援ハウスになっております。この部分です。高齢者福祉センターというのは広田地区の名称です。それぞれ「憩いの家」や名称がありますが、これはこういう名称でございます。以上です。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第14号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第14号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

### 日程第11 議案第15号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について (説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第11議案第15号砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） それでは、議案第15号砥部町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。砥部町国民健康保険条例の一部を改正する条例

を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。砥部町国民健康保険条例（平成17年砥部町条例第107号）の一部改正について新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。第6条の2第2項中、「例による場合を含む。」の次に、「第7条第2項において同じ。」を加えます。第7条中、「3万円」を「2万円」に改めます。また1項を加え、「2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。」を加えます。これにつきましては、例えば、75歳の誕生日に亡くなられた方がいらっしゃったとすれば、これは国民健康保険それと後期高齢者医療両方の対象となります。そうなりますと、両方と重なってまいります、この場合には、後期高齢者を優先するというところでございます。次のページをお願いします。次に第8条第1項中、「町は」の次に「、国民健康法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康審査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」を加えます。このことによりまして、現行の第4号から第7号につきましては、この特定健康審査等の事業となりますので削ります。そして第8号を第4号といたします。第12条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改めます。それでは議案書に戻っていただけたらと思います。附則この条例は平成20年4月1日から施行する。経過措置として、この条例の施行の日の前日までに死亡した者に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。次のページをお願いします。提案理由といたしまして、平成20年度から施行される医療制度改革に伴い必要な事項を改正するとともに、本町の葬祭費について、現下の厳しい国民健康保険財政の状況及び愛媛県後期高齢者医療広域連合との均衡を踏まえ引き下げるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第15号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第15号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第12 議案第16号 砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第12議案第16号砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西

生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第16号砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、提案理由につきましては第4期事業計画、これ平成21年度から23年度までの3カ年計画でございます。これの策定にあたり策定委員会の所掌事務を見直し、委員数を2名増とするとともに、委員の任期を明確にするため、提案するものでございます。次に条文の改正でございます。砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部を次のように改正する。新旧対照表も併せてご覧ください。第1条中「老人保健福祉計画」を「高齢者保健福祉計画」に改める。第2条を次のように改める。第2条は全部改正となります。「第2条 策定委員会の所掌事務は次のとおりとする。（1）砥部町の介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定に関する事項（2）計画進捗状況の点検に関する事項（3）その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項」第3条第1項中、「10人」を「12人」に改め、同条第3項を次のように改める。「3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」第3条に次の1項を加える。「4 委員は、再任されることができる。」附則この条例は平成20年4月1日から施行する。以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第16号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第16号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

### 日程第13 議案第17号 砥部町広田地区駐車場条例の一部改正について (説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第13議案第17号砥部町広田地区駐車場条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第17号砥部町広田地区駐車場条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町広田地区駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。内容ですが、添付の新旧対照表をご覧ください。左側の現行でありますように、総津平淵駐車場と寺の下駐車場がございます。この「寺の下駐車場」を削るものでございます。議案の方に戻ってください。この条例は平成20年4月1日から施行する。提案理由でございますが、天王川改修



に伴う消防団第13分団車庫・詰所の移転用地として使用するため、提案するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中島博志君。

○13番（中島博志） これ、詰所の移転用地として使用するという事なんですが、いつからこの詰所の着工に入るのか。それとですね、現在あそこの駐車場、常に2台はとめておりますが、その辺の所有者とのお話といたしますかね、その辺は出来ていますか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 中島議員さんのご質問ですが、まず1点目の着工の時期でございますが、20年度予算が通りまして、20年度に入りまして出来るだけ早い時期に発注をかけたいと考えております。次に、今、お使いになっておられる方ですが、この寺の下駐車場につきましては、町と契約を結んで使われておる方はございません。便宜上そこを駐車場として、一時的な、1時間とか2時間とかですね、そういう感じで使われておるんだらうと思いますが、そういうことはございませんので、了解を取るところはないと考えております。

○議長（井上洋一） 13番、中島博志君。

○13番（中島博志） その、了解は取らなくていいと言うのは当然だらうと思いますが、やはりですね、常時生活圏内で、いつもあそこにとめておられる方がおります。当然のようにとめております。できたらですね、ある程度事前に、詰所の移転地ということですね、説明をいただいたらありがたいなと思うんですが。その辺は考えておられませんか。後のトラブルなんかも考えたらそうした方がスムーズにいくんじゃないかなと私自身は考えておりますが。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 中島議員さんのご質問にお答えいたします。当然町の方から工事はしますよということはお声を掛けようと思いますが、またどなたが駐車されとるとか、また情報をいただきましてですね、お声を掛けいたしますが、了解うんぬんということではないというふうに私は理解しておりますので、お声はお掛けしたいと思います。以上でございます。

○議長（井上洋一） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第17号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第17号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いいたします。

日程第14 議案第18号 砥部町消防団条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(井上洋一) 日程第14議案第18号砥部町消防団条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) 議案第18号砥部町消防団条例の一部改正について。砥部町消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。今回の改正ですが、消防団員の加入促進及び風水害等の災害対応の実態に見合った手当に改正するため提案するものでございます。改正内容のご説明をさせていただきます。新旧対照表の方をご覧くださいと思います。まず語句の訂正ですが、「消防団の長」という呼び方を「消防団長」に改めております。それと消防団に入団できる規程といたしまして、「町内に居住する者」と現在なっておりますが、これは、居住し又は勤務している方、ですから住所がなくても勤務している方についても対象といたします。次に、第7条の関係ですが、今の改正を受けまして、現在「町外に転出したとき」となっていますが、「町内に居所及び勤務地を有しなくなったとき。」というふうに改めます。2ページ目をご覧ください。表を全面改正しております。文言等の整理も行っておりますが、主に大きく変わった点です。出動手当につきましては、2つに分けまして4時間未満につきましては現在1,800円で決めておりますのを2,200円に改めます。それで4時間以上の出勤になった場合につきましては3,300円。5割アップで支給したいと考えております。訓練手当につきましては、2つに分かれているのを1本化し、現在1,800円と決めておりますのを2,200円に統一いたします。次に警戒手当でございますが、こちらにつきましても、4時間未満と4時間以上に分けましてそれぞれ2,200円、3,300円というふうに改正をしております。点検手当につきましては、金額につきましてはいじっております。文言の整理を行いました。それで、今回の見直しにあたりましては近隣市町の消防団の状況が基になっております、砥部町職員の日当等を勘案いたしまして改正を行っております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は平成20年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。18番、三谷喜好君。

○18番(三谷喜好) こういう一枚の紙をいただくだけでは、あなたの方では理解されて、他の市町村の事情は分かると思いますが、これが安いのか高いのかこれを見ただけでは比較できませんので、今出さなくてもいいですから最終日までに、他の市町村、近隣の市町村はこれはこれくらいですよというものを資料提出していただくと、今後の審議においても楽なんじゃないかと思っておりますのでお願いいたします。

○議長(井上洋一) 明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) ただいまの三谷議員さんのご質問なんですが、ちょっと手元の方に資料ございますので報告させていただきます。松山市につきましては、出動手当、訓練

手当、警戒手当等いずれも3千円で規定しております。それで1回の出動が4時間以上になった場合は3,300円というふうに松山市は定めております。それと東温市につきましてもいずれも3千円の手当を支給しております。それと伊予市につきましても、ちょっと金額が細かいんですが、出動手当が1,670円、訓練手当が1,560円、警戒手当につきましても1,560円で定めております。それと松前町も申し上げますが、松前町が1,800円の出動手当、訓練手当が1,600円、年末の夜警手当が1,600円で定めております。その手当の低い伊予市と松前町につきましても、その他で別に補助金という形で各分団に支給しております。ですからこれを積み上げますと、かなりの金額になるのではないかと考えております。以上です。

○議長（井上洋一） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 控える間がなかったんですが、再度お尋ねしますが、プリントして出していただけますか。

○議長（井上洋一） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 今の三谷議員さんの件ですが、最終日までに資料として提出させていただきます。

○議長（井上洋一） 13番、中島博志君。

○13番（中島博志） この別表の出動手当の件ですが、これ火災についてもこれが当てはまるんでしょうかね。当てはまるとしたらですね、この分団によってはですね、火災現場に1日2日かかる場合もあります。その際ですね、4時間以上3,300円となっておりますが、上限で3,300円ということですか。そういう理解していいんでしょうか。

○議長（井上洋一） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の中島議員さんのご質問ですが、これは、水防、火災の区別はしておりません。ただですね、火災出動の場合、4時間を超えるいうたら山火事とかなんか位しかないんじゃないかと考えております。それとこれは1日で、1回の出動につき上限3,300円に定めておりますので、山火事など2日3日続いた場合、翌日はまた2,200円からスタートします。以上です。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第18号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第18号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第15 議案第19号 平成19年度砥部町一般会計補正予算（第6号）

- 日程第16 議案第20号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第17 議案第21号 平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第18 議案第22号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第19 議案第23号 平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第20 議案第24号 平成19年度砥部町土地取得特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第21 議案第25号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第22 議案第26号 平成19年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第23 議案第27号 平成19年度砥部町水道事業会計補正予算 (第5号)
(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(井上洋一) 日程第15議案第19号から日程第23議案第27号までの平成19年度補正予算に関する9件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長(松下行吉) 議案第19号平成19年度砥部町一般会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。議案第19号平成19年度砥部町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算補正ですが4億6,530万4千円を追加し、65億4,545万7千円とするものです。次に繰越明許費ですが、第2表に繰越明許費を定めております。第3条として地方債補正ですが、第3表に地方債補正を提出いたします。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。内容につきましては、お手元にお配りしております平成19年度3月補正予算の概要をご覧になっていただきたいと思います。1ページをお願いします。内容はこちらの方で説明させていただきます。予算の規模でございます。一般会計の3月補正C欄をお願いいたします。先ほど申しました4億6,530万4千円でございます。合計65億4,545万7千円で、これを18年度の同時期と比べますと1億947万4千円の増となっております。率にいたしまして1.7%でございます。内容についてでございますが、2ページをお願いいたします。歳入歳出の、歳入の方の財源でございますが、まず頭にありますようにこの補正の財源は、国県支出金190万5千円、それから地方債を減額でございますが4,490万減額いたします。特定財源1億3,838万9千円、それから一般財源として3億6,991万円を充てます。一般財源は地方交付税と18年度からの繰越金でございます。歳出の主なものでございますが、3月補正ではここにありまうように人件費の関係で補正トータル1,613万6千円を減額いたします。それと大きなものとして、土地開発基金の土地を整理するため、これを一般会計で買取ります。大き

く分けまして総務費の方で9,079万8千円。教育費の方で5,543万3千円。その内訳については下の表にあるとおりでございます。永らく土地開発基金で土地を持っておったわけですが、これを整理するため今回予算計上いたしました。なおこの財源につきましては、土地開発基金の現金1億3,600万円を充てて購入します。それから4ページをご覧ください。一番下の13款のところ、財政調整基金への積立金でございますが、町長の冒頭のあいさつにもありましたように3億5千万円と利息分を合わせて、3億5,155万円を積み立てることとしております。その他、細部につきましては、委員会の方でもご審議いただくと聞いておりますので、私の方からは省略させていただきます。5ページをご覧ください。2番の繰越明許費でございますが、8款2項の道路橋梁費、町道高尾田宮内線道路改良事業400万円を20年度へ繰り越します。これは9月補正で行ったものですが、測量調査の費用でございます。次に地方債の方でございますが、まず限度額を変えるものが、合併特例債で1,650万円を減額。それから一般公共事業債の方360万円を増額。それと廃止につきましては、地域再生債を3,100万円、防災対策事業債100万円を廃止いたします。以上概要でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） それでは議案第20号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。平成19年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算補正でございますが、第1条事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,789万2千円を減額して歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,994万1千円とし、直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155万9千円を増額して歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,003万9千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。それでは第1表でご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと思います。まずここは事業勘定でございますが、先に歳出の方からご説明申し上げます。1款総務費1項総務管理費でございますが、今回補正114万5千円をお願いするものでございますが、国保システムの改造委託料でございます。次に2款から4款につきましては、見込額の確定に伴います財源組替えをさせていただいております。次に5款共同事業拠出金でございますが、見込額の確定に伴いまして高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金でございますが、1,903万7千円の減額でございます。歳出補正合計1,789万2千円の減額でございます。それでは2ページの歳入でございますが、1款国民健康保険税でございますがこれにつきましては今回5,378万6千円の補正をお願いするものでございますが、当初予算では18年度の税率ベースで計上しておりましたが、19年度に保険税をアップいたしました関係で増額とするものでございます。3款の国庫支出金、5款の県支出金、6款の共同事業交付金、この3つにつきましては、3款の国庫支出金につきましては国庫負担金と国庫補助金、県支出金につきましては

県負担金、共同事業交付金につきましては共同事業交付金ということで、いずれも見込額の確定に伴う補正でございます。歳入補正合計1,789万2千円の減額でございます。続きまして5ページをお願いいたします。直営診療施設勘定のまず歳出でございますが、1款の総務費1項施設管理費でございますが、これは人件費に伴います補正で9万円でございます。2款の医業費でございますが、1項医業費で患者の治療に必要な薬剤等の実績見込によりまして170万円の補正をお願いするものでございます。2項の歯科医業費につきましては、技巧委託料の実績見込によりまして23万1千円の減額をするものでございます。歳出補正合計155万9千円でございます。続いて4ページの歳入でございますが、1款診療収入1項の外来収入でございますが患者見込数の増によりまして195万4千円の増額でございます。2項の歯科診療収入でございますが、これは見込数の減によりまして39万5千円の減額でございます。歳入補正合計155万9千円でございます。

続きまして議案第21号をご説明申し上げます。平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算(第2号)でございますが、平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算補正でございます。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,274万7千円とするものでございます。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。それでは3ページをお願いいたします。第1表の方でご説明申し上げます。歳出でございますが、2款の医療諸費1項医療諸費でございますが、これは医療給付費及び医療費等の増加によります不足が生じたため補正をお願いするものでございまして、1億4,150万円でございます。歳出補正合計1億4,150万円。続きまして2ページの歳入の方でございますが、1款支払基金交付金1項支払基金交付金でございますが、これは医療諸費の2分の1を交付金としていただけるものでございまして、今回7,075万円の補正でございます。2款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、これは医療諸費の3分の1を負担金としていただけるものでございます。4,532万円。3款県支出金1項県負担金、これは医療諸費の12分の1を負担していただけるものでございまして、1,132万円でございます。4款繰入金1項他会計繰入金、一般会計からの繰入金でございますが、1,411万円。歳入補正合計1億4,150万円。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(井上洋一) 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長(大西潤) 議案第22号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。歳入歳出予算補正につきまして保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,494万1千円を減額して15億7,111万6千円とし、介護サービス事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加して3,166万7千円とするものです。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。3ページをご覧ください。歳出より説明いたします。今回の補正につ

きましては、不用額の減額と総務費におきまして介護保険システム改修の委託料をお願いするものです。補正額の欄をご覧ください。1款総務費1項総務管理費におきまして165万9千円を計上しており、これは制度改正に伴う介護保険システム改修の委託料でございます。2款保険給付費1項介護サービス等諸費におきまして3,400万円の減額、これの主なもののは施設介護サービス給付事業で当初見込よりも利用件数が少なかったためでございます。同じく2項介護予防サービス等諸費におきまして3,260万円の減額、主なもののは介護予防サービス計画給付事業で、これも見込みよりも利用件数が少なかったためでございます。歳出合計6,494万1千円の減額を計上しております。2ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては、保険給付費の減額に伴う国県等の補助金関係の減額でございます。補正額の欄をご覧ください。1款1項介護保険料1,198万8千円の減額。3款国庫支出金1項国庫負担金1,172万円の減額。同じく2項国庫補助金357万7千円の減額。4款1項支払基金交付金2,064万6千円の減額。5款県支出金1項県負担金992万5千円の減額。7款繰入金1項一般会計繰入金708万5千円の減額。歳入合計6,494万1千円の減額を計上しております。以上で保険事業勘定の説明を終わります。続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたします。5ページをご覧ください。歳出より説明させていただきます。補正額の欄をご覧ください。1款総務費1項施設管理費におきまして1千円を計上しております。これは印刷製本費の不足分でございます。2款サービス事業費1項居宅介護サービス事業費におきまして補正額の増減はございません。これにつきましては介護サービス収入の減額が見込まれるため一般会計からの繰入金による財源の組替えを行うものでございます。従いまして歳出合計は1千円を計上しております。4ページの歳入をご覧ください。補正額の欄をご覧ください。1款介護サービス収入1項介護給付費収入225万円の減額。同じく3項自己負担金収入25万円の減額。2款繰入金1項一般会計繰入金251万2千円の増額。介護サービス収入減の補てんでございます。3款1項繰越金1万1千円の減額、繰越金がなかったためでございます。歳入合計1千円を計上しております。以上で議案第22号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一）　ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時45分　休憩

午後　1時08分　再開

○議長（井上洋一）　再開します。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫）　それでは議案第23号についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第3号）。平成19年度砥部町のとべの館特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算補正第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,756万5千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」

による。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いします。第1表についてご説明申し上げます。歳入からご説明させていただいたと思います。2款繰越金774万8千円の繰越でして、18年度からの繰越でございます。財産収入マイナス1万7千円でございます、差引補正額は773万1千円となっております。合計4,756万5千円でございます。歳出でございますが、2款諸支出金でございます基金費でございます。773万1千円の基金を積み立てるということでございまして、今回の補正は平成18年度の繰越金を基金積立するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第24号平成19年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。19年度砥部町の土地取得特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算補正でございますが、32万5千円を追加し、歳入歳出総額を2億7,137万6千円とするものでございます。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページの方をお願いいたします。今回の補正は土地開発基金の預金利子を条例にそって基金に積み立てるものでございます。2ページ歳入でございますが、財産運用収入32万5千円。3ページの方、歳出でございますが、これを基金費の方へ32万5千円積み立てるものでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第25号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ965万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,467万6千円とする。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正でございますが、「第2表 地方債補正」による。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いいたします。まず3ページの歳出の方から説明をさせていただきます。1款1項公共下水道事業費で965万7千円の減額補正をお願いいたしております。今回の補正でございますが、人件費の増額で34万3千円と、管渠の工事費の事業費の減額で1千万円ということでございまして、歳出補正額が965万7千円の減額となるものでございます。その財源ですが、2ページをご覧ください。1款1項国庫補助金で500万円の減額。2款1項他会計繰入金で15万7千円の減額。3款1項町債で450万円の減額ということで、歳入補正額が965万7千円の減額となるものでございます。4ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございますが、補正前の限度額が3億7,870万で、今回の補正額が3億7,420万円ということで、起債の方法、利率、償還の方法は従前のおりでございます。

続きまして、農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。議案第26号平成19年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。平成19年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は次に定め

るところによる。第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ212万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,017万8千円とする。補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年3月7日提出、中村剛志。2ページと3ページをお願いします。まず3ページの歳出でございますが、1款1項農業集落排水事業費で、今回212万6千円の減額をお願いをいたしております。今回の補正の主なものでございますが、汚泥処分料と、県土地改良事業団体連合会それと伊予市伊予郡土地改良協議会の特別賦課金として25万7千円の増額をお願いいたしております。それと、処理施設の光熱費の減額、水質検査並びに機能調整工事の入札減少金の減額で238万3千円の減額ということで、歳出補正合計が212万6千円の減額となるものでございます。その財源でございますが、2ページでございますが、1款1項使用料で40万4千円の増額。2款1項分担金で140万円の増額。3款1項国庫補助金で35万3千円の減額。4款1項県補助金で10万5千円の減額。5款1項他会計繰入金で609万2千円の減額。6款1項繰越金で334万3千円の増額。7款1項雑入で72万3千円の減額ということで、歳入補正額が212万6千円の減額になるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 議案第27号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。第1条平成19年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条平成19年度砥部町水道事業会計の補正予算第3条に定めた収益的収入支出の予定額を次のように補正する。まず収入でございますが、第1款第1項営業収益の1,700万円につきましては給水工事収益を、第2項営業外収益の450万円につきましては加入金をそれぞれ増額するものでございます。また第2款簡易水道事業収益第1項営業収益の200万1千円につきましては水道使用料並びに給水工事収益を増額するものでございます。次に支出でございますが、第1款上水道事業費の第1項営業費用の3,062万5千円につきましては、施設の動力費の減額その他、水源候補地の地質調査委託料を資本的支出からの組替えを行います。また野津郷からの取水補償金、給水工事請負費、固定資産除却費をそれぞれ増額するものでございます。第3項特別損失の9万7千円につきましては14人分の不納欠損でございます。第2款簡易水道事業費用第1項営業費用の208万9千円につきましては総津ポンプ場の動力費の減額その他、減価償却、固定資産除却費、給水工事請負費をそれぞれ増額するものでございます。2ページをお開けください。第3条予算第4条本文括弧中「不足する額2億5,958万1千円」を「不足する額2億5,598万1千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金2億4,358万1千円」を「過年度分損益勘定留保資金2億3,998万1千円」に改め、資本的収入支出の予定額を次のとおり補正する。まず収入でございますが、第1款上水道資本的収入第2項工事負担金の110万円につきましては、特配工事の負担金でございます。次に支出でございますが、第1款上水道資本的支出第1項建設改良費の250万円につきましては、当初こちらの方で水源候補地の地質調査委託料を組んでおりましたけれども、収益的支出の方に組替えを行うものでございます。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。以

上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 農業集落の所でお尋ねをいたしたいんですが、収入手数料が40万円でございますね。課長、40万円でしょ。これはいわゆる何人くらいの方が加入されていらっしゃるのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（井上洋一） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。今回、使用料で40万4千円の増額をお願いをいたしております。この補正前の額の419万3千円の予算に対しましては、広田地区の処理施設の方々の使用料の1年分、それと総津地区の方の当初の20%の加入を見込みまして、その半年分を計上させていただいております。これが131万円4千円、そして広田地区が280万ということで、約419万という歳入になっております。まず総津地区につきましては、当初予算ではまず167世帯の2割の方の半年分を見込んでおりまして、そのお金が49万9千円ほどになっております。それと人員割で382人の方がございまして、この方の2割の、1人350円の半年を見込んでおります。それと公共施設が27施設ございまして、これの6カ月分を約65万円見込んでおりまして、1年分の予算額が131万4千円といたしておるものでございます。それと先ほど申し上げました、広田地区の方で70戸の2、400円の基本料を足しまして、1年分で201万6千円、人員割で173人の350円の1年分で72万6千円ということで、それを合わせますと287万9千円ということで、419万3千円の予算額となっております。今回、加入率が先般の町長の答弁でも申し上げましたように、加入率が約60%というようなことで、増加をいたしておりますので、今回この使用料を増額させていただいたものでございます。

○議長（井上洋一） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 60%ということは見込として、これからの40%が苦勞されると思いますが、来年度あたりの、もちろんおるかおらんか分かりませんが、この補正の時期にはですね、90%くらいにいく予定でございませうか。

○議長（井上洋一） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。今現在60%でございまして、当初、担当課の目的といたしましては供用開始後3年間で約70%というふうな予定をしておったわけでございますが、今現在で60%ということでございますので、今後出来るだけ早い時期に80%、90%になるように、4月以降につきましては戸別訪問をして接続の普及啓発をして、1人でも多くの接続をしていただいで、施設の活用をしていただきたいというふうに考えておるものでございます。以上でございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。14番、田室博志君。

○14番（田室博志） 22ページの、一般会計補正予算の総務財産管理費の所でお尋ねしたいと思います。入札契約システム改修委託料ということで34万9千円を計上しております。その明細を見ますと20年度から建設工事の予定価格を公表すると。まったく

違った入札方法になるんじゃないかなと思います。それで、これがどのように違うのか、またどういうふうなところでこのメリットがあるのかその辺りをお聞かせ願いたいと思います。入札方法についてです。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 田室議員のご質問にお答えいたします。入札の制度につきまして、予定価格の公表というのは、これは法律で公表しなさいということが決まっております。それが事後であるか入札が終わった後でやるか、前でやるかということが問題になるわけですが、現在、入札後の予定価格については公表いたしております。今回、20年度から建設工事ですね、建設工事につきまして入札前に事前に予定価格を公表するというものでございます。そのために、指名をした場合の指名通知書に予定価格を入れるとか、そういうことのためのシステムの改修でございます。それで、申し添えますと入札制度の改革につきましては、建設工事につきまして、20年度、その事前公表と併せまして郵便入札を行うと。これは130万円以上のすべての入札について、もう業者さんは町に来ていただいて、札を入れるというのではなく、郵便で送っていただいてそれを開札する。もちろんこの開札については傍聴ができるということにしております。大きいのはこの2つでございます。以上でご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 14番、田室博志君。

○14番（田室博志） そういうことで、予定価格を事前に公表するということになると、今まで問題がありました低入札とかそういった問題は少なくなる可能性があるわけですか。そこらあたりどうでしょうか。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 低入札のことにつきましては、従来で言います所の最低制限価格、予定価格を下回ってさらに大きく言いますと、3分の2ですかね、その価格を下回りますと、前はその場で、その方は落札は出来ない、対象外となったわけなんですけれども、低入札調査価格制度をいれることで、さらにそこより高くても調査をして大丈夫ということであれば契約をするということでございます。予定価格を事前に公表するということは業者さんにとっても積算内容がさらに精密になってくるということでございますので、低入札ということは入ってくると思いますが、さらにその足切り基準、低入札のもう1つ下の足切り基準というのがございますけれども、これを下がるということは少なくなってくるのではないかというふうには思われます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。14番、田室博志君。

○14番（田室博志） 入札のことはだいぶ分かりましたけれども、もう1点、今の財産管理費の所でお尋ねしたいと思います。公有財産購入費9,079万8千円という金額がありますけれども、この中で、この予算の概要を見てもと農業用施設用地の購入がありますけれども、これはどのようなものでしょうか。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 概要に示します農業施設ですが、これは田ノ浦のですね、ため池用地、場所と言いますと現区長さんの方の西、西の方の山側にずっと入った所です

けれども、ため池がございますが、そのため池の用地の残りというようなことになっておりまして、これは従来からですね、旧砥部町の時から、整理のつかない土地ということであったわけなんですけれども、土地開発基金がこういう土地を長く持つということはやはり問題があるということで、現地を確認の上でですね、一般会計の方の普通財産として管理をしていくという考えで今回土地開発基金から買い戻すということをするわけでございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 1つだけ、水道の方で1つ伺います。この5ページの不納欠損額に9万7千円とでておりますが、これは1件分よろしんでしょうか。

○議長（井上洋一） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 宮内議員さんのご質問にお答えさせていただきます。この9万7千円につきましては、14人分の不納欠損でございます。水道事業会計におきましては、地方自治法上の使用料では5年という時効消滅が発生しますが、うちの場合は2年というふうに判例がでております。つきましては17年度分の滞納処理分を不納欠損とさせていただきます。以上でございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。13番、中島博志君。

○13番（中島博志） 10款の教育費の内容についてちょっとお尋ねしたいんですが、20年度から広田中学校に特別支援学級を新設するための予算が計上されておりますが、これは支援の生徒がおるのか、その辺の内容とですね、教室の改修ということで予算も計上されております。統合まであと1年という中で、どのような内容で、どのような改修をされるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） ただ今のご質問にお答えいたします。現在広田小学校の6年生の子どもさんが中学校に進学することになります。現在小学校においては教室が空き教室がございましたので、そこで特別支援を行っておりますが、中学校につきましては空き教室がございません。このために現在の普通教室を半分に仕切って特別支援をするための教室を作るものでございまして、あと1年でございまして、やはり子どもの教育のために、特別支援教室が必要ということで、今回お願いをするものでございます。

○議長（井上洋一） 13番、中島博志君。

○13番（中島博志） 申し訳ございません。私も認識が薄くてですね、特別支援学級という内容をちょっともう1回お尋ねしたいと思います。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 特別支援学級と言いますのは、従来は、法律改正する前は、特殊学級という呼び方をされておりました。これの名称が変わりまして、特別支援学級ということになりまして、知的障害、また情緒障害を持たれとる子どもさんについて特別に支援等を配置することによりまして、支援するものでございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第19号から議案第27号までの平成19年度補正予算9件につ

いては、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第27号までの平成19年度補正予算9件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第24 議案第28号 平成20年度砥部町一般会計予算

日程第25 議案第29号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第26 議案第30号 平成20年度砥部町老人保健特別会計予算

日程第27 議案第31号 平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第28 議案第32号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第29 議案第33号 平成20年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第30 議案第34号 平成20年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第31 議案第35号 平成20年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第32 議案第36号 平成20年度砥部町奨学資金特別会計予算

日程第33 議案第37号 平成20年度砥部町土地取得特別会計予算

日程第34 議案第38号 平成20年度砥部町公共下水道特別会計予算

日程第35 議案第39号 平成20年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第36 議案第40号 平成20年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第37 議案第41号 平成20年度砥部町水道事業会計予算

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第24議案第28号から日程第37議案第41号までの平成20年度当初予算14件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 20年度一般会計予算についてご説明いたします。お手元の砥部町一般会計予算書の方の1ページをお開きください。予算書の方でございます。よろしいでしょうか。議案第28号平成20年度砥部町一般会計予算。平成20年度砥部町の一般会計の予算は次に定めるところによる。第1条として歳入歳出予算額でございますが、60億2,646万3千円と定める。第2条債務負担行為でございますが、第2表に定めます。地方債につきましては第3表で定めます。第4条一時借入金でございますが、限度額10億円と定めてございます。第5条歳出予算の流用についてでございますが、項間の流用につきましては予算に定めるところによってその流用ができることとなります。ここにあるように、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を認めるということでございます。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。

それでは内容についてご説明をさせていただきたいんですが、お手元の方の資料がとんで申し訳ないんですが、平成20年度当初予算の概要の方に移っていただけたらと思います。概要の6ページをお願いいたします。一般会計の歳入でございます。この表にありますように、町税、交付税等、分担金・負担金・使用料等、国県支出金、町債、その他に分けてございます。大きく見ますと、町債とその他の部分が減少になりまして、その他の部分で増となっております。その内容でございますが、まず町税、7ページの真中あたりの表ですが、町税の当初予算比較で表しております。大きくは固定資産税が4,833万6千円というふうに増となっております。次に交付税等でございますが、下のところの表にありますように、地方交付税が1億円、それから地方特例交付金でありますとかを中心とするその他の交付金、これが1,490万円増となっております。8、9ページの方をお願いいたします。8ページ上の表でございます。負担金、使用料等の比較でございますが、使用料手数料が1,924万6千円増となっております。ごみ処理の手数料を年間で見込んだことや、目的外使用料として職員駐車料金等をおり込んだため増となっております。国県支出金につきましては、国の制度等の関係での国庫負担金等の増でございます。下の表にありますように国が494万7千円、県支出金が4,138万1千円の増となっております。次に9ページをお願いいたします。町債でございます。町債を予定しておる事業がこの表にございますように、八倉地区の新設道路、消防団第13分団の詰所と車庫の新築、消防団第11分団の消防車両の購入、広田地区の地区公民館機能を備えました地域間交流施設、これに起債を充当します。それと一般財源的な使い方をする起債として、臨時財政対策債2億2千万。合計2億9,490万を予定するものでございます。次に6のその他でございますが、その他には土地の貸し付けとか基金の利子、それから財政調整基金の取り崩した財源でありますとか、繰越金であるとかがあります。全体でここにありますように、4,359万8千円の減額でございます。

次に歳出に移らせていただきます。10ページをご覧ください。まず目的別に歳出を見ますと、これは款ごとにまとめたものでございますが、議会費、総務費、農林水産業費、それから公債費の所で減額がございます。議会費につきましては、人員の減ということで

職員の減ということでご理解いただけたらと思います。あと増の要因でございますが、若干読ませていただきますと、10ページのところにありますように、増減の主な内容として、民生費では重心・母子・乳幼児医療費の関係、それから後期高齢者医療制度の関係、これらに伴います増要因が大きく出ております。それから衛生費につきましては、個別予防接種であるとか、母子健診事業、これらについて若干増がございます。それから塵芥処理費の関係では美化センター、千里埋立処分場の修繕費の増、それから美化センターにつきましては灯油単価、それから固形燃料の処理・運搬費のアップなどがございまして、4,100万円の増となっております。次に1つ飛びまして、11ページの土木費でございますが、団地内道路の舗装改良、それから町道高尾田宮内線の高尾田交差点の改良などを行うために、道路維持費、改良費で5,600万ほどの増加となっております。消防費の関係につきましては、広田地区の救急体制を24時間体制にするための負担金の増、それから先ほど申しました消防団第13分団の詰所・車庫の新築移転などがございまして増となっております。それから教育費でございますが、小中学校に教員用のパソコンを配備します。これは3年間で計画しておりますが、それと21年4月の中学校の統合に向けまして、スクールバスの購入や、その車庫の整備に1,080万ほど増要因として計上しております。それから広田地区の地域間交流施設、公民館機能を備えたものでございまして、これに事業費4,171万円を新規に計上しております。さらにこの歳出を性質別に見ますと、12ページをご覧くださいなのですが、表のところをご覧くださいなのですが、義務的経費、人件費であるとか扶助費、公債費これを義務的経費と呼びますが、これら全体で前年度2,247万9千円の減。これは扶助費の関係は6千万ほど増えておるわけなんですけれども、人件費、それから公債費が大きく減りまして減となっております。それから投資的経費につきましては、4.6%と構成は非常に小さいわけですが、昨年度と比べますと1.2ポイントの増というようなことになっております。その他につきましては補助金等が大きく伸びておりますが、これは後期高齢者医療制度、これの今まで老人保健の方で繰り出しとなっていたものが、負担金等に振り替えられたというようなところで大きく伸びておるわけでございます。続きまして、5ページに戻ってください。6番の債務負担行為の内容でございます。ここにございますように電子計算機器借上料及び保守料、戸籍システムに対する債務負担。それから電子計算機L G W A Nのシステムに対する債務負担。それと砥部中学校パーソナルコンピューター及びソフトウェア借上料、パソコン教室の分でございますが、これらの債務負担を25年度までの債務負担を表のとおり設定しておるものでございます。以上、簡単でございますが内容につきましては各委員会でご審議いただけると聞いておりますので、私の方からは以上で一般会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） それでは議案第29号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明をさせていただきます。平成20年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ、事業勘定23億4,983万2千円、

直営診療施設勘定1億2,965万円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1億5千万円、直営施設勘定2千万円と定める。歳出予算の流用ですが、第3条で地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。(2)各項に計上した計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。それでは2ページ、3ページをお開きいただいて第1表でご説明申し上げます。ここではまず事業勘定の方でございしますが、歳出の方からご説明申し上げます。1款の総務費でございしますが、1項の総務管理費これはレセプト点検の臨時雇い賃金又は電算処理委託料で868万3千円でございします。2項徴税費でございしますが、賦課徴収に係る納付書の郵送等の経費でございまして166万1千円。3項運営協議会費でございしますが、これは消耗品費等で1万1千円です。次に2款の保険給付費でございしますが1項療養諸費、これは一般及び退職被保険者の療養給付と審査の支払い手数料でございまして14億5,652万5千円でございします。2項は高額療養費でこの高額療養費に伴う費用でございまして1億5,800万2千円でございします。3項は出産育児諸費でございまして出産育児一時金1,190万円です。4項葬祭諸費ですが葬祭費60件の見込で120万円です。3款後期高齢者支援金等でございしますが、1項支援金等につきましては、これは75歳以上の後期高齢者医療制度に対する支援金等でございまして、2億5,024万2千円でございします。4款前期高齢者納金等これにつきましては65歳から74歳の前期高齢者に対する納付金でございまして22万2千円でございします。5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金ですが、これは後期高齢に移行する前の老人医療に対する拠出金でございまして5,292万2千円でございします。6款介護納付金でございしますが、これは介護保険の2号に該当する人の内、国保に加入している人の分の納付金でございまして1億4,351万円です。7款共同事業拠出金ですが、高額医療費に対しまして県内の各自治体が共同で支えるということの拠出金でございまして2億2,524万7千円でございします。8款保健事業費でございしますが1項の特定健診等の健診事業、これが新たに始まる事業でございします。これらにつきましてはまた後でもご説明申し上げますが、メタボに着目した新規の健診事業等による経費でございまして1,931万3千円でございします。2項の保健事業費でございしますが、保健衛生普及や予防対策等の分で227万6千円でございします。9款の公債費でございしますが、これは一時借入金等の利子で、見込で24万7千円でございします。10款の諸支出金でございしますが、1項の償還金及び還付加算金でございしますが、これは一般退職の保険者の過年度の保険税の還付金でございまして140万1千円。2項の繰出金につきましては国保診療所運営への繰出金で647万円です。11款予備費でございしますが1千万円。歳出合計23億4,983万2千円でございします。続きまして財源となります歳入でございしますが、1款の国民健康保険税でございしますが、これに



つきましては75歳以上の方につきましては後期高齢に移行いたしますので、今回から削除をいたしております。4億3,474万3千円でございます。2款の使用料及び手数料で保険税の督促手数料1千円です。3款の国庫支出金でございますが1項の国庫負担金及び2項の国庫補助金がございますが、これは療養給付等に伴います補助金でございます。合計しまして5億5,845万4千円でございます。4款の療養給付費等交付金でございますが、これは60から64歳の人の退職の人の療養給付の交付金でございます。2億4,953万6千円でございます。5款前期高齢者交付金でございますがこれにつきましては65から74歳の前期高齢者の方の交付金で5億222万5千円でございます。6款県支出金、負担金補助金でございますがこれは療養費等に伴います分でございます。9,788万円でございます。7款共同事業交付金ですが高額医療費等の共同事業や保険財政の安定化事業の交付金として2億2,524万5千円でございます。8款の財産収入でございますがこれは基金の預金利子で5万円です。9款繰入金1項の他会計繰入金、一般会計からの繰り入れが1億1,712万5千円、基金からの繰り入れが1億円でございます。10款繰越金は前年度からの繰越で6,255万6千円でございます。11款諸収入でございますが延滞金、預金利子、受託事業収入、雑入等でございますが、雑入というのは交通事故等における第三者行為による損害賠償金等でございます。合わせまして201万7千円でございます。歳入合計23億4,983万2千円でございます。続きまして4ページ、5ページの方をお願いいたします。これは直営診療施設勘定でございます。5ページの歳出の方からご説明申し上げます。1款の総務費でございますが1項の施設管理費としまして人件費や各種委託料等を含む一般管理費として6,473万4千円でございます。2款医業費でございますが1項の医業費、これは医薬品や医療器具等の他、各種検査の委託料等で6,327万1千円、2項の歯科医業費につきましては技巧の委託料等で164万5千円でございます。歳出合計1億2,965万円でございます。その財源でございますが、4ページ歳入の方をお願いします。まず1款の診療収入でございますが1項外来収入としまして8,562万2千円、2項歯科診療収入311万3千円、その他の収入といたしまして、予防接種や特定健診等の受託料の収入でございますが105万5千円。次に3款の使用料及び手数料ですが1項使用料これは往診の自動車の使用料等、職員駐車場の使用料等をいただくもので3万9千円。手数料が介護の主治医の意見書とか診断書等でございますが35万8千円。次に8款の繰入金でございますが1項の他会計繰入金、一般会計からの繰入金でございますが3千万円、2項の事業勘定繰入金、先ほど申し上げました交付金による事業勘定からの647万円の繰り入れでございます。9款繰越金、前年度からの繰越金が298万8千円でございます。諸収入が5千円でございます。歳入合計1億2,965万円でございます。

続きまして6ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが歯科診療業務委託に対する債務負担としまして、今までは愛媛大学医学部の附属病院の方に委託をいたしておりまして週1回来ていただいていたわけですが、20年度から町内の歯科医師会の方に委託をしたいということで計画をいたしております。これにつきましては経費の削減、もしくはサービスの向上等をいたしておるものがございますが、5年間ということで1年

間500万ということで債務負担につきましては21年から24年の4年間で2千万円ということでございます。

それでは続きまして、議案第30号の説明をさせていただきます。平成20年度砥部町老人保健特別会計予算でございますが、平成20年度砥部町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,655万9千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。それでは2ページ、3ページの第1表でご説明申し上げます。まず、この老人保健特別会計でございますが、先ほども条例の制定の所でも申し上げましたが75歳以上の医療につきましては4月から後期高齢者医療制度の方に移行をいたします。本来ですとこの老人保健というのが無くなるわけでございますが、この老人保健につきましては3月診療分から翌年の2月診療分が1年間の決算となっております。今回3月の診療分が20年度に残りますのでそれと合わせまして病院等からの請求の遅れの分がございまして。それらの分をこの予算計上させていただいておる分でございます。それでは歳出の分ですが、1款総務費でございます。1項総務管理費につきましては一般管理、レセプト点検等の賃金、電算処理の委託料として127万7千円でございます。2款医療諸費でございますが先ほど申し上げました3月診療分と月遅れの医療給付分として2カ月分を見込んでおりますがこれが3億4,528万2千円。歳出合計3億4,655万9千円でございます。財源でございますが2ページの歳入で、1款支払基金交付金でございますが、これにつきましては医療費の2分の1が交付金として入ってまいります。1億7,222万7千円でございます。2款国庫支出金これは医療費の3分の1でございますが1億1,403万3千円でございます。3款県支出金これは医療費の12分の1でございますが2,850万9千円。4款繰入金1項の他会計繰入金ということで一般会計からの繰入で医療費等の12分の1の分や事務費等を合わせまして2,978万5千円でございます。6款諸収入でございますがこれも先ほど申し上げました雑入で交通事故等により第三者行為による損害賠償金が200万2千円含まれていますが合わせまして200万5千円でございます。歳入合計3億4,655万9千円でございます。

続きまして、議案第31号平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。平成20年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億38万1千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。それでは2ページ、3ページの第1表でご説明申し上げます。まず歳出からご説明申し上げますが、1款総務費でございます。1項の総務管理費これは一般の事務費又は広域連合の共通経費の負担金が入っております822万7千円でございます。2項の徴収費でございますが保険料の徴収に伴う通知書の印刷とか郵送料で94万7千円でございます。2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、徴収した保険料の納付及び基盤安定事業分の保険料繰入分の納付金でございますそれら合わせまして1億9,020万6千円でございます。3

款諸支出金でございますが、1項償還金及び還付加算金等で1千円を計上しております。4款の予備費では100万円を計上させていただいております。歳出合計2億38万1千円でございます。財源となります歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料でございますが年金から天引きされる人の分と、普通徴収で納付書等で納めていただく分と合わせて1億3,910万円でございます。2款使用料及び手数料ですが保険料の督促の手数料で1千円でございます。3款繰入金1項一般会計からの繰入金でございますが事務費及び基盤安定事業の繰入金で6,127万6千円でございます。4款諸収入1項から3項までありますが合わせまして4千円でございます。歳入合計2億38万1千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） ここで一旦休憩します。再開は午後2時25分の予定です。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時23分

○議長（井上洋一） 再開します。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第32号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額につきまして歳入歳出それぞれ保険事業勘定16億9,511万6千円、介護サービス事業勘定3,314万8千円と定め、款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものです。一時借入金の借入れの最高額につきまして、保険事業勘定1億円、介護サービス事業勘定200万円と定めるものです。歳出予算の流用につきまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用を認めるものです。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。それでは、保険事業勘定の歳出より説明させていただきます。12ページの事項別明細書をご覧ください。1款総務費におきまして、介護保険事業の事務関係に要する経費で3,465万6千円を計上しており、対前年比1,242万円の増額となっております。この主な要因は法改正に伴う介護保険システム改修委託料等の増額によるものです。2款保険給付費におきましては、介護サービス等の給付費で、16億464万9千円を計上しており、対前年比8,575万9千円の増額となっております。この主な要因は、介護サービス給付費において利用件数等の増加を見込んでいるものです。4款地域支援事業費におきましては、自立者や虚弱な高齢者を対象に介護が必要とならない介護予防サービスを提供する事業でございまして5,342万4千円を計上しており、対前年比1,868万4千円の増額となっております。これにつきましては介護給付費の減少につながるよう、介護予防事業等、高齢者の活動支援を行うものでございます。5款基金積立金におきましては、1万1千円を計上しております。6款公債費におきましては、1万円を計上しております。7款諸支出金におきましては、236万6千円を計上しております。こ

れらにつきましては、愛媛県介護保険財政安定化基金への償還金でございます。したがって、歳出合計は16億9,511万6千円、対前年比1億589万8千円の増額でございます。この財源につきましては、10ページの歳入をご覧ください。1款介護保険料では、65歳以上の第1号被保険者の保険料の見込み額2億9,941万4千円。2款使用料及び手数料では、保険料徴収の督促手数料の見込み額1千円。3款国庫支出金では、介護給付費等の国の負担金補助金等4億383万6千円。4款支払基金交付金では、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料の見込み額で5億239万8千円。5款県支出金では、介護給付費等の県の負担金補助金等2億3,935万6千円。6款財産収入では、介護保険事業運営基金預金利子の見込み額1万円。7款繰入金では、介護給付費等の一般会計からの繰入金2億4,459万4千円。8款繰越金では、19年度からの繰越金の見込み額1千円。9款諸収入では、サービス事業等利用者負担等の見込み額550万6千円。歳入合計16億9,511万6千円を計上しております。以上で保険事業勘定の説明を終わります。続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明いたします。46ページをお開きください。歳出より説明させていただきます。1款総務費におきまして、決算書の印刷費で1万2千円を計上しており、対前年比同額でございます。2款サービス事業費におきましては、居宅介護サービス事業費で3,313万6千円を計上しており、対前年比148万2千円の増額となっております。これの主な要因は、制度改正に伴う地域包括支援センターのシステム改修委託料等の増額でございます。歳出合計3,314万8千円。対前年比148万2千円の増額でございます。この財源につきましては、44ページの歳入をご覧ください。1款介護サービス収入では、通所介護費等の収入見込み額3,313万5千円。2款繰入金では、一般会計からの繰入金1万2千円。3款繰越金では19年度からの繰越金見込額1千円。4款諸収入は見込んでおりません。歳入合計3,314万8千円を計上しております。以上で、議案第32号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。平成20年度砥部町とべの館特別会計予算のご説明をします。平成20年度砥部町のとべの館特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,755万1千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。それでは8ページ、9ページをお願いいたします。それでは歳出からご説明申し上げます。1款館運営費でございます。本年度予算額は3,705万3千円でございます。この主なものにつきましては臨時職員5名分の賃金及び売店の仕入れでございます。本年度は545万2千円の増額を見込んでおります。2款諸支出金につきましては49万8千円でございます。歳出合計3,755万1千円。前年度3,187万4千円。567万7千円の増額でございます。6ページ、7ページをお願いいたします。歳入についてご説明申し上げます。1款の売店収入におきましては3,695万2千円の売上を見込んでおります。545万2千円の増額を見込んでおります。2款繰越金につきましては

1千円。3款の諸収入につきましては10万1千円。4款財産収入におきましては49万7千円。22万5千円の増額でございます。歳入合計3,755万1千円。前年度3,187万4千円。567万7千円の増ということになっております。

続きまして、第34号をお願いいたします。平成20年度砥部町とべ温泉特別会計予算書についてご説明申し上げます。平成20年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,868万円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。それでは8ページ、9ページをお願いいたします。事項別明細書の8ページ、9ページを歳出からご説明申し上げます。1款の温泉運営費でございますが、4,859万5千円。前年度4,959万6千円、100万1千円のマイナスでございます。17名分のパート職員賃金及び光熱水費等の需用費が主なものでございます。2款の諸支出金につきましては、基金費でございます。基金預金利子の8万5千円を積み立てるものでございます。2万2千円の増額を見込んでおります。歳出合計4,868万円、前年度4,965万9千円のマイナス97万9千円でございます。続いて6ページ、7ページの歳入をお願いいたします。歳入についてご説明申し上げます。1款の事業収入でございますが、4,350万、前年度4,500万、150万の減額を見込んでおります。入浴料3千万円とその他1,350万、食事等でございます。なお、年間12万人を見込んでおります。2款の繰越金でございますが、508万4千円を見込んでおります。49万9千円の増額を見込んでおります。3款諸収入1万1千円。4款財産収入8万5千円。歳入合計4,868万円。前年度4,965万9千円に対しまして、減額97万9千円でございます。以上で、ご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 議案第35号平成20年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算につきましてご説明申し上げます。平成20年度砥部町の梅野奨学資金特別会計予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ299万8千円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。それでは次のページ、2ページ、3ページをお願いいたします。3ページ歳出からご説明申し上げます。1款1項の奨学資金費でございますが、印刷製本費1万円と、給付金としまして298万8千円を計上いたしております。これは入学一時金を5人に給付金を14名に給付するものでございます。続きまして2ページの歳入でございますが、財源としまして1款1項財産運用収入としまして基金預金利子2万円。基金繰入金としまして288万1千円。繰越金としまして9万7千円、合計299万8千円でございます。

続きまして、議案第36号平成20年度砥部町奨学資金特別会計予算につきましてご説明申し上げます。平成20年度砥部町の奨学資金特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ330万1千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。平成2

0年3月7日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページをお願いいたします。3ページの歳出でございますが、1款1項奨学資金費330万1千円で消耗品1千円と、貸付金を330万円予定しております。合計330万1千円。これは、新規の予定としまして4名、継続が6名、計10名でございます。これの財源としまして2ページの歳入としまして、1款1項財産運用収入、預金利子でございますが1万円。3款1項繰越金、前年度からの繰越金で66万9千円。4款1項の貸付金元利収入としまして、これは返還される貸付金でございますが、262万2千円。合計330万1千円を予定いたしております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第37号平成20年度砥部町土地取得特別会計予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。平成20年度砥部町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算でございますが、第1条として歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,920万9千円と定めるものでございます。第2条として一時借入金でございますが、一時借入金の借入れの最高額は4億円と定めるものでございます。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。それでは2ページ、3ページの歳入第1表を、歳入歳出予算をご覧ください。平成17、18年度に公共下水道の処理場用地を土地取得特別会計で購入しております。この用地を18年度から21年度の4年間で、下水道特別会計が国の補助金とか下水道事業債を財源として買い戻すことになっております。土地取得特別会計では起債を借りて、用地を先行取得しておりますので、下水道の買戻しに伴いまして全額を償還いたします。20年度もそれが主な内容となっております。まず歳入でございますが、2ページをご覧ください。1款財産収入、財産運用収入として2億6,919万6千円。このうち2億6,869万6千円が用地売却収入でございます。あと2款3款等含めまして2億6,920万9千円となります。次に3ページの歳出でございますが、3款1項公債費2億6,869万6千円が主なものとなっております。これは元金2億6,500万円と利息369万6千円にして、下水道特別会計の売却収入を財源に償還いたします。その他の基金への積立等合わせまして、2億6,920万9千円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第38号平成20年度砥部町公共下水道特別会計予算をご説明申し上げます。平成20年度砥部町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,160万9千円と定める。2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。第3条、一時借入金でございますが、借入れの最高額は、8億円と定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算をご覧ください。まず3ページの歳出の方から説明をさせていただきます。1款1項公共下水道事業費で、11億2,880万7千円のお願いをしております。

この主なものとしたしましては、職員6名と臨時職員1名、合計7名の人件費。それと補助対象事業の事務費を計上します。それと委託料関係におきましては、浄化センターの事業団への建設委託料といたしまして、19年度から3カ年で建設をいたします土木建築工事の20年度分の金額が4億400万円。それと20年度と21年度で管理棟を建設いたします。その管理棟の20年度分の工事費、建設委託料が5千万円を見込んでおります。それと汚泥処理棟の機械の詳細設計、管渠の現場管理委託料等が2,330万円で、委託料関係といたしましては4億8,042万2千円を予定いたしております。次に工事関係ですが、まず放流渠の関係でございますが、処理場から矢取川まで工事が終わっております。矢取川からスーパーフジの入り口付近の約800mを施行する予定でございます。それとあと、麻生小学校の体育館の所から、反対側の、麻生の方の砥部側の横断を推進工事で60m予定しております。それと三島神社から麻生共撰の方の南に向かう町道部分の開削工事を250m予定しております。それと麻生小学校から東地区の高尾田の各地域の面整備を管路延長で2km予定しております。合計で工事といたしまして3億3,130万円を予定いたしておるものでございます。また、土地取得特別会計から下水道特別会計で処理場の用地を用地国債制度によりまして本年度分2億6,869万6千円を計上させていただいておるものでございます。次に、2款1項の公債費で1,280万2千円でございます。歳出合計が11億4,160万9千円となるものでございます。次に2ページをお願いいたします。財源でございますが、1款1項国庫補助金で5億4,830万円。2款1項他会計繰入金で8,500万円。3款1項町債で4億9,230万円。4款1項繰越金で589万5千円。5款1項雑入で1,011万4千円ということで、歳入合計11億4,160万9千円でございます。次に4ページをお願いいたします。第2表地方債でございますが、限度額4億9,230万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は従来通りでございます。

続きまして、議案第39号平成20年度砥部町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。平成20年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,582万1千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。2ページ、3ページの第1表をご覧ください。まず、3ページの歳出の方から説明をさせていただきます。1款1項農業集落排水事業費で1,414万円でございます。これは、平成20年度から農業集落排水施設が維持管理の業務に入るということで、広田地区の処理場、総津地区の処理場等の維持管理費の要する経費を計上させていただいております。電気代、施設の管理委託料、水質管理委託料が主なものでございます。なお、本年度特別臨時的に、ちょうど県が実施をいたします天王川の改修工事がございます。この改修工事に伴いましてちょうど農業集落排水の汚水本管の一部移設が必要であるということで、県の補償金で移設をする予定になっておるものでございます。次に、2款1項公債費で1,168万1千円。歳出合計が2,582万1千円でございます。その財源でございますが、1款1項使用料647万4千円、2款1項分担金で5万円。3款1項他会計繰入金で1,638万1千円。4款1項繰越金で

1千円。5款1項雑入291万5千円で、歳入合計2,582万1千円となるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 議案第40号平成20年度砥部町浄化槽特別会計予算についてご説明させていただきます。平成20年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億463万1千円と定める。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。3ページ、歳出の方から説明をさせていただきます。1款1項浄化槽点検管理費として9,153万円を見込んでおります。これは、職員8名の人件費と、点検等に係る経常的な経費でございます。2款諸支出金1項基金費として、基金への積立金1,053万2千円を見込んでおります。3款1項予備費として256万9千円を見込みまして、歳出合計を1億463万1千円としております。次に財源となる歳入でございますが、2ページをご覧ください。1款1項事業収入で、8,642万円を見込んでおります。これは、浄化槽の保守点検料と町有処理施設の使用料収入でございます。2款1項手数料として、督促手数料を1千円。3款1項財産運用収入として、基金の預金利子を53万円。4款1項基金繰入金として、2千円を見込んでおります。5款1項繰越金として、前年度より繰越金1,500万円を見込んでいます。6款諸収入は267万8千円を見込んでおまして、内訳は、1項延滞金、加算金及び過料1千円、2項預金利子を1千円、3項雑入を267万6千円見込んでおり、歳入合計を1億463万1千円としております。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（井上洋一） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 議案第41号平成20年度砥部町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。第1条、平成20年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量でございますが、給水戸数が8,200戸。年間給水量が306万6千t。1日平均給水量が8,400tの予定でございます。第3条、収益的収入及び支出の内、まず収入でございますが、主な収入は水道使用料、給水工事収益、加入金等ございまして、上水道事業収益は3億2,340万9千円、簡易水道事業収益が818万1千円、合計3億3,159万円でございます。次に、支出でございますが、主な支出は、施設の維持管理費、減価償却費、企業債の支払利息等でございますが、上水道事業費用では2億9,747万1千円。2ページをお開けください。簡易水道事業費用では、1,406万6千円でございます。合計3億1,153万7千円でございます。第4条資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,467万2千円は、減債積立金600万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,867万2千円で補填するものとする。内容につきまして、まず収入でございますが、主に一般会計からの消火栓の新設に係る負担金と工事負担金でございますが、上水道資本的収入では80万円。簡易水道資本的収入では100万1千円。合計180万1千円でございます。次に支出でございますが、第1款上



水道資本的支出第1項建設改良費の4, 977万5千円につきましては、山並地区配水管の布設替工事、3年計画で20年度を第1期とさせていただきます。その他、残留塩素計取替工事、人件費等でございます。第2項企業債償還金は1億1,444万4千円。第2款簡易水道資本的支出、第1項建設改良費の2,900万円は総津、大内野、万年簡易水道の浄水場の監視計装板設備工事の他、総津地区における天王川の河川改修に伴う配水管布設替工事でございます。第2項企業債償還金は325万4千円でございます。合計1億9,647万3千円でございます。第5条、一時借入金の限度額は2億円と定めます。第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費が4,833万8千円。第7条、たな卸資産購入限度額は2,000万円と定めます。平成20年3月7日提出、砥部町長中村剛志。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（井上洋一） ここで暫く休憩します。再開は午後3時5分の予定です。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時05分

○議長（井上洋一） 再開します。先ほど三谷議員の方から質問があった点について、お手元に資料を配布されていると思いますのでご覧になっていただきたいと思います。

それでは質疑を行います。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） すみません。当初予算の概要でですね、2点ほどお聞きしたいんですが、まず1点、26ページの文化会館費の②のところで煙突のかさ上げ工事、壁面看板製作請負費で259万3千円というんですが、これは文化会館に煙突、ちょっと認識不足なんですけど、煙突ってあるんですか。それとですね、もう1点、28ページの老人福祉施設費の一覧表で真中より下の方にはり灸マッサージ施術助成事業費と、これは昨年もあって、ちょっと議長しよった時にあったらしいんですが、認識不足なんですけど、今年77万2千円の当初予算を付けておりますが、これはどういう施設で、どういう助成をしているのかちょっとお尋ねをしたいと思います。この2点をお願いいたします。

○議長（井上洋一） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） ただ今の栗林議員さんのご質問についてでございますが、26ページのこれ、煙突のかさ上げ工事のご質問でよろしいでしょうか。これにつきましては、これはホールの空調設備の排煙用の煙突でございます。非常に綺麗に造っておりますので、外部からは煙突となかなか見えにくいかもしれませんが、ちょうど正面を入った玄関口、西側の玄関口あたりの上にあるということです。空調用の冷却棟がそこにあるわけですが、現在は燃料を重油にしておりますので、重油を燃やした排煙を排出する煙突でございます。19年度に予算をいただきまして、実は冷温水器の中にさびが非常に出ておるということで、検査をいたしました結果、この排煙の煙が、煙と言いますか、中に硫黄分が含まれておる煙が冷却棟の中にまた紛れ込んで、機械が腐食しかけておるというふうな検査結果が出まして、これは風の影響も多少あるわけでございますが、やはり煙突を

少し高く上げ、煙が舞い戻ってこないような対策をとりたいというふうな概要の工事でございます。以上で説明とかえさせていただきます。壁面の看板の製作費でございますが、これはちょうど文化会館の西側に新しく駐車場を造っていただきました。ちょうど国道から真正面に見えるわけでございますが、当初向こう側には入り口を想定しておりませんでしたので、正面からは表示がまったくございません。従って西側駐車場から入られた方にとって何の建物か分からないと、そういうことございまして、今回、砥部町文化会館、砥部町立図書館この文字を壁面に表示させていただくと、そういう工事でございます。

○議長（井上洋一） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 栗林議員さんの質問にお答えいたします。はり灸マッサージの助成事業の関係でございますが、この事業内容につきましては70歳以上の高齢者、そして身体障害者の方が3級以上、知的障害者の方がA判定、これらの人に対してはり・灸・マッサージを受けた場合においてその費用の一部を助成する事業でございます。対象者数ですが、70歳以上の方は3,798人と見込んで、身体障害者の手帳の関係が200人、そしてA判定の方が37人これらを見込んで算出しております。そしてこれの方が年間の利用率が大体、申請者数がこれらの人の3%ぐらいが大体例年、今言った人たちの3%の方が大体利用されております。そして1人当たりの年間助成額で最高限度が1万2千円までは補助いたしますよという事業でございます。そうして計算して出した数が7万3千2百円の扶助費となっております。以上です。

○議長（井上洋一） 9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） これはさっきの煙突のかさ上げ工事、壁面についてはこれ、道路から見て、ここが文化会館図書館がありますよという看板を造るということは分かったんですが、煙突のかさ上げ工事、これまだ文化会館できて5年足らずやと思うんですけど、それでその間にですね、いわゆる煙突の煙が上に抜けれんから腐食したというたら設計ミスやと思うんですがね、はっきり言って。違いますか。そうやと思うんやけど。まだ出来て5年くらいでそういうことになつとるんやったらそれなりで対処せないかんと思うんですけど、十分に気を付けて今後も見えていってほしいと思います。それと今言いよったはり灸マッサージ、1万2千円までは年間で補助がでますよ。これはどこで受けても町内でマッサージせずどこでもその領収書かなんかがあったら、その1回の施術の費用の何%、半分出るんか、3分の1出るんか、そこら辺も分からないし、町内でやらないかないのか。町外でやったんも対象になるのか、そこら辺もちょっと知りたいのと、もう1点ですね、ちょっと私もこの間、ぎっくり腰になってですね、松山の整体に行ったんですよ。あんま針をしてもらったんですけど、そこはですね、松山市の人は、国民健康保険が対象になるんです。私は今、国民健康保険やないから対象にならないんですけど、松山市の人が、普通4千円要るのが2,600円で針とマッサージ出来るんです。砥部町の人がそこに行っても利かないんです、国保が。これはちょっと私も認識不足なんですけど、その松山市がそこと契約せないかん、砥部町がそこと契約せないかん、そういうシステムになつとんのですかね。国保連合通じたら全部そこと契約が出来るんやったらそういう方面もしていただきたいし、そこじゃないと、治療にそこがいいんで、砥部からも行きよる人たくさんおる

んですよ。そこらへんちょっと私も分からないので説明をできたらお願いします。

○議長（井上洋一） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） ただ今、手元にちょっと資料がございませんので、ただちに調べてご報告しますのでそれでよろしいですか。

○議長（井上洋一） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） 栗林議員さんのご質問でございますが、設計ミスにあたるかどうかと判断であろうかと思えます。私どもも昨年、点検を依頼した当時から、これは設計ミスじゃないんかというふうな、担当課としても業者と協議を重ねてまいりました。今回原因がいろいろ多岐に渡っておるといふ。もちろんその素人考えで、風を舞い込むようなものだったら、設計段階で分かっておったんじゃないかなという指摘は私どももしまして、何とかそちらでみる事が出来ないかというふうなことは申し上げました。ただ、やはり風向、風の流れ、そういったものもかなり影響して参りますので、これは一概に瑕疵にあたるというものでは難しいなという判断で、今回予算をお願いさせていただきました。特に現在は重油のボイラーというのは非常に少ないそうです。やはり重油には非常に混じり分が多いですので、公民館もそうですが、灯油のボイラーに替えておると。そのあたりも設備的にもリスクを負っておる部分がありますので、今後点検等をこまめにいたしまして、こういうことが二度と無いように取り組んで参りたいと思っております。

○議長（井上洋一） 他にありませんか。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 私もこの、平成20年度の当初予算の概要の方で言わせていただきたいと思っております。まず11ページ、教育費の中にですね、21年4月から、来年度から中学校の統合に向けてのスクールバス購入で1,081万計上としておりますが、随分とですね、まあどういようなスクールバスを買われるのか分かりませんが、大きなバスだと思います。今、砥部温泉に上がりよるんが、年間120万円委託料として出とるかと思っておりますが、これの運転手代とか、そういうのを含めるとですね、随分と予算的には大きくなるかと思っております。これひとつですね、今、例えば私伊予鉄へ出よりも、伊予鉄バスにですね、委託とかいうぐらいの方が安いじゃなからうかと思っておりますが、このあたりもですね、検討材料になるんじゃないかなと考えておりますし、また、20ページですね、今度は農林水産の方ですが、このあたり、ここも私は厚生でございますので、入れませんので、今ちょっと質問させていただきたいと思っておりますが、七折の梅組合ですね、これが法人化されております。大変喜ばしいことですが、この中に委託料の123万7千円、それと今度事業としてですね、農産物加工施設を建設する計画の中でですね、どのあたりまで町としては交付金とか、そういうのを出していかなければならないのかという点とですね、もうひとつ、21ページですね、農免道路ですね、今度あの、本年度から5カ年計画で荏原坂本を通り東温市を結ぶ線をですね、拡張すると出ておりますが、昨年、私が県の総合運動公園の通り抜けの一般質問をしたんですが、この道路が出来ればその道路は普通に農免道路として一般車両も通らせていただけるのか、そこら辺りもちょっとお聞きしたいと思っております。以上です。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○**学校教育課長（松村昇二）** ただ今のご質問にお答えさせていただきます。スクールバスの件でございますが、現在予算化させていただいておりますのは29人乗りのバス1台と、それを置いておく車庫、これを合わせての金額が1千万程度となっております、そのバスの購入につきましては文科省の補助がございますので、これを利用したいと考えております。またこのバスを購入した後の運転等につきましては、今後どのような形で、朝1便、帰り2便の運行、またそれ以外に使う場合も出てこようかと思っておりますが、それらの運転委託についてはどのような方法が良いかにつきましては20年度に、なるべく早い時期に方向性を出していきたいというふうに考えております。

○**議長（井上洋一）** 西崎農林課長。

○**農林課長（西崎悟）** 宮内議員さんのご質問にお答えをいたします。まず七折地区の設計委託料123万7千円、これにつきましては平成21年に農産漁村活性化プロジェクト支援交付金、これを受けまして、七折の梅の農産物加工施設を建設するための設計委託料でございます。なお、これにつきましては21年度にプロジェクトの支援交付金の概要といたしましては鉄骨スレートの平屋建てで延面積が105㎡、概算工事費が2,500万円。この内、付帯設備等についても含んでおります。そういった概要の建物を国2分の1、町30%、地元20%として今後検討をしていくものでございます。次に農免農道整備事業についてでございますが、今年度262万5千円、これにつきましては20年度にトンネルの延長400m、幅員8m、総事業費12億円、これの実施設計をするためのものがございます、松山市と砥部町との折半でございます。なお、この事業につきましては20年度から24年度を2期工事としております。そして負担割合につきましては国が50%、県が33.3%、そして砥部町と松山市がそれぞれ8.35%の負担割合となっております。そして、一般車両が通れるかということでございますが、これについては、公衆用道路でございますので、一般車両も通行可能ということでございます。以上でございます。

○**議長（井上洋一）** 先ほど栗林議員からの質問の答弁として、大西生きがい推進課長答弁をお願いします。

○**生きがい推進課長（大西潤）** 栗林議員さんのご質問にお答えさせていただきます。先ほど申しましたいわゆる該当者に対しまして、こういう1枚1千円の12枚綴りのチケットを交付いたします。4月に申請すれば12枚、5月であれば11枚と、大体1月1枚のペースの12枚綴りだそうです。そして業者につきましては町内の業者、「守口はり・灸院」これは原町にございます。そして「田中鍼灸院」原町にございます。そして「石木マッサージ」北川毛、この3つの病院にございます。そして国民健康保険の関係は、医師の証明があれば使用出来るそうです。以上でよろしいですか。国民健康保険が出したら割引がどうかという質問に対してですが、国民健康保険証を使う場合は医師の証明があれば、お医者さんに行って、証明してもらって、はり灸で使いたいんだがということで、そして証明があれば3割負担で出来るそうです。以上です。

○**議長（井上洋一）** 9番、栗林政伸君。

○**9番（栗林政伸）** ちょっと、今の件ですけど、やはりその券は砥部町内の3カ所でし

よ。でも私はその幅を広げて、砥部以外の松山市でも、まあ良い所があるというたら砥部の人は行きよるんですよ。そういうところで、いわゆる仮に4千円払ったら、4千円の領収書くれるでしょ。それをいわゆる70歳以上の人がそこへ行ってそのお金を払った領収書を持ってきたらですね、その券を、1千円いただけたら、そういうふうに幅を広げたらどうですかということをお願いのと、もう1点、松山市にはそういう国民健康保険で利くところがあるんですよ。だから、砥部町にもそういう国民健康保険できく所が、今言った3カ所、券出して3カ所でも出来るのか。それとも松山市に良い所があるような所でも、砥部町の健康保険を持って行ってきくような対象にならんのか、そこら辺が私は知りたいんです。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 栗林議員さんのご質問にお答えをいたします。砥部町国保の場合、医療機関がですね、取りまとめて国保連合会に請求するシステムになっておりますが、例えば市単独でする場合もございます。砥部町内ではその整体等につきましては、栗林議員さんのお隣なんかも保険の対象ということで、ちょっと手続きは分かりませんが、保険適用でされている所もございます。そこら辺、保険の適用を受けるように手続きをされて出来る場合もあると思います。以上です。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 1点だけお尋ねいたします。これ一般会計の予算書146ページ山村留学センターの件についてお尋ねいたします。この1点の、国県支出金について87万4千円というのは町長が言われとった、県からの支出金ではないかと思えます。それとその他については、居住費その他の学校の分担金ではないかと思えます。そこでお尋ねいたしますが、この現在入所者は何名で、それから本町は何人おって、他町村は何名かというのと、それから今年の決算委員会の時に、1名の未払いがおったということでございましたが、この件は解決できたのかということをお尋ねいたします。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） ただ今のご質問にお答えいたします。財源であります国県支出金87万4千円でございますが、これは昨年度、前年度、県に対しまして何か支援がないのかと、これは補助金として支援がないかということで協議いたしましたら、寄宿舎扱いという、取り扱いということで、支援をしていただけるということになりまして、87万4千円いただけるようになつとるものでございます。町長の方が県から支援いただけるとなったというものはこの分ではございません。特別交付税措置をしていただけるということでございますのでこれではございません。これは寄宿舎扱いで頂ける補助金でございます。それと現在の留学センターの留学生でございますが10人でございます。その内1人が町内の子どもさんでございます。未納の件でございますが、昨年決算の時に、今後催告等行って入れていただけない場合、未納が続くようであれば法的措置ということで、財産等を差し押さえの手続きに入っていくというようなご説明を申し上げました。その後、また自宅の方に行ってみましたら、また住所が変わっておりましてしばらくまた、今現在探しておるところでございます。裁判所の方に相談しましたら、相手方の住所が分からな

いと申請ができないということでございますので、現在探しております。もう少し探し当てるための時間をいただけたらと思います。

○議長（井上洋一） 13番、中島博志君。

○13番（中島博志） 2点ほどお尋ねしたいと思います。10款の教育費、また事務局費、また留学センター費の中でですね、最初に事務局費の中で、外国語指導助手のALTの民間委託ということになっておりますが、本来、文部科学省の派遣事業の中の事業かと認識しております。これを民間委託することによって、指導内容が変わるのか、また経費の面でどれだけの特典があるのか、全体的な考えの中でお答えをお願いしたいと思います。それと留学センターにおきまして、短期の体験留学を実施するというようになっておりますが、この点についても内容等をお知らせ願いたいと思いますがよろしく願います。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 失礼します。ALT外国語指導助手の件でございますが、現在財団法人の自治体国際化協会の方から派遣していただいております。これが本年の7月末で契約が切れます。そこで新たに更新ということになるわけですが、現在の方は一応帰国するというふうなことでございまして、その後、引き続き財団法人の方から派遣してもらう方がいいのかどうか今後、小学校の高学年からも後2年後ですか、教科の中に英会話の方が組み込まれるというふうなこともありますので、もっと効果的な方法はないだろうかということで、検討いたしておりました。その中で、現在民間の方でやっております会社が、インタラックというこれ全国展開してございまして、この近辺では四国中央市等が利用されて、かなり効果が上がっているということで、いろいろ現在の自治体の財団からの派遣と比較させていただきまして、その中で現在は指導助手が広田地区に行く場合は、職員が送迎いたしております。そしてまたアパート等の手配等もやっております。それらにつきまして、民間委託することによりまして、すべて業者の方で対応していただけるということもありますし、その民間の会社につきましては子どもたちを教えるためのカリキュラムが出来てございまして、現在、教育の英語に使用するためには派遣されたALTが作っておりますが、これらにつきましても解消されるということもございまして、また幼稚園の先生とか小学校の先生向けに研修も今後は必要になってこようかと思いますが、これらについても民間であればそれが可能になるということで、かなりの効果があるということで、現に四国中央市の方でも効果が上がっておるということで、今回、民間委託を進めたいというふうに考えておるものでございます。それと山村留学センターの短期留学制度でございますが、夏場に現在の長期留学生は帰りますので、部屋が空いております。この空いておる期間を利用して短期留学を2班募集しまして、1班が20名を募集して、留学制度の啓発、それらを行いたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。16番、山本典男君。

○16番（山本典男） ちょっと単純な話なんですけど、農林の関係ですけど、121ページの中でですね、造林事業費というのが422万9千円と書いてあるんですけど、それがちょっと、こっちの補助金うんぬんという資料を見たら、毎年増えとるんですけど、280万な

んぼというのが、18年度が。それが19年度は380万なんとかいう話と、20年度は422万になって毎年増えとるんですが、これがどういう造林の事業として、どういう事業なのか、私も産建にずっとおって当然知っとかないかんのですが、分からないので少し教えていただきたいんですが。

○議長（井上洋一） 西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 山本議員さんのご質問にお答えをいたします。この造林事業につきましては森林組合が実施する県造林補助事業に対して、砥部町の農林業振興対策事業補助金としてですね、整備をして健全な森づくりを図ると、こういうふうな目的でやっております。というふうなことからこれは事業でございますので、年によって事業量が変わってきます。そういうふうなことで、昨年比べて40万3千円増えた422万9千円を今度お願いをしとるものでございます。具体的なものといたしましては、流域育成林整備事業がございまして、まず育成単層林整備ということで、再造林が1ha、拡大造林が1ha、下刈りが10ha、除間伐が1ha、そしてもう一つが機能増進保育という事業がございまして、抜き取り、これは80ha、作業車道が1万メートルと、こういうふうな事業内容で、事業費が4,228万8,100円。そしてこれにつきましては、町の補助金、通常15%しとりますけど、15%の3分の2ということで、422万8,810円を補助するものでございます。以上でございます。

○議長（井上洋一） 16番、山本典男君。

○16番（山本典男） 大体分かったような分からんような話なんですが、林業をですね、なかなか厳しいと、そういう中で、いわゆる造林するというのは喜ばしいことであると、それぐらい意欲があるということは喜ばしいことであると思うんですが、それで増やして、その成果をどういうふうなことに狙いがあるのかという所が一番大事な所ではあるというふうに思うんで、ただ補助してお金をばら撒いただけではいかんので、それをすることによってですね、どういうことが出来るんだということがやっぱり一番大事な問題だろうというふうに思うんですが。この毎年増やしておるということになって、来年度はどうなるのか、もう一つ再来年度はどうなるのか分かりませんが、そこらのとこの見通しというものはどうなるとるのか、その辺の所を教えてほしいというふうに思います。それと、先に松村課長が言ったような、海外留学の補助金の話ですが、従来はですね、交付税で措置されるというふうなことがありました。そういうふうなことになっていますが、今どうなっとなのか分かりませんが、国内における民間業者に任したらどうなるのか、そこらもちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（井上洋一） 西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 山本議員さんのご質問にお答えをいたします。まず森林の持つ機能というものは、二酸化炭素の吸収とか、いろんな問題がございまして、全国的に約国土の70%が山林でございまして、この内約6割が自然林、4割が人工林という比率になっております。そしてある学者がその効果を、森林の持つ効果、それを試算したところ年間70兆円というように聞いております。そういうふうなことから、砥部町においても同じく、かなりの効果が、森林を整備することによって、森林の持つ機能、そういったことで、評

価が出来るのではなかろうかなどこのように思っております。また、今後につきましても森林組合が事業主体でございますが、林家と十分相談をしながら補助のある、補助事業でありますので事業制度があるうちにどんどんと整備をして立派な森づくりに寄与したいと思っております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 外国語指導助手の設置に対する国の支援等の関係でございますが、その自治体にALT外国語指導助手を置くことに対して、地方交付税の措置がされると、私どもは考えております。これは補助金ではなくて交付金制度でございますが、その指導助手を置くことについて民間とか、民間ではだめだとか表現は聞いておりません。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 一般会計予算書の中のですよね、25ページなんですけども、下の方で、下から2つ目の所、教育使用料という所があるかと思っておりますが、その一番上の教育施設使用料という所があるかと思っております。今年度の予算が4千円ということなんですけど、ちょっと私、調べましたら昨年度が3,396万9千円。私がもし写し間違えとったら申し訳ないと思うんですけど、一度チェックを入れたんですけど、あまりにも差がありすぎるので、何かどこかからどうにかなっとるんかなと思うんですが、相手先が分かりませんので。

○議長（井上洋一） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） ただ今の教育使用料の件につきましてご説明申し上げます。本年度は教育施設使用料が4千円になっておりますが、昨年度までは教育施設使用料の中に、この下の方でございます、幼稚園授業料・入園料とかその他ここにほとんどが集約されておりました。これを分かりやすくするために下の教職員宿舍使用料また幼稚園授業料・入園料そういうふうな形で項目を分けて表示させていただいたわけです。4千円といいますのは学校のテントを貸し出す時の、テント使用料の見込料でございます。

○議長（井上洋一） 9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） あのですよね、もう3、4年前から幼保一環教育で町内に砥部と宮内とは垣根を除けたら出来るということで、いろいろ一般質問も度々してきました。今日、この平成20年の概要を見ると、AEDだけが2つ合併をどうもするらしい。非常に喜ばしい、まず第一報で喜ばしいことだと思うんですけど、その後、今年度は予算はひとつも付いてないような状態でありますし、進展方法はどういうふうになっとなのかお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（井上洋一） ここで暫く休憩します。再開は午後4時の予定です。

休憩 午後3時50分

再開 午後4時00分



○議長（井上洋一） 再開します。佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 今日、教育関係にいろいろご関心をお寄せいただきまして大変ありがとうございます。昨年、教育基本法も改正されまして、これからが本当の教育の有り方が問われる時だろうというふうに思っております。特に将来を担う幼児の扱いについて、これは今の時代にはっきり体制を整えておくと、こういうことが重要であろうというふうに思っております。先ほど栗林議員さんからもご質問がございました。幼保一元化、一体化、この問題についてはその根幹を成すものであるというふうなことで、以前から関係者によりますプロジェクトチームで検討を重ねてきております。はっきりした方向性という所までは、まだいっておりませんが、大まかな方向とし、以前から申し上げておりました認定こども園、この方向でいくべきであろうという考え方がございます。もう一つその運営につきましても、直営あるいは民間委託、民営、こういった方法もありますので、それらも踏まえてまだなお検討を重ねていかなければならぬ状況にあるかというふうに思っております。もう一つには、携わる職員の意識がございまして、ここらあたりもその方向に向かって、あるべき方向に向かってちゃんと意識統一をするためにも20年度中の内部の機構改革によりまして、幼児を担当する保育所、幼稚園の子どもの人事管理を一元化して、意識統一の方向に持っていきたいというふうに考えております。今後ともあるべき姿を求めて検討を重ねて参りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） あの、教育長始めに、まあ今日初めて答弁に立っていただいて、ちょっと皮肉にも聞こえたんですけど、本当に良い報告をしていただきました。その報告は私も常に聞いてきておるので、今までに。今も、さっきの休憩中に、また幼保一環の研修でも行こうかやなんて、皮肉も言いよる議員さんもおりましたけれど、もう宮内の保育所にしましても、道路が、赤線道が解消したんです。やろうと思ったら外せるんでしょ、塀は。ですから、子どものためにですね、何年も先じゃなしに、1年でも早くそれが実現するように一つ努力をしていただきますようお願いいたします。

○議長（井上洋一） その他ございませんか。10番、土居英昭君。

○10番（土居英昭） やっと立たせていただきました。1件だけちょっとお伺いをいたします。と申しますのが、予算書83ページ、この概要で言いますと15ページの老人福祉費の中にあります、認知症徘徊がみられる、徘徊行為が見られる高齢者を介護する家族への支援として書いております、徘徊高齢者の位置検索システムで、3千円の補助で7万5千円の予算を計上しておいでますけれども、こういうのはどのような形のものになるかということ。大変、徘徊をされるご老人をお持ちのご家族の方は、大変な思いをされていることを、私も見て参りました。非常にありがたいシステムでありますから、これについてどのようなものを作ろうとされておられるのか、どのように補助をされる予定であるのかひとつだけお伺いをいたします。

○議長（井上洋一） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 土居議員さんの質問にお答えいたします。徘徊高齢者家

族支援事業費でございますが、この趣旨でございますが、町内に在住する、概ね65歳以上の徘徊の見られる高齢者と同居する家族が対象となりまして、徘徊高齢者に小型の電波発信機を携帯してもらって、行方不明になった際に、位置の検索が出来るようなサービスを利用することになっております。そして、これにつきましては、いわゆる個々に付ける受信機ですが、領収書等添付して申請したら費用の一部を助成することになっております。そしてこれは目的といたしましては徘徊高齢者が行方不明になった場合に早期発見を期待するために実施する事業としております。以上です。

○議長（井上洋一） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第28号から議案第41号までの平成20年度当初予算14件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第28号から議案第41号までの平成20年度当初予算14件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月14日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 4時08分 散会

平成20年第1回定例会（第3日） 会議録

|                                   |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                        |                                                                         |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                             | 平成20年3月14日                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                        |                                                                         |
| 招集場所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                        |                                                                         |
| 開 会                               | 平成20年3月14日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                      |                                                                                                                                                        |                                                                         |
| 応招議員                              | 1 番 山口元之<br>4 番 土居美智子<br>7 番 井上洋一<br>10 番 土居英昭<br>13 番 中島博志<br>16 番 山本典男                                                                                     | 2 番 政岡洋三郎<br>5 番 中村 茂<br>8 番 樋口泰幸<br>11 番 宮内光久<br>14 番 田室博志<br>17 番 玉井啓補                                                                               | 3 番 西岡章一<br>6 番 西村良彰<br>9 番 栗林政伸<br>12 番 大野和博<br>15 番 平岡文男<br>18 番 三谷喜好 |
| 不応招議員                             | なし                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                        |                                                                         |
| 出席議員                              | 出席議員は、応招議員の18名                                                                                                                                               |                                                                                                                                                        |                                                                         |
| 欠席議員                              | なし                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                        |                                                                         |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長 中村 剛志<br>収入役 佐川 秀紀<br>総務課長 明賀 徹<br>企画課長 上岡 洋一<br>税務課長 武智 充吉<br>民生こども課長 正岡 修平<br>健康づくり課長 相原 宜紀<br>生涯学習課長 大野 哲郎<br>商工観光課長 相田由紀夫<br>建設課長 萬代 喜正<br>水道課長 辻 充則 | 副町長<br>教育長 柳田 稔<br>広田支所長 佐野 弘明<br>監理財政課長 丸本 正和<br>住民サービス課長 松下 行吉<br>生きがい推進課長 藤田 正純<br>学校教育課長 大西 潤<br>環境保全課長 松村 昇二<br>農林課長 日浦 昭二<br>下水道課長 西崎 悟<br>東岡 秀樹 |                                                                         |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                               |                                                                                                                                                        |                                                                         |

平成20年第1回砥部町議会定例会

平成20年3月14日（金）

午前9時30分開会

○議長（井上洋一） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第5号 砥部町道路線の認定について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第1議案第5号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設委員長（平岡文男） 議案第5号の報告を申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、認定に付されました2路線のうち町道川登万年線については国道379号の区域変更に伴い町道に編入するものであります。町道浄化センター線については新設するものであり2路線とも必要な路線であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決するべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。
議案第5号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第5号砥部町道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第6号 砥部町後期高齢者医療に関する条例の制定について

（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第2議案第6号砥部町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号砥部町後期高齢者医療に関する条例の制定については、本年4月より後期高齢

者医療制度が実施されるにあたり、本町において行うべき事務事業を明確にするため必要事項を定める条例を制定するものであります。よって、議案第6号は採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。以上で委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） この条例について反対討論をいたしたいと思いますが、許可をいただいたらと思います。

○議長（井上洋一） まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。17番玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 議案第6号砥部町後期高齢者医療に関する条例の制定について、反対討論をいたします。議案第6号の砥部町後期高齢者医療に関する条例の制定については、厚生常任委員長より可決との報告がありましたが、認めるものではないと考え、反対討論を行います。

4月1日から75歳以上の高齢者だけをまとめ、国保は雇用保険とは別の医療制度に変わります。「生命」の重みはみんな同じです。75歳で線を引いて医療制度を別にし、治療も差別する国はありません。なぜこんなことをするのでしょうか。よく知って声を上げることではないかと考えます。昨年6月に国会で、自民・公明の賛成で法律が通りましたことは皆さんご存知だと思いますが、砥部町では478人の方が加入することになります。その主な反対の理由は、75歳になったら強制加入です。年金から保険料天引き、保険料が滞納になったら保険証を取り上げられる。利用のレベルは落ちる。安上がりの医療費として差をつけるため。2年ごとに保険料は見直しする。便乗して65歳から74歳の国保料も年金天引きです。滞納者への資格証の発行は機械的に行わず、無年金者や低所得制度への発行はしないこと。減免制度に生活保護水準の低所得者の減免を入れること。所得制度の軽減、窓口負担の軽減をつくること。国保税よりも保険料が高くなるよう見直すこと。

以上、中止見直しを求める地方議会の意見書は1,800自治体の内512の自治体で意見書提出をしています。なお、国会では4野党、民主、社会、国民新党、共産が廃止法案を衆議院に提出しています。このことを踏まえ、議案第6号については反対討論といたします。

○議長（井上洋一） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。12番大野和博君。

○12番（大野和博） 12番大野和博でございます。委員長報告に賛成の立場で討論を行います。後期高齢者医療に関する条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、4月から後期高齢者医療制度が始まりますが、上位法である法律の規定に基づき、本町で行う事務について必要事項を定めるもので、必要な条例制定であると考え、委員長報告に賛成するものであります。議員各位におかれましても、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。宜しく願いいたします。

○議長（井上洋一） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

議案第6号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成16人 反対1人]

○議長（井上洋一） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって議案第6号砥部町後期高齢者医療に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第7号 砥部町下水道事業審議会設置条例の制定について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第3議案第7号砥部町下水道事業審議会設置条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） 議案第7号のご報告を申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町下水道事業審議会設置条例の制定については、審議会を設置し、下水道事業にかかる受益者負担金、使用料等重要事項を審議するため条例を制定するもので、必要事項を定めるものであります。また、附則において審議会委員の報酬を定めるため砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行っています。よって、議案第7号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。
議案第7号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第7号砥部町下水道事業審議会設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第4 議案第8号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

#### (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第4議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委

員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、再度の育児休業をすることができる特別の事情及び育児短時間勤務制度の導入に係る規定の追加並びに育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定を改正するものであります。よって、議案第8号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。  
議案第8号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。  
よって、議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第9号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第5議案第9号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第9号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正し、育児短時間勤務制度を導入することにより、短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間及び週休日等の規定を整備するものであります。よって、議案第9号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第9号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第9号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第10号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第6議案第10号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正し、育児短時間勤務制度を導入することにより、短時間勤務職員の昇格及び昇給の基準を整備するものであります。よって、議案第10号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第10号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第10号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第11号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第7議案第11号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案については、委員会修正案が議長に提出されております。委員長の報告及び委員会修正案の説明を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第11号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、監査委員の事務量増加に伴い適正な委員報酬とするもので、平成20年4月1日から施行するものであります。委員会審査において、議選の監査委員については任期中に限り経費節減の意味において、施行日を変更するのがよいのではないかという意見が出され原案にただし書きを加える修正案が審議され可決しました。修正部分を除く原案についても可決しました。続いて、お手元に配布しております委員会提出の修正案の説明をいたします。議案第11号砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案。議案第11号砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。附則に次のただし書を加える。ただし、別表監査委員議会選出の項の改正規定は、平成21年2月6日から施行する。以上で、委員長報告及び委員会修正案の説明を終わります。

○議長（井上洋一） 報告及び修正案の説明が終わりましたので、委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。1番、山口元之君。

○1番（山口元之） 附則の件なんですけど、議員選出の場合は来年の2月6日から施行するというふうになってはいますが、経費削減とかなんとか言うのであれば、議員の報酬は現行どおりと。まだ逆に、少なくとも何もおかしくないと思うんで、現行か少なくするとか、来年から増やすなんかいうことじゃなくて、現行どおりやるとかいうふうにしたらどんなんでしょうか。

○議長（井上洋一） 樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） 山口議員の質問にお答えします。先般の委員会におきまして、議会選出の監査委員の報酬につきましては、現行どおりということで、入札に関する監査の仕事が増えるという中で、一般の監査委員につきましては仕事が増えた分については昇給を認めようと。しかし、議会選出の委員につきましては費用軽減の意味において、任期中は現行のままで据え置くということで、2月6日という日を、任期いっぱいでございますので設定をしました。終わります。

○議長（井上洋一） 他に質疑はありませんか。1番、山口元之君。

○1番（山口元之） あの、現状の監査委員さんに関しては、私もそういうふうに忙しいのであればそれで結構だと思います。でもなんで、議員の報酬は上げないかんのかとちょっとお聞きしたんですけど。それは皆さんの意志決定で結構でございます。いいです。何で、議員が来年になって上げないかんのかと。議員は、私が言いたかったんは、議員は現行どおりでもいいじゃないかと。まだ逆に議員は議員としての報酬をもらっているんだから、特別、監査委員になったから余分にお金をもらう必要があるかどうか、そこまでは言いま

せんといっても、言ってしまった以上しょうがないと思いますけど、そこまで考えてもいいんじゃないかと思ったから、こういう質問をさせていただいたんです。

○議長（井上洋一） 樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） 山口議員の質問にお答えします。この監査委員の報酬というのは、議会からの報酬ではありませんので、理事者側からの報酬になります。それで、今現在、昨年度も、監査の方からも、議員の日当報酬についても、議会の必要経費を減したいというような要望もございまして、そして現状のままで1年間は通すという形に決定をいたしました。以上です。

○議長（井上洋一） 質問の途中ではございますが、ただ今より休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（井上洋一） 再開します。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） 山口議員の質問に追加をいたします。先ほどの話の内容につきましては、非常勤特別職である行政委員の監査委員の報酬の改正であり、議員の報酬を上げるという趣旨ではございませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（井上洋一） 1番、山口元之君。ご理解できたでしょうか。

○1番（山口元之） 私はね、議員の報酬を上げるなんかいうて聞いておりませんよ。当然、特別職の議員の、監査委員の報酬を上げることを聞いておるんですよ。議員の、これを私が言ったなら、ちょっと言葉が足らんかもわからなんだけど、議員の報酬を上げるなんかいうばかみたいなのを、今、聞いとるわけではないんですよ。ばかじゃないけど、ばかみたいなのじゃないけど。あの、議員選出された監査委員の報酬を上げるんがどうかこうかいうて聞いとっただけです。議員の報酬を上げるなんか聞いていませんよ。議題が違うじゃないですか、それ聞いたら。提案してるこの議題と違う質問しよるようになるじゃないですか、それやったら。それちょっと委員長さん、もう一回言ってください。

○議長（井上洋一） 樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） 山口議員さんの再度の質問にお答えします。この条例変更につきましては、監査委員の報酬を今期だけ凍結をするという意味の修正でございます。

○議長（井上洋一） 1番、山口元之君、よろしいですか。他に質問ございませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

これより議案第11号に対する委員会の修正案について採決を行います。修正案に対し賛成の方は、ご起立願います。

[賛成17人 反対0]

○議長（井上洋一） 全員起立です。起立多数と認めます。ご着席ください。よって、委員会修正案については、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第12号 砥部町土地開発基金条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第8議案第12号砥部町土地開発基金条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町土地開発基金条例の一部改正については、基金を機動的に運用するため、基金の取り崩しができる条文を追加するものであります。よって、議案第12号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。  
議案第12号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第12号砥部町土地開発基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第13号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第9議案第13号健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第13号健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、法律の施行により、関係する「砥部町母子家庭医療費助成条例」「砥部町重度心身障害者医療費助成条例」「砥部町国民健康保険診療所条例」の条例中の用語を整理し、適正な内容にするものであります。よって、議案第13号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。
議案第13号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第13号健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第14号 砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第10議案第14号砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第14号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第14号砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正については、国庫補助廃止により居住事業利用者負担を独自に設定することが可能となったため、別表に定めるA階層の利用者負担額を月額2,000円に改めるものと、入湯料及び共用機器使用料として月額1,000円を負担してもらう改正を行い、利用者の負担の適正化を図るものであります。よって、議案第14号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第14号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第14号砥部町高齢者生活福祉センター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第15号 砥部町国民健康保険条例の一部改正について
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第11議案第15号砥部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第15号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第15号砥部町国民健康保険条例の一部改正については、平成20年度から施行される医療制度改革に伴い必要な事項を改正するものと、県後期高齢者医療広域連合との均衡を踏まえ葬祭費を3万円から2万円に引き下げを行う改正をするものであります。よって、議案第15号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第15号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第15号砥部町国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第16号 砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正  
について

(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第12議案第16号砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置

条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第16号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第16号砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正については、第4期事業計画の策定にあたり、用語の改正と所掌事務の見直し及び委員の人数を2人増やし、任期を3年とする改正をするものであります。よって、議案第16号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。  
議案第16号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第16号砥部町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第17号 砥部町広田地区駐車場条例の一部改正について (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第13議案第17号砥部町広田地区駐車場条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第17号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町広田地区駐車場条例の一部改正については、寺の下駐車場を消防団第13分団の車庫・詰所の移転用地として使用するため寺の下駐車場を表中から削除するものであります。よって、議案第17号は、適正な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第17号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第17号砥部町広田地区駐車場条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第14 議案第18号 砥部町消防団条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第14議案第18号砥部町消防団条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第18号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町消防団条例の一部改正については、用語及び字句の改正並びに手当を実態にあったものに見直す改正をするものであります。よって、議案第18号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第18号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第18号砥部町消防団条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫く休憩します。再開は午前10時50分の予定です。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

~~~~~

日程第15 議案第19号 平成19年度砥部町一般会計補正予算（第6号）

- 日程第16 議案第20号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第17 議案第21号 平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第22号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第19 議案第23号 平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第24号 平成19年度砥部町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第25号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第26号 平成19年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第23 議案第27号 平成19年度砥部町水道事業会計補正予算(第5号)
(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 再開します。日程第15議案第19号から日程第23議案第27号までの平成19年度補正予算に関する9件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(平岡文男) ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました補正予算5件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第19号一般会計補正予算(第6号)のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、農業費では、県営砥部地区かんがい排水事業償還金特別助成補助金520万円、町民の森づくり事業費23万7千円の増額を。商工費では、砥部焼シンボルモニュメント落成イベント費用50万2千円、砥部焼大使設置事業費52万円を。土木費では、国道379・380号の開通式負担金100万円、県道生活道路改良整備事業負担金432万7千円増額を。その他、人件費補正と不用額の減額補正を行っておりますが、いずれも必要経費の補正をするものであります。

次に、議案第23号平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第3号)につきましては、基金費で積立金773万1千円を増額し、財源は繰越金等を充当しております。

次に、議案第25号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第3号)については、管渠工事費の入札減に伴う工事請負費1千万円の減額をするものであります。それに伴う地方債補正、国庫補助金の減額補正を行っております。

次に、議案第26号平成19年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)については、農業集落排水施設整備費で、汚泥清掃料24万円、土地改良賦課金1万7千円の増額、入札減少金に伴う工事請負費等238万3千円の減額をするものであります。財源は使用料、分担金、国県補助金、繰入金、繰越金等で調整をしております。

次に、議案第27号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第5号）について主なものは、収益的収入の上水道では給水工事収益1,700万円、水道加入金450万円を。簡易水道では使用料130万円を。収益的支出の上水道事業費用では資本的支出から組み替えを行った水源地候補地地質調査委託料250万円、野津郷取水補償金200万円増額、給水工事請負費1,700万円を増額しております。固定資産除却費1,223万1千円増額、動力費など315万6千円の減額をしております。簡易水道事業費用では給水工事請負費80万9千円増額、有形固定資産減価償却費を101万2千円増額しております。固定資産除却費128万5千円増額の補正をしています。資本的収入の上水道では特設配水管負担金110万円を増額し、資本的支出では収益的支出に組み替えを行った委託料を減額しています。

よって、議案第19、23、25、26、27号の5件につきましては、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第19号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第6号）のうち当委員会に所管する項目について主なものは、障害者福祉費では介護給付費等支給事業費446万8千円の増額を。老人福祉費では、とべ温泉老人利用助成事業費67万4千円増額を。老人保健総務費では医療費の増に伴う老人保健特別会計への繰出金1,411万円増額を。重度心身障害者医療扶助費309万円増額を。児童福祉費では乳幼児健康支援事業委託料51万円増額、広域保育委託料320万円増額を。保健衛生費では予防接種委託料60万円増額を。その他、人件費補正と不用額の減額補正を計上しております。

次に、議案第20号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の事業勘定については、国保システム改造委託料114万5千円増額を。高額医療費拠出金390万2千円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金1,513万5千円の減額補正をするもの。保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金において財源組替を行っており、その財源は、国民健康保険税、共同事業交付金等で調整しております。直営診療施設勘定では、医薬品購入費170万円増額補正をし、財源は診療収入で賄っております。

次に、議案第21号平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）については、医療給付費1億3,920万円増額を。医療費支給費230万円の増額補正するものであり、その財源は、支払基金交付金、国県支出金、繰入金で調整しております。

次に、議案第22号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の保険事業勘定では、介護保険システム改修委託料165万9千円の増額、施設介護サービス給付費3,200万円の減額、地域密着型介護サービス給付費100万円の減額、居宅介護住宅改修費100万円の減額、介護予防サービス給付費700万円減額、地域密着型介護予防サービス給付費400万円減額、介護予防住宅改修費260万円減額、介護予防サ

ービス計画給付費1,900万円を減額しており、その財源は、介護保険料、国県支出金、支払基金交付金、繰入金で調整しています。介護サービス事業勘定については財源組み替えを行っています。

以上、議案第19号、20号、21号、22号の4議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第19号平成19年度砥部町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、財産管理費で入札契約システム改修委託料34万9千円。土地開発基金より買い取る公有財産購入費9,079万8千円を。消防施設費で、消火栓新設及び維持管理負担金555万円の増額を。教育費で、土地開発基金より麻生・宮内小学校用地の購入費5,543万3千円。広田中学校教室改修工事費60万5千円を。基金費で、財政調整基金積立金3億5,155万円、減債基金積立金8万2千円、福祉基金積立金52万2千円を。その他、人件費補正と不用額を減額する補正となっております。歳入については、繰越金、基金繰入金、地方交付税、国県支出金、負担金、寄付金、諸収入を増額し、その他の歳入については減額となっています。その他、町道高尾田宮内線道路改良事業の繰越明許費の設定及び地方債補正を行っています。

次に、議案第24号平成19年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、土地開発基金に預金利子32万5千円を繰り出すものであります。

以上、議案第19号、24号の2件については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第19号平成19年度砥部町一般会計補正予算(第6号)について討論を行います。討論はありますか

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第19号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第19号砥部町平成19年度砥部町一般会計補正予算（第6号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につい

て、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第20号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第20号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第21号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第21号平成19年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第22号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第22号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第23号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第23号平成19年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号平成19年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第24号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第24号平成19年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第25号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第25号平成19年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号平成19年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第26号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第26号平成19年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第5号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第27号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第27号平成19年度砥部町水道事業会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第24 議案第28号 平成20年度砥部町一般会計予算

日程第25 議案第29号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第 26 議案第 30 号 平成 20 年度砥部町老人保健特別会計予算
- 日程第 27 議案第 31 号 平成 20 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 28 議案第 32 号 平成 20 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 33 号 平成 20 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 30 議案第 34 号 平成 20 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 31 議案第 35 号 平成 20 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算
- 日程第 32 議案第 36 号 平成 20 年度砥部町奨学資金特別会計予算
- 日程第 33 議案第 37 号 平成 20 年度砥部町土地取得特別会計予算
- 日程第 34 議案第 38 号 平成 20 年度砥部町公共下水道特別会計予算
- 日程第 35 議案第 39 号 平成 20 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 36 議案第 40 号 平成 20 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 37 議案第 41 号 平成 20 年度砥部町水道事業会計予算

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第 24 議案第 28 号から日程第 37 議案第 41 号までの平成 20 年度予算に関する 14 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。去る 3 月 7 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました当初予算の 7 議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第 28 号平成 20 年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目につきましては、まず、環境保全課関係では、ごみの減量化とリサイクルの推進、ごみの適正処理費用のほか、所管施設の修繕など安全対策に万全を期し、適正管理に努めることとしていきます。また、浄化槽設置整備補助事業など生活排水対策の経費が計上されております。次に、下水道課関係では、公共下水道特別会計への繰出金が計上されていきます。次に、農林課関係では、中山間地域等直接支払事業を始め、各種補助事業の経費を、また、農業基盤の整備を図るため、町単土地改良事業補助金及び農地・水・環境保全向上対策事業費を。

林業関係では、治山事業に伴う水路改修事業費などの経費が計上されています。次に、商工観光課関係では、陶街道五十三次事業の費用や陶芸塾の経費、伝統産業会館・陶芸創作館の経費、農村工芸体験館・峡の館・研修の宿の指定管理委託料などが計上されております。次に、建設課関係では、八倉地区新設道路用地費や、安全で安心できる道づくりに努めるため、道路の維持費・新設改良費、県営事業に対する負担金が計上されております。また、住宅費では、木造住宅耐震診断補助事業費が計上されております。

次に、議案第33号平成20年度砥部町とべの館特別会計予算では、売店収入の増額を目指すための予算が計上されております。

次に、議案第34号平成20年度砥部町とべ温泉特別会計予算につきましては、施設の経営・維持管理費の予算となっております。

次に、議案第38号平成20年度砥部町公共下水道特別会計予算においては、処理場の建設工事委託年割額4億5,400万円、管渠工事費3億3,130万円、土地取得特別会計より用地購入費2億6,869万6千円を計上しております。歳入につきましては、国庫補助金、町債、一般会計よりの繰入金等で賄うこととしております。

次に、議案第39号平成20年度砥部町農業集落排水特別会計予算においては、総津地区及び玉谷地区の処理施設の管理運営費1,414万円及び公債費1,168万1千円を計上した予算となっております。歳入につきましては、受益者分担金、一般会計繰入金、使用料等で賄うこととしております。

次に、議案第40号平成20年度砥部町浄化槽特別会計予算におきましては、浄化槽の維持管理費用及び基金への積立金を事業収入、繰越金で賄う健全財政予算となっております。

次に、議案第41号平成20年度砥部町水道事業会計予算におきましては、上水道では、安全な飲料水の安定供給を行なうため、滅菌設備の充実、有収率向上のため山並地区の老朽管布設替えを、簡易水道では、総津、大内野、万年地区浄水場に管理監視通報システムの設置を、また、過年度に借り入れた高金利の企業債の繰り上げ償還金費用を計上しています。

以上、7議案については、それぞれ適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第28号、33号、34号、38号、39号、40号及び41号の7議案につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました当初予算5議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第28号平成20年度砥部町一般会計予算のうち当委員会に所管する項目の歳出については、住民サービス課関係では、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金等を計上しているほか、県後期高齢者医療広域連合への負担金、重度心身障害者・母子家庭・乳幼児の医療費などが計上されています。生きがい

推進課関係では、介護保険事業については、低所得者利用負担軽減対策費や介護保険事業特別会計への繰出金が計上されています。障害者福祉については、障害者基本計画策定費用や各種障害者の支援費用が計上されています。老人福祉については、高齢者保健福祉計画策定費用や、支援事業費用が計上されています。この他、老人福祉施設の健康器具の入れ替え費用や維持管理に要する経費等も計上されております。民生こども課関係では、子育て支援事業の充実を図るため、乳幼児健康支援事業、集いの広場事業、放課後児童クラブの費用が計上されています。また、保育所、児童館の経費や児童手当の費用が計上されています。健康づくり課関係では地域に根ざした生涯健康づくりの推進を図るため、健康増進費では、健康教育、健康相談、健康診査などに取り組む費用。保健衛生費では、休日・夜間の救急医療体制の維持費用、各種予防接種の費用、乳幼児健診、母子の健康相談などの費用、また、保健センターの経費が計上されております。

次に、議案第29号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算については、事業勘定では、後期高齢者医療制度が始まるため、老人保健との関係で減の予算となっております。内容は、事業を運営する経費と保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、特定健診診査等事業費の経費等が計上されています。その財源として、国民健康保険税で、全体の18.5%を賄い、残りを国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計や基金からの繰入金、前年度からの繰越金等で賄っています。施設勘定では、国民健康保険診療所の経費で、施設の管理運営費、医療の必要経費が計上されています。その内42.7%は人件費となっております。その財源として、診療収入と一般会計の繰入金等で賄っています。また、歯科診療業務委託に対する債務負担行為を行っております。

次に、議案第30号平成20年度砥部町老人保健特別会計予算については、後期高齢者医療制度への移行により大幅な減となっております。その財源として、支払基金交付金、国県支出金、一般会計からの繰入金等で賄っています。

次に、議案第31号平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算については、後期高齢者医療制度により新設された特別会計で、2億38万1千円となっております。内容は保険料徴収に係る経費、広域連合への事務費負担金、後期高齢者医療広域連合納付金となっております。その財源として、保険料、一般会計からの繰入金等で賄っています。

次に、議案第32号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計予算については、保険事業勘定では、6.7%の増となっております。そのほとんどが保険給付費の増によるもので、各種介護サービス予算が計上されています。また、介護保険事業計画策定の費用や地域支援事業費が計上されています。その財源として、37.9%を国県支出金に、29.6%を支払基金交付金に、残りを介護保険料、一般会計からの繰入金等で賄っています。介護サービス事業勘定では、高齢者生活福祉センターで行う居宅介護サービス事業、地域包括支援センターで行う介護予防サービス事業の費用が計上されています。その財源として、介護サービス収入等で賄っています。

以上、5議案については、いずれも適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第28号、29号、30号、31号、32号については原案のとおり可

決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました当初予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第28号平成20年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目について、歳入については、地方分権改革が進められ三位一体改革の影響を受けておりますが、本年度は制度変更により地方交付税は増加し、課税標準額を評価額に近付けているため固定資産税も増加、目的外使用料の徴収により使用料・手数料も増加しています。また、財政健全化計画に沿って収支の抜本的な改善に取り組み、自主財源の確保に努めております。歳出の主なものは、議会費、監査委員費では、経常経費のみの計上となっております。総務課関係では、一般管理の経費、交通安全対策の経費、防災対策の経費、農業委員・町長・町議会議員選挙費等の経費、常備消防の経費、消防団の車庫詰所建設費、備品購入や活動費の経費、継続の事業として行政評価システム導入支援業務委託料などが計上されております。企画課関係では、電算の安定稼働の経費、広報の発行経費、指定統計調査の経費などが計上されております。監理財政課関係では本庁及び支所の施設や町有地の管理費、庁舎の改修工事費、町債の償還費が計上されております。税務課関係では、適正な税徴収のための費用及び愛媛地方税滞納整理機構への負担金が計上されております。学校教育課関係では、人間性豊かな砥部の子どもの育成を目標に、基礎・基本の確実な定着を図る小・中学校費の予算計上がなされております。本年は、小中学校教職員のパソコン配備費用、中学校統合に係るスクールバスの購入費用、砥部小学校の体育館、校舎の改修工事費、広田中学校体育館耐震診断業務委託費、また、中学校のパソコンの入れ替え費用、幼児教育の費用、教職員宿舎の管理費、山村留学センターの費用、遠距離通学の費用等が計上されております。学校給食では、衛生管理の徹底と、環境衛生設備の充実を図り、施設・設備の効果的運営に努め、安全性を基本に、栄養バランス豊かな魅力ある給食を提供する費用が計上されております。生涯学習課関係では、社会の変化に対応できる人間性豊かな町民の育成を目指した生涯学習社会の確立を図る費用、広田地区の地域間交流施設整備費用、人権問題や差別の解消に向け人権啓発活動を推進する費用、文化財保護の費用、また、社会体育では、各種スポーツ大会の委託料及び総合公園等の指定管理委託料などの予算計上となっております。公民館では、中央公民館、地区公民館の管理費、青少年ホームの費用などが計上されております。文化会館は指定管理委託料及び補修工事費、図書館については、施設の管理運営費及びコンピューターシステム等の経費が計上されております。

次に、議案第35号平成20年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算についてであります。20年度の奨学生は、高校1年生5人、2年生5人、3年生4人の合計14人を予定しております。なお、財源については、基金からの繰入金等で賄うことにしております。

次に、議案第36号平成20年度砥部町奨学資金特別会計予算についてであります。20年度の貸し付けは新規4名、継続6人の10人を予定しております。その財源については貸付金の償還金及び繰越金等で賄うことにしております。



次に、議案第37号平成20年度砥部町土地取得特別会計予算についてであります。20年度は公共下水道処理場用地の先行取得にかかる公債費で償還費用が計上されております。その財源として、下水道特別会計への用地売り払い収入で賄うことにしています。

以上、4議案については、適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第28号、35号、36号及び37号の4件については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第28号平成20年度砥部町一般会計予算について討論を行います。討論はありますか。まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 議案28号について、一般会計予算についての反対討論をしたいと思っております。議案第28号平成20年度砥部町一般会計予算についての反対討論を行いたいと思っております。

太田弘子経済財政担当相は関係閣僚会議で、2月の月間経済報告を提出しました。報告は景気の基調判断について「一部に弱さが見られるものの、回復が穏やかになっている」と変更し、1年3カ月ぶりの下方修正をいたしました。政府としては経済の原則を認めた形となっています。もともと庶民には景気回復の実感はありません。ここに来て、政府も景気判断を下方修正せざるを得なくなりました。大企業中心の景気回復が、サブプライム住宅ローン問題を契機にし、アメリカ経済が減速しているあおりを受けているためです。輸出の増加が穏やかになり、鉱工業生産の造成が鈍化しています。政府は昨年12月に企業部門の好調さが、家計部門へ波及するという表現を削除しました。これまで政府が繰り返してきた企業の好調さが家計に波及するという景気回復のシナリオは完全に破綻しています。経済政策の軸足を大企業中心から家計に転換することが、まったなしの課題となっています。本町においても、地方譲与税は1億6千万円をはじめ、地方特別交付金、地方交付税など、昨年と比べ削減されております。その上、生活必需品は軒並み上がり、庶民の生活は大変です。そのため、平成20年度は、ゴミ有料化、介護、年金保険、使用料・手数料の値上げラッシュの上に、新たに国の制度といたしながら、後期高齢者医療保険などは、お年寄りいじめや住民いじめの負担増のほかありません。重要なことは情報公開制度をつくり住民に知らすことです。最後に、憲法25条に明記されている最低限度の生活すら破壊する、格差と貧困が広がっていることです。町民を守るのは政治の責任です。その事を申し上げ議案28号の反対討論といたします。

○議長（井上洋一） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。5番、中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村でございます。私は委員長報告に賛成の立場で討論を行います。平成20年度一般会計予算については、各委員会で審議され可決すべきと、委員長報告されておりますので、議員各位におかれましてはご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（井上洋一） 他に討論はありますか。これで討論を終わります。

議案第28号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者：15名、反対者：2名]

起立多数と認めます。ご着席ください。よって、議案第28号平成20年度砥部町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第29号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第29号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号平成20年度砥部町老人保健特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第30号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第30号平成20年度砥部町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第31号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第32号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第32号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号平成20年度砥部町とべの館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第33号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第33号平成20年度砥部町とべの館特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号平成20年度砥部町とべ温泉特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第34号平成20年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号平成20年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第35号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第35号平成20年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号平成20年度砥部町奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第36号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第36号平成20年度砥部町奨

学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号平成20年度砥部町土地取得特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第37号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第37号平成20年度砥部町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号平成20年度砥部町公共下水道特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第38号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第38号平成20年度公共下水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号平成20年度砥部町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第39号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第39号平成20年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号平成20年度砥部町浄化槽特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第40号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第40号平成20年度砥部町浄化槽特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号平成20年度砥部町水道事業会計予算について討論を行います。討論はあ

りませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第41号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第41号平成20年度砥部町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩します。休憩時間を利用して午後1時10分より議会運営委員会、続いて議員定数等検討特別委員会、続いて全員協議会を開催いたします。再開は全員協議会終了後の予定です。

休憩 午前11時47分

再開 午後 2時37分

~~~~~

日程第38 請願第1号 住民の暮らしを守るため、地方財政の強化・拡充を求める
請願について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 再開します。日程第38請願第1号住民の暮らしを守るため、地方財政の強化・拡充を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました請願第1号住民の暮らしを守るため、地方財政の強化・拡充を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の趣旨の総論については現在の地方の状況が述べられていますが、請願項目については、引き続き、調査検討の必要があると思われまふ。よって、請願第1号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、請願第1号住民の暮らしを守るため、地方財政の強化・拡充を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

おはかりします。ただ今中村町長から議案第42号砥部町手数料条例の一部改正について及び議案第43号砥部中央幹線管渠敷設工事（4工区）請負契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。議案第42号及び議案第43号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第42号 砥部町手数料条例の一部改正について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 追加日程第1議案第42号砥部町手数料条例の一部改正についてを議題とします。本案について説明を求めます。藤田住民サービス課長

○住民サービス課長（藤田正純） それでは議案第42号砥部町手数料条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。砥部町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年3月14日提出、砥部町長中村剛志。まず、提案理由から先にご説明申し上げます。戸籍法の一部が改正されまして、個人情報保護の観点から戸籍の公開制度を見直したしまして、戸籍の謄本、抄本等の交付請求をすることが出来る場合を制限することになりました。これにつきましては平成20年5月1日から施行されますが、これに伴いまして、戸籍法を引用する条例の規定について整備する必要が生じたため提案するものでございます。それでは新旧対照表の方をご覧くださいと思います。右側に改正案を載せておりますが、この第2条の中で、戸籍法第10条という項目がでてまいります。これにつきましては、現行では戸籍法では、何人も請求することができるというふうになっておりました。今回改正されまして、この10条では戸籍に記載されている人、もしくは親族の方、または国や地方公共団体が事業を推進するにあたり必要な場合というふうになっております。それと新たに126条が新設されました。これにつきましては統計や学術研究で公共性が高くてその目的を達成するためにどうしても必要が生じた場合に提供することができるというふうになっております。まず第2条の第1号でありますが、これにつきましては戸籍の抄本、謄本について規定をいたしております。第2号でありますが、これは今申し上げました戸籍の抄本謄本の一部を、一部事項の証明に関するものでございます。第3号でありますが、これは除籍謄本または抄本に関する項目でございます。第4号でありますが、これは除籍抄本、謄本の内の一部事項を証明するものでございます。次のページ、2ページをお願いします。第5号では届出の受理証明に関する事項でございます。第6号では閲覧に関する事項でございます。金額等につきましては改正されておられません。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第42号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第42号砥部町手数料条例の一部改正については、可決されました。

~~~~~

追加日程第2 議案第43号 砥下第6号砥部中央幹線管渠敷設工事（4工区）請負契約の締結について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 追加日程第2議案第43号砥下第6号砥部中央幹線管渠敷設工事（4工区）請負契約の締結についてを議題とします。本案について説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第43号についてご説明いたします。砥下第6号砥部中央幹線管渠敷設工事（4工区）請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求める。平成20年3月14日提出、砥部町長中村剛志。契約の目的でございますが、砥下第6号砥部中央幹線管渠敷設工事（4工区）でございます。ちなみに工期は契約の日から20年7月末まででございます。契約の方法は一般競争入札でございます。今回は総合評価方式による一般競争入札となっております。契約金額は8,410万5千円。消費税を含む額でございます。この額は、予定価格に対する落札率62.09%でございます。契約の相手方、愛媛県伊予市下吾川947番地の1。株式会社伊予ブルドーザー建設。代表取締役今岡満洲太郎でございます。提案理由でございますが、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。入札状況について若干説明させていただきます。1ページをご覧ください。入札は3月3日に行われました。予定価格1億2,900万円、消費税抜きでございますが、この価格に対しまして、ご覧のとおり8社が応札しておりますが、すべて調査基準価格を下回っております。下の2つの業者さんにつきましては砥部町の低入札調査価格の客観的基準を満足できませんでしたので、失格といたしました。残り6社の内、最も評価値の高かった伊予ブルドーザー建設の詳細調査を行いました結果、同社はこの応札価格で工事を完成させる能力があると判断いたしまして、今回提出するものでございます。総合評価の評価方法、また工事概要につきましては、2ページ、3ページの方に載せておりますのでご覧になっていただけたらと思います。ご審議の上、ご議決のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第43号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第43号底下第6号砥部中央幹線管渠敷設工事（4工区）請負契約の締結については、可決されました。

おはかりします。ただ今、各委員長から議員派遣について申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第3として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。議員派遣についてを日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに決定しました。



追加日程第3 議員派遣の件について

○議長（井上洋一） 追加日程第3議員派遣の件についてを議題とします。委員会研修について、説明を求めます。平岡産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（平岡文男） 産業建設常任委員会の研修日程が決まりましたのでご報告申し上げます。柑橘の新品種及びてんぷら油の町をあげてのリサイクル調査研究のため、5月中旬に中国または九州方面で委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） 私たち厚生常任委員会6名は、議会閉会中を利用して秋田県を含む東北方面へ2泊3日の視察研修を計画しております。研修内容は24時間体制での福祉のまち、鷹巣町等を予定しております。実施時期は5月中旬の予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） 総務文教常任委員会も閉会中を利用して、財政と環境整備という2つの問題について5月中旬頃、2泊3日の研修を九州方面にて行いたいと思います。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 栗林議会運営委員長。

○議会運営委員長（栗林政伸） 議会運営委員会の研修日程が決まりましたのでご報告申し上げます。議会改革の取り組み及び議会運営の調査研究のため6月上旬に関東方面で委員会研修を実施する予定であります。これのご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 各委員長から説明のとおり、閉会中に委員会研修を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、各委員長から説明のとおり、閉会中の委員会研修を実施することに決定しました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には3月6日から今日までの9日間の会期中、終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決・ご承認いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。ご議決いただきました補正予算並びに新年度予算につきまして、執行の際には再度厳正に研究させていただき、最大の効果が上がるよう努めてまいりたいと思えます。また、会期中、議員の皆様から頂きましたご意見、ご提言を十分かみしめながら、任期最後の1年を一生懸命務めさせていただきますので、一層のご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 以上をもちまして、平成20年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午後2時55分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員